

決算特別委員会会議録

平成21年10月29日(木)

(開会) 9:58

(閉会) 20:02

○委員長

おはようございます。ただ今から、平成20年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。本日からの実質審査につきましては、お手元に配付しております平成20年度決算特別委員会の審査順序に記載のとおり審査していきたいと考えております。最初に監査委員の監査意見書に対する質疑、2番目に各款ごとの質疑に入ります。お手元の資料に示していますように歳出は6つに、歳入は3つに区切って質疑をいたします。続いて、一般会計に対する総括質疑を行い、討論、採決については保留して最後に行いたいと思います。3番目に、特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては歳入、歳出、一括して質疑を行っていただきます。なお、討論、採決につきましては、一般会計と同様に保留して最後に行いたいと思います。4番目に、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から特別会計の順に討論、採決を行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営させていただきます。次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員で事務に支障を来す場合には各職場で仕事をしていただくこととして退席させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのような取り扱いをさせていただきます。最後に、執行部の皆さんに要望いたします。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、審査を行う款に関する課の方はできるだけ前方の席にお着きいただき、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、はっきりと的確に答弁していただきますよう特に要望しておきます。また、審査対象となる方々につきましては随時交代して、前のほうに着席していただきますようお願いいたします。それでは審査に入ります。最初に、監査委員の意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですので、監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

「認定第1号 平成20年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。各款ごとの質疑に入ります。まず、第1款 議会費、及び第2款 総務費、103ページから127ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には事項別明細書のページ数と費目を示して質疑されるようお願いいたします。まず質疑事項一覧表に記載されています楡井委員に質疑を許します。

○楡井委員

おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。質問に入ります前に、質疑事項通告一覧の中にあります質問事項の削除をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。通告一覧表1ページ目の下から5段目の「人権擁護委員会の活動と人権相談開設に関して」です。4ページの下から3段目、「教育分野の同和個人給付について」、それから次の5ページの上から3段目と4段目、「就学援助の現状、充実について」、「いじめ、暴力等の推移について」、以上4項目を削除していただきたいと思います。これは一般質問、さらには事前の打合せ等で

通告をいたしましたけれども、質疑の必要がなくなったというふうに感じましたので削除をお願いしたいと。よろしく願いいたします。

順番に従って質問をしていただきたいと思います。まず、職員数の減少と住民サービスの関連についてでありますけれども、これは要求しました資料の11ページ等に関連してであります。第1問といえますか。第1項目はですね、職員数の推移についてお尋ねしたいんですが、平成19年と平成21年の見込みの比較があります。これで見ますと正規職員は19人の減少ということになりますけれども、嘱託職員、さらには臨時職員、それぞれ何人減少しているのかについてお尋ねいたしたいと思います。

○人事課長

今ご質問の19年度と、21年度の嘱託職員と臨時職員の人数の減少ということでございますが、お手元のほうにございます資料のとおり、まず嘱託職員につきましては、19年度177名が146名ということで31名の減、臨職については353名が361名ということで、8名の増という状況になったということになります。

○楡井委員

一緒にすればよかったですけど、再任用の職員は現在何人になっておりますか。

○人事課長

再任用の職員数につきましては21年度63名となっております。

○楡井委員

それでは次に、職員給料の推移についてお伺いしたいんですが、平成19年と平成21年の見込みを比較をして正規職員、嘱託職員、臨時職員それぞれ何%減少しているのか。その際再任用の方々は正規というふうに聞いておりましたので、正規職員の中に入ってるんじゃないかと思っておりますけれども、入ってなければ再任用職員の給料の減少についてもお尋ねしたいと思えます。

○委員長

楡井委員さん、20年度の決算ですからできたら19年度と20年度の比較がよろしんじゃないでしょうか。20年度の決算ですから、その辺を考えて質問をしてください。

○人事課長

19年度と20年度の比較ということでお答えをさせていただきたいと思えますけれども、減少率、ちょっと今計算中でございますけれども、職員につきましてはこれ平均給料で申し上げますと、19年度の行政職の職員の平均給与は351,808円ということになります。20年度につきましては平均給料が350,765円というような形になります。正規の職員、19年20年対比で9.48%の減少ということになります。それから臨職と嘱託職員につきましては19、20の比較では同額ということで推移をしております。

○楡井委員

それは20年と19年と比較いたしましたですね、この間に減少した給料の総額は幾らになりますでしょうか。

○人事課長

申し訳ございません。今精査しておりますが、約3億円の減少ということになります。

○楡井委員

19年と20年では3億6,300万円余りじゃないかというふうに思えます。さらに21年度の見込みということになれば、6億1,600万円ぐらいになるんじゃないかと思うんですね。それで職員数も先ほどお聞きしたように、随分減っているという状況の中で1,200人体制であったときの仕事を、それからの後の経過を見ますと、それ以上にやっぱり複雑で、量的にも増大した仕事をこなしているんじゃないかというふうに考えるわけですが、市長はその点

での認識がございますでしょうか。

○人事課長

職員数の減少についてのご心配というふうにお受けいたしましたけれども、合併後、特にですね、1,256人という体制で合併をいたしまして、現在は1,009人ということで200人程度の職員が減少しておりますが、これは合併後直ちに行財政改革に取り組みまして、その一環といたしまして行財政改革推進室、人事課と入りまして、所属ごとのヒヤリングを実施しております。その中で当初つくりました組織についての見直しを行う中で、意思決定あるいは指示命令、これが迅速に行われる組織体制というようなことから検討いたしました結果、かなりその組織については見直しが可能だというようなことで、翌19年度からでございますけれども組織体制を見直しております。そういうことで職員の数の減少が今ご心配されるようなご指摘に当たるといふようには考えておりません。

○楡井委員

合併したときよりも250人ぐらい今減ってるんですけども、この間の組織見直しをやって仕事量その他ですね、現在の体制で十分だと、こういう答弁じゃなかったかと思うんですね。そういう意味で今回、5年前も、それから今回も、6年前になりますか、大きな災害があったんですけども、この災害のときに嘱託職員や臨時職員、これは非常召集の対象になりますでしょうか。

○人事課長

非常召集の対象になるかというような質問でございますが、現在の飯塚市の防災体制は基本的には定数内職員を前提として、体制組まれておるといふふうに認識をしておりますが、その後いわゆる第4配備といいましょうか、現在第3配備になっておりますけれども、全員体制という中では嘱託職員、臨時職員も動員するような形で対応をとらせていただいております。

○楡井委員

その辺の区切りといえますかね、どういふふうになったらこの嘱託職員や臨時職員等が非常召集の対象になるのかという判断の基準といえますか。同時に平均年齢でもですね、職員の方の平均年齢も随分年齢も高くなっていったんじゃないかというふうに思いますんで、防災体制を整えるという意味ではそれなりの困難があるんじゃないかというふうに思うんですが、嘱託職員ないし臨時職員の非常召集の採用基準といえますか、これが分かれば教えてください。

○人事課長

先ほど申しましたように、現在の第2配備までの体制につきましては定数内職員を前提に配置数等定められておりますので、そこで臨時嘱託、再任用等を使うということは想定をいたしておりませんが、先ほど申し上げましたように全員体制というふうな体制が敷かれた場合につきましてはそれぞれの班長の判断で、嘱託、臨時職、再任用の動員ということを行っております。

○楡井委員

その際、嘱託職員や臨時職員の方たちがケガがあったりとかですね、被害とっていいんでしょうか、そういう負われたときにその際は正規職員と同じような身分で補償されるのか。

○人事課長

基本的に嘱託職、再任用につきましては採用2年目からは、公務災害の適用となります。でございますので職員と同等でございますが、それ以前1年間につきましては、労働災害補償法の適用となりますので、ほぼ今指摘のけが等の対応につきましては職員と同じような条件で補償が受けられます。

○楡井委員

ケースワーカーの方たちが担当する保護世帯に、アンバランスと過重があるということも指摘をしてきたところですが、いまもってまだ改善の方向ではないんじゃないかというふうに、今改善の方向はあるしてもですね、改善されているというふうには見えないんです。そういうところで職員のストレス蓄積と同時に市民への責務を放棄するというようなことにも、今のままならそういう体制じゃないかというふうに思うんですけれども、その点についてはどうでしょう。

○保護第1課長

たびたびご質問を受けておりますけれども、ケースワーカーの配置基準といたしまして、社会福祉法の中で担当件数は80世帯を標準とするというようになっております。今委員が申されますように、若干標準を上回った持ち件数を持っております。このことにつきましては担当地区の地理的条件とか、あるいはケースの特性、そういうところを考えますと、持ち件数が、単純に多い少ないという判断も難しいのが実情でございます。そのような状況ではございますけれども、現状の体制で創意工夫しながら保護業務を執行しているところでございます。例えば、訪問活動等におきましてもケース格付に応じた効率的な訪問により、被保護者の指導、支援を行っているところであります。また高齢者世帯の見守りにつきましても地区委員とか、あるいは地区民生委員、福祉委員の方々と連携いたしまして、被保護者の方々が安心できるような支援指導を行っているところでございます。またケースワーカーの持ち件数が増えたり偏ったりした場合には、各ケースワーカー、あるいはスーパーバイザー、当然私どももいろいろな形でフォローしながら業務を行っているところでございます。そしてそれ以外に、面接相談員、就労支援員、母子自立支援員等を配置しておりますので、これらの職員の協力体制をとりながら適正な保護業務も進めているところでございます。以上が現状でございます。

○楡井委員

一般市民の方たちの協力を得ながらということでもありますけれども、市民の方たちの協力はあくまでも協力があって、責任ということからすればそうはならないんじゃないかと思うんですね。そういう意味では基準どおりの地方行政をやっていくというふうになれば先ほど人事課長が言われたような、大丈夫ですというようなことにはならないんじゃないかというふうに考えております。市民を大事にするという考え方ですね。これはやっぱり職員体制でもきちんと表すというふうにしていかなきゃならんというふうに思いますので、ぜひ検討改善というものをお願いしたいというふうに思います。この項については以上です。

○委員長

引き続き楡井議員に質問を許します。

○楡井委員

コミュニティバスの状況についてお聞きしたいと思うんですが、資料の13ページでしたかね、あるんじゃないかと。まず利用者数がですね平成18年、19年、20年、部分的にそのコースによっては増えてるところもありますけれども、全体では減少してきています。旧市町別に見たら平成19年に比べて穂波と穎田で増加していますし、穂波の4コース、穎田の5コースと、こまめにコースを作って所要時間が短いというのがその理由じゃないかというふうに思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○総合政策課長

確かに穂波と穎田につきましては20年度は19年度と比べまして増加はしておりますが、18年度と比較いたしますと減少しております。従いまして、コースの所要時間が利用者の増減に影響しているということは一概には言えないのではないかと考えております。

○楡井委員

所要時間の関係でいいますと、平成21年度の分が9月までですけども参考資料等出てます

ね。決算年度の範囲外だと委員長からおしかりを受けるかもしれませんが、減少が著しいですよ。これ1つに思うのが、時間が長いと。乗って目的地へ行くまでに随分長い時間かかるというのが大きな1つの減少の原因だと思うんですよ、まだその他にもありますけどね。そういう意味では今ご答弁あったような状況ではない。そういう認識であれば、今後これは改善の見込みがないんじゃないかというふうに考えますけどいかがですか。

○総合政策課長

今のところですね、一概にコースが長いということが原因ではないというふうには考えておりますが、今から、これまでの21年度実施し始めまして、特に一番長い顛田庄内の中廻線というのがございますが、これについては約2時間の所要時間ということでございます。これにつきましては今から先といいますか、これまでいただいたご意見の中で確かに長いのではないかと、目的まで時間がかかり過ぎることがございますので、今後22年度に向けましては改正の余地はあるのかなというふうに考えております。

○楡井委員

時間の長短が利用者の増減に関係ないというふうに言いながら、今の質問では時間の長短関係あるというような答弁ですよ。目的地に着くまでの時間が長いということははっきりしておるわけで、この改善を要請しておきたいと思えます。それから運賃が750万円ぐらいですか、利用料が。これは今年分ですから質問できませんね。これは撤回します。時間の関係で見ればやっぱり長くなっているということはしっかりしていただきたい。またコースについても短くすると、この時間との兼ね合いがありますけど。そしてコースを多くすることも検討の対象になるんじゃないかというふうに思えますので、よろしくお願ひしときたいと思えます。

○委員長

次に岡部委員に質疑を許します。

○岡部委員

おはようございます。私がお尋ねしているこの113ページの地域振興費の報奨金とそれから委託料と2つお尋ねしているわけですけど、ここに関して私がお尋ねしたかったのは合併前の継続事業、各旧町を取り組まれてきたようなこういう事業がどのぐらい残ってるのかなというのがお尋ねしたい趣旨だったんですけど、大体話をする中で理解がいきまされたので、この2つに分けて報奨金と委託料と出してますけど、一括してせっかく質問通告をしてますので、簡単にお答えをいただきたいと思うわけでございます。この庄内地区が地域づくり報償金謝礼金というのを挙げられてますよね。これについて、これはどういうもので、いつごろから続いているもので、この内容がどんなものなのかお尋ねをいたします。

○庄内支所総務課長

謝礼金についてお答えいたします。旧庄内町をおきましては、平成16年度から福岡県の補助事業であります福岡県個性ある地域づくり推進事業を活用いたしまして旧庄内町の地域づくりに取り組んでまいりました。ご質問の庄内地区地域づくり懇談会謝礼金80,000円につきましては、この地域づくり懇談会委員として出席していただいた方に対して1回あたり800円を支給しています。謝礼金としての支給は地域づくりを始めました平成十六年度から支出しております。

○岡部委員

それでこの質問通告出した時点でだいたいこれと、その下の委託料、珍しい名前でもただならぬ地域資源づくり事業というふうな形で書いてありますけど、これも事業の性格が同じようですので、これはどういう内容なのかお尋ねをいたしたいと思えます。

○庄内支所総務課長

内容といたしましては、庄内町の発展と言っているんですかね、そのために一応平成16年に策定した庄内町個性ある地域づくり推進計画に基づき、平成16年度はまちの駅事業とただならぬ地域づくり事業、地域主権の掘り起こし活用事業、ごみの不法投棄対策事業、3事業を委託したものであります。また他といたしましては、安全・安心な通学路づくり事業に取り組んでまいりました。

○岡部委員

このただならぬ事業がですね、これはだいたい取り組んだ年度は分かったんですけど、これを委託している委託先はどこなんですか。

○庄内支所総務課長

これが回答になるかよく分かりませんが、ただならぬ地域づくりの「ただならぬ」とは神宮皇后が朝鮮から帰られるときに由来したものです。今お尋ねの、委託業者につきましては、株式会社まちづくり計画研究所であり、平成16年度が20年度まで委託しておりました。

○岡部委員

この事業としての成果は。

○庄内支所総務課長

庄内町の地域づくりにつきましては今あげました4点ですけれども、その成果といたしましては地域資源の掘り起こし活用事業につきましては、コスモス園にかかしの設置を行いました。平成19年度には20体、20年度には30体を超えるかかしが展示されました。また今年の10月には一般住民向けのかかしづくり体験学習会を実施し、多くの子供たち、人たちの参加を得て、かかしが作成され、あわせてコスモス園に設置いたしました。安全・安心な通学路づくり事業といたしましては19年度に庄内小学校、20年度に幸袋小学校において大声出し訓練を実施しました。ごみの不法投棄対策事業といたしましては、しめ縄設置による不法投棄対策を行ったところ、以前はごみを捨てられていた箇所が、地元住民の手で現在は著しく畑に生まれ変わるなど、地域住民の意識面や警戒面でも大きな成果をあげています。またこれら取り組みの成果はテレビ等で広く紹介されました。

○岡部委員

合併前の引き継ぎ事業と申しますかね、合併前に各町で取り組まれていた事業というのは今回決算書の書類に目を通させていただきましたけど、他の町名ではないようなんですけど、これはもう庄内だけに限ったことであるのか、それが1つと、それからこういった事業は時限が定められている事業でこれからも継続してあるのかどうかちょっと教えていただけますか。取り組まれろうとしなきゃいけない事業なのか。

○庄内支所総務課長

庄内町の地域づくりに関して言わせてもらいますと、一応この事業は県の補助事業を活用いたしまして16年度から5年間の事業で行ってまいりました。21年度につきましては引き続きかかしづくりやまちの駅の事業等を行っております。

○岡部委員

だからね、例えば委託料でも273万円出てますよね。県からの支出金というのはこちらの方がいただいているのは、147万円ぐらいの資料として上がってきて、こういった差額をおそらく飯塚市の方が負担しながらやっていくわけですけどね。私としてはこういう事業がこれから残すべきではないと、基本的にはそう思っているわけですよ。だから旧町時代の事情がどれぐらい残っているのかということを少しお尋ねをしたわけですけどね。もう合併して何年になりますか。4年かな。だからこれ16年度ぐらいからの事業で取り組まれておるわけですけどね。やはり新しい体制になっても年数が経っておりますので、きちっとしたところの見直しをして、当然ないのやったらもうないで、あたしはもう結構ですけど、旧町時代の引継事業と、こうい

ったものについてはきちっと目を通して区別をしていていただきたいと思うんですけどね。
いかがですかね。

○総務部長

質問者言われますとおり、この事業につきましては合併時に旧庄内町がやっていたということで、合併の中の協議の中で合併後についても申請年次につきましては取り組もうということでやったものでございます。この事業につきましても合併後につきましてはこの期間だけに限定しておりまして、以後につきましては縮小と。21年度につきましても県の採択になっておりませんで、実施はいたしていないというところでございます。

○委員長

次に、兼本委員に質疑を許します。

○兼本委員

115ページの電算管理費ですか。電算システム適正化等行政評価制度支援業務委託料との関連についてということで質疑を出しておりますが、実は行政評価制度支援業務委託料というのは予算に上がっていた訳ですけどね、21年の2月の委員会でこれを全面債務負担行為を取り消したという事例がございまして、どこで質問したらいいかなと思うとりましたけど、そのときの答弁の中で電算システムとの位置づけというような答弁がございましたので、ここで質問させていただきます。平成20年度の当初予算に計上しておりましたこの行政評価制度支援業務委託料というのを21年2月の委員会で削除したわけですけど、この理由についてですね、再度お尋ねいたします。

○総合政策課長

行政評価制度導入に際しましては既存の行政評価システム、これを使用することとしておりましたが、23年度に電算システムの入れ替えが予定されていたため、既存のシステムを使用した場合にそのまま移行できない可能性があり、また移行可能であっても相当の費用が生じるということのため、新システムの導入後に実施した方がよいとの判断を行ったところでございます。

○兼本委員

今答弁ございましたけど、これを導入するときの予算のときの説明の中では旧飯塚市ではこの研修と申しますか、これをやっとなんと。ところが合併で新しい職員が増えたので合併後の職員を対象にするためにもこういうものを導入したというような予算委員会での説明がございました。今、電算システム等の関連性があるからということで削除したという答弁ですけどね、これが2部にわたるとかですと3部にわたるとかというような部署であれば横の連絡がつかないから電算の構築等を行政評価制度の導入支援というのが相反するようなことがあったとしても、これは一歩引いてしょうがないかなという感じがするわけですけど、これは同じ部なんですよね。だから同じ部で予算要求をするときに片一方は行政評価制度の支援、もう一方は電算のシステム構築というような形で予算要求をやるわけですよ。同じ部で、課は違いますけどね、同じ部で予算要求をやるときに予算のやり方が正当のものか、また財政がそういうものが出たときに簡単に2月の委員会で削除しましたというような形でポンと報告がありましたけどね、そういうものがこの行政評価制度というのは、後で聞きますけどね、非常に今の行財政改革のにとっては非常に大事なことなんです。これが1歩また進みますと事務事業の仕分けとかも進むわけですけどね。そういう中で簡単に予算の中では、同じ部から2本出したらやっとなんが電算のシステム構築と連動しないと行政評価制度をやってもだめだということで削った、それを受けて財政が簡単にこういうことで削りましたということでご報告があったわけですけどね。私はこのようなものは同じ部で予算要求をやったのに、予算のやり方そのものにも問題があるんじゃないかなと思うわけですけどね。まずそれをお聞きするためにそもそもこの行政

評価制度とはどういう目的で実施して、どのような効果があるというふうに考えて、20年度の予算要求をしたのか、その点お尋ねいたします。

○総合政策課長

行政評価制度とは市の政策や施策、事務事業についてどの程度の成果を上げたのか、また期待できるのかなど市民の視点で客観的な成果目標を設定するなど目的や成果、効果をできるだけ数値化しましてさまざまな観点から評価を行う行政経営の仕組みでございます。この結果を総合計画の策定、行政改革、また予算編成などに活用することによりまして効率的で質の高い行政運営を実現していくもので、また市民へも評価の結果を公表いたしまして事務事業の実施状況、達成状況等を分かりやすく説明するということが可能となるものでございます。

○兼本委員

今縷々答弁がありましたように非常に大事な事業なんですよ。これと電算システムとか関連、連動しなければできないかというところで、職員の研修等々ではそんなこと関係なくとも研修はできると思うんですよ。例えば、職員一人一人の危機意識とか、職員一人一人が経営者としての感覚を養うとか、それから市長が言っている協働のまちづくりというような形のものからいうと、ぜひこれはやはり1日も早く取り組まなければならない事業だと私は思うわけですよ。それを電算システムと関連しなければできないというような形でポンとその削除したということは、私はいささか市の目的とするところと事業が全然内容が一致してないと思うんですけどね。だからこういうのをやっていくことが、今言うように市民に対して1次評価、2次評価、それからこれは予算のときに安藤委員が質問してるんですよ。安藤委員は直方の事業仕分けまで考えてんのかというようなことまで質問した事例なんですよ。それをあなた達はそういう形の中で21年度は試行、22年度は完全実施をやりますというような形で、大見栄を切った事業を簡単にポンと削ったということは、私はどうも本当に行政がそういうふうな改革をやるという意識が本当にあるのかと、でこれを削ることについて部長それから副市長、市長も大事なことから電算室とも関係なくともやれないのかというぐらいの指摘があつてしるべきと、私はそう思うわけですよ。この点担当部長はどうですか。

○企画調整部長

確かに質問者がおっしゃるとおりでございまして、行政の無駄をなくす質の高いそして効率的かつ友好的な行政運営を行うためには、この行政評価システムの導入を早期に取り入れなければならないということは十分に認識をいたしております。先ほど担当課長が申し上げましたように、まだ合併前の旧飯塚市においてはもう執行段階までに既に進んでおりました。しかし合併を迎えて平成18年度から新たに旧4町の職員に改めて職員研修を行うとともに、試行段階そして本格導入という計画を立てておりましたけど、その時点においては新システムに移行できるという考えのもとで、平成20年度に委託料の予算も計上し、債務負担行為もご議決をいただいてたという経緯がございます。しかしながらその後、担当部課でございます情報推進課等々と十分に協議検討を行いました結果、新電算システムに移行させるには費用がかかるというようなことを聞きましたものですから、あえて新電算システムの導入と同時に改めてこの行政評価システムを取り入れようという考えに至りましたものですから、削減させていただいたと同時にまた新電算システムに併せまして、早く行政評価システムに取り組みたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○兼本委員

残念ですね、改革がそういうふうな、もう他市ではこういうことをやってるのはもうたくさんあるわけですよ。そういう中で電算が23年でしょ、電算のシステム機構がとすれば23年からこれに取り組むとすれば2年かかれば25年ですよ。改革が遅れるわけですよ。今この財政は非常に厳しい中で、どうしようかという中で、改革が遅れるということはどうなりますか。

大変なことやないですかね。たまたまこれを打合せしてましたら、今度のあの行革の本をいただきました。その中行革の中にこの行政評価というような文言が出てこれに取り組むという文言が出とりましたけどね。これはどういうものか、そしてこれは、電算システムとは関係なくちょっと改革が遅れたなという意識のもとで、1日も早く取り組んでやろうとしてるのか。行革お願いします。

○行財政改革推進室主幹

行政評価制度導入につきましては、行財政改革を推進する上で最も重要な項目だと認識をいたしております。現行の行革の実施計画の推進項目、また現在作成しております実施計画第1次改訂版の推進項目におきましても、事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入を重要な推進項目ということで掲げております。先ほど総合政策課長また企画調整部長がご答弁いたしましたように、行政経営という視点に立った中でPDCAサイクルに沿いながら点検評価改善を行い予算や計画に早期に反映させることが必要であるとともに、職員の意識改革にもつながることから、行財政改革推進の総括部署であります行財政改革推進室のほうで所管をいたしまして、既存の行政評価システムは使用せずに、今年度から実施をいたしております。

現在各課におきまして全事務事業の整理、洗い出しを行い、事務事業ごとに事務事業を評価シートを作成をしている段階でございます。今後、事務事業シートが適正に作成されているかなどを行財政改革推進室のほうでチェックを行いながら、また職員の作成また点検評価スキルを高めながら所管部署で第1次評価、またその次には第2次、第3次評価を行いながら抜本的な改善見直しにつなげていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

やれるんですよ。電算システムと関係なくやり方を変えればできるんですよ。できることだったらもう予算でそういうものをあげておいたら、予算と今の従前と関係なく別の方法でやれると今答弁がありましたように、やれるんですよ。やれるものは1日も早く取り組んで改革に取り組む、そして特に今は政権が代わってこんな事務仕分けについていろいろとやるというような形で無駄なものを省くというようなものも今、政権が変わったところでやってるわけですよ。まさにそういうものをやろうかという前段ですよ、これは。だからやれるんですよ、やろうと思えば。それを電算システムと連動しなければだめだからやりませんよという形でやったらだめですよ、これは。

今後十二分にこういうふうな改革に伴う事業をやるときには、やるかやらないかについてはこういうシステムでこれをやらないと絶対ダメだというものであれば我々も認めますけどね、あなた達は何も我々に報告なしに電算システムの関連がありますから止めますということだけ言って、継続しろと言ったってできないわけですからね。だからやっぱり予算で出して削る場合には、例えば土地の買収が出来なかったとかね、そういうものだったら分かりますよ。けどこういうものについては改革のものでしたら1日も早く、1時間でも早く取り組まなければならない事業ですね、やめるとか何とかある場合には議会にこうこうこういう事情で止めますよというぐらいの事前の報告があって私は然るべきだと思いますので、今後こういうことのないように申し添えて終わります。

○委員長

次に、楡井委員に質問を許します。

○楡井委員

それでは決算書の115ページから117ページにかけて、人権同和推進費に関連してお聞きいたしたいと思います。資料でいえば、資料要求した資料の14ページから88ページにかけてになりますけど、まだ全部が全部質問するというものではありませんが、第1点はですね、資料の14ページ、15ページに人権同和对策事業決算総括表というものがありますから、こ

の中から何点かお聞きしたいと思います。

まず最初にお聞きしたいのは歳入の項目の中に同和団体への補助金、ちょっと言葉があれですね。歳出のほうです、同和団体への補助金というのをいろいろ出してあります。この中でその団体補助金を出すための財源として、この歳入の中にその団体補助金の県ないし、県からのこの助成金、その他があるかどうかそれをまず教えてください。

○人権同和推進課長

歳入の中に運動団体に対する補助金に該当する財源があるかということでございます。県支出金等はありません。一般財源の中から支出いたしております。

○楡井委員

団体補助金は全く飯塚市独自のものだというご答弁ですね。それからこの表の中で、一番上の表の隣保館事業補助金というのがありまして、これが309,000円ほど減額になっていると思うんですね。これらについての理由を説明していただきたいと思います。

○人権同和推進課長

隣保館事業補助金の削減額309,000円につきましては17、18、19年度の3カ年のモデル事業といたしまして、高齢者に対するデイサービスのモデル事業を行ってまいりましたが、その金額は600万円補助金がありましたが、これが19年度に終わりをまして、20年度からは正式にデイサービス事業という補助金で行うようになりまして、それが1カ所当たり2,544,000円ということで2カ所行っておりますので、その差額90万円ほどと、また補助金、隣保館運営費補助の補助単価がこちらのほうは上がっております。デイサービスのほうは若干下がっておりますけど、補助単価のほうは上がっております。これを相殺いたしまして金額的には309,000円減少しているという状況でございます。

○楡井委員

次に、それと同じ欄の一番右の方に穂波人権啓発センター無許可使用損害金ということで193,000円上がっておりますが、この中身はどういうことでしょうか。

○人権同和推進課長

この件につきましては決算、予算、それぞれの委員会等でもいろいろご指摘を受けました。穂波の人権啓発センター内に運動体、穂波町協が入っております関係の部分、19年11月いっぱい退去するようという指導を行ってまいりましたが、そのまま退去せずに19年12月から20年の6月まで使用をしていた関係、許可はいたしておりませんでしたので、指導不十分でありましたが、結果的には無許可、無断使用という形になりまして、損害請求を行いました金額がこの金額でございます。

○楡井委員

解放同盟の事務所が約束通り退去しなかったと。それからそのために市に損害金が生じたと。その損害金を県がこの補助してくれたとこういうことですか。

○人権同和推進課長

雑入でございますので、あくまでも運動団体から損害金を受け取っておりますその金額でございます。県からはありません。

○楡井委員

それでは次にですね、人権同和教育の関係で啓発費補助金というのがあります。これの目的、それから事業内容、これについてお聞きしたいと思います。

○委員長

誰が答弁しますか。暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 56

再 開 11 : 06

委員会を再開いたします。

○人権同和教育課長

大変失礼しました。質問の趣旨をちょっと把握しきれおりませんでしたので回答させていただきます。福岡県人権同和问题啓発事業補助金の交付要綱によりますと市町村が実施する同和问题を始めとする人権問題啓発事業に対する経費に対する補助を行うことによりまして、人権課題の早期解決に資することとなっております。なお、その事業内容につきましては歳出、教育費になりますけれども、大まかなご説明といたしますと街頭啓発の実施、講演会、研修会の開催、啓発冊子等の作成、以上のような内容でございます。

○楡井委員

次にですね、今の問題はまた後ほど質疑したいと思います。次に、この総括表の歳出のほうに一番上の段の右から3つ目に補助金というのがありまして、これはその6,556,000円ほど減ってるわけですね。この内容について、どういう理由で減額になったのかについてお聞きしたいと思います。

○人権同和推進課長

この補助金の大半は運動団体に対する補助金がほとんどでございますが、実質6,556,000円削減になったということは運動団体への補助金の削減であります。

○楡井委員

それから、今の答弁で6,556,000円ですかね、減ってるわけですが、先ほどの答弁では、歳入はなかったという話ですけど、これ全部、市の歳出ということになるということになると思います。それから次にですね、二段目の真ん中あたりに、農業関係の歳出があるんですけども、同和関係の農業土木のことだと思うんですが、改良工事で昨年と比べて、約2倍半までいかないけど、2.38倍くらいになってると思うんですね。この事業と言いますか、工事の内容についてご説明願いたいと思います。

○農林課長

事業費が2倍程超えることになっている理由でございますが、農業の改良工事といたしましては、水路の改良等がこの件の支出の主でございますが、事業的な仕分けをしますと、同和対策事業というような感じで資料を提出させていただいておりますが、農業用水路につきましては、上流下流の取水排水の関係、浸水的な関係がございますので、個々の昨年度、一番大きな要因は、穂波町の小正という所の改良工事をしたわけでございますが、これに伴いまして、上流と下流との水利の調整なり、浸水の対策に支出するために、個々の工事によってこの地区だけでなく、上流下流の水路がスムーズに流れるというかたちで取り組んだ次第でございます。

○楡井委員

一番下の表ですね、人権同和教育の補助金で、これが昨年と比べて44%に下がっています。このことについて、内容を説明してください。

○人権同和教育課長

ただ今のご質問でございますけれども、総括表の15ページ、人権同和教育費補助金、前年度比で8,385,000円の減となっております。減額となった主なものについてご説明申し上げますと、平成19年度限りで、20年度に廃止になった事業、幼稚園就園費奨励金、授業料補助金から小中学校高校大学の入学支度金、就学奨励金が合計で6,490万円の減額、併せまして、これは20年度の継続事業でございますが、嘉麻市、桂川町と共同実施の人権啓発交流フェスティバル事業、この事業につきまして、平成19年度は本市が、県の再委託金を代表して受け入れまして、負担金として支出しております。なお、この事業につきまして、20年度については再委託金を受けておりませんので、この事業費1,089,000円の減となっております。併せて、人権同和教育研究協議会補助金につきまして、補助金額を10%、649,

000円を減額したことが主な内容でございます。

○楡井委員

続いてですね、資料によるところの解放同盟、更には同和会の決算書からお尋ねいたしたいと思います。まず、解放同盟の決算書、08年の年度の方ですけれども、数字上の違いなのかどうかよくわかりませんので、まずその点からお聞きしたいんですが、表のですね、一番右の欄の一番下に1,220,077円という数字があります。この数字がですね、繰越金の数字と違うんですよね。これはどういうことなんでしょうか。まず、そこからお聞きしたい。

○人権同和推進課長

今ご覧になってる決算書につきましては、残額というのは、あくまでも予算現額に対する決算額の比較でありまして、下の繰越額はあくまでも歳入から歳出を引いた差額が繰越額になりますので、当然違ってきているというふうに思います。

○楡井委員

そうすると、そういう違いがこのどのページにもあるのかなというふうに今思うんですけど、計算の仕方の問題だというふうに今思いますんで、それくらいにしておきますが、次に、決算書の収入の方のですね、会費の問題があります。平成19年度に比べて、今回の会費が562,800円ほど減少してるんですよね。これの原因についてお聞かせ願いたいと思いますし、会費は月額幾らなのか、そして会員数は何人なのかですね、お知らせ願いたいと思います。

○人権同和推進課長

まず低下してる要因でございますが、主な要因がですね、会員数が19年度、1,147人でしたが、20年度は1,092人と会員数が低下しておりますので、当然、会費総額は下がってくるというふうになっております。会費につきましては、20年度につきましては、飯塚市協に統合されまして、一本化されましたので、同時に会費が月額600円になっております。19年度につきましては、4町協につきましては450円、飯塚市協につきましては1,000円というばらばらな状況でございました。そういう状況です。

○楡井委員

会員の減少が会費収入の減少だというふうに言われました。そして、会費が飯塚市協の方はそのままですけども、4町の方からの分は440円が1,000円になったと、こういうことですよ。そうすると、会員数の減少は50人なんですよ。私、計算が間に合いませんけども、会員の減少は約50人弱ですか。それから、会費は600円上がっているわけですから、会費は増えてしかるべきじゃないかというふうに、今ちょっと印象的に思うんですよ。掛け算するとどうなるか分かりませんが、それはどうですかね。

○人権同和推進課長

今、議員が認識されたのとはちょっと違ってると思います。19年度の会費は旧飯塚市協は1,000円でした。残りの4町が450円で、今度は20年度になりまして組織は統合されまして600円という形になっております。会員数で、19年度が1,147人から20年度1,092人下がっております。55人、人数で下がっております。

○楡井委員

会費が、私1,000円になったのかというふうに思いましたので、会費は20年度は全員600円ということですね。そうすると、数字が合うかもしれませんが、一応そういうことをお聞きしておきます。次に、補助金ですけども平成19年度1市4町分を合わせると41,377,000円余りになるのではないかと思うんですよ。その金額と20年度の補助金を計算しますと平成20年度は600万円位増えてることになるのではないかとというふうに思うんですが、そういう認識でいいかどうかですね。ちょっと、私の計算が間違ってるのかどうか教えて下さい。

○人権同和推進課長

今、申されましたのは、あくまでも旧飯塚市協、それに4町協分と新市協との比較でございますが、19年度までは、嘉山地協というものが別にありまして、その分も補助金として支出が9,307,800円程出しておりましたので、と足した分で19年は比較いたしますので、そういうかたちで数字が変わってきております。

○楡井委員

私、計算したのはですね、各1市4町の市町協に支出された金額なんですよ。その金額の中にその金額と今回の金額との差ですから、今回の金額の中に上部団体への負担金というのがあるんですか。それを加えておるとい、向こうでいえば、地協ですかね。そういうことなんですか。

○人権同和推進課長

ちょっと、若干違うようでございますが、上部団体の納付金的な部分じゃなくてですね、行政から1市協、4町協に対して補助金を出してる以外に、上部団体でありました嘉山地協というものがございましたので、それがそこにも補助金を出しておりましたので、それも合わせた部分で、前年度の補助金の比較表には入っておりました。20年度につきましては、あくまでもその上部団体である嘉山地協がなくなりましたので、1市協、4町協が一つになりまして、飯塚市協1本になりましたので、当然下がったという形になっております。

○楡井委員

先ほど私言っていますようにですね。平成19年度のですよね1市4町への、いわゆる市協、町協ですね、そこへの補助金の金額が41,370,000円余りなんです。ところが今度47,370,000に増えているんじゃないかというふうに言っているわけですけど、それはどうなんですか。

○人権同和推進課長

私はあくまでも、行政から組織に対して支出してる補助金の比較でこの総括表を出しておりますので、19年度につきましては1市協、4町協プラス嘉山地協に行政から出しました補助金も含めた金額が19年度入っております。20年度につきましては、嘉山地協という組織がなくなりましたので飯塚市協にだけ支出しております。委員が言われますように、1市協、4町協分とそれと20年度の1市協だけを比較しますと、金額的には上がっているというふうに思います。

○楡井委員

今説明されるような方向であれば、20年度の分が下がるのが当たり前でしょう。19年度は上部団体への分も93万円入れてたわけですからね。ところが、19年度の分90万円を入れるならですね、もっと下がることになるんじゃないですか。だから、私が言っているのはその上部団体の分は別にしてですよ、市協、町協に出していた補助金を合計すれば4,137万円だよと、今度は4,700万円になっているから600万円上がってるやないかと、だから、93万円とかいう嘉山地協に出していた分は全然外してるわけですよ。あなたが言ったことと逆になるんじゃないかと思うんですよ。

○人権同和推進課長

説明が不十分で申しわけありません。たしかに委員が言われるですね、部分の比較になりますとですね、上がっておりますが、あくまでも旧上部団体であります嘉山地協、その下に4町協、それとは別に飯塚市協というものが19年度までございました。それが20年度に嘉山地協というものがなくなりまして、旧飯塚市協と4町協が1つの組織になりまして、飯塚市協が去年4月に発足しております。その部分で1年間との経過措置としてですね、嘉山地協として取りまとめていた分の取りまとめが今度は1市協になりましたので、そここのところ配慮いたし

まして、経過措置として若干の上積みをしておるといふ状況でございます。

○楡井委員

空間の数字のやり取りでは混乱しますね。1市4町のね、19年度の補助金を合計して下さい。それと今回の47,370,000円ですか、これを比較すればすぐわかることじゃないですか。だからその質問については、保留します。

○委員長

わかる人が答弁して下さい。数字上だから簡単に説明すれば終わること。

○企画調整部長

今の質問者のお尋ねは、飯塚市が一般財源として各運動団体に出してる補助金ということでお答えを申し上げます。平成19年度におきましては50,685,000円、これを飯塚市から各運動団体の方に補助金として支出をいたしております。それが平成20年度実績としてはいたしまして、これが47,377,000円という補助金を支出しております。差し引き約320万円程度の補助金の減額ということになっております。

○楡井委員

同和団体一般を見ないでもらいたいですよ。そして、上部団体とか下部団体とかというのも考えから外してもらいたいですよ。ただ、今でいえば市協、19年度は市と町協、市と町協ですかね。この比較を単純にしたいわけですよ。ですから、1市4町のそれぞれの団体に出していた補助金の合計は、幾らですか。それと今回の分を足せば、非常に単純なんですよ。と思うんですよ。どうですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:27

再 開 11:27

委員会を再開します。

○人権同和推進課長

議員が言われますように、1市4町の19年度でいいますと、飯塚市協、4町協と、それと20年度の飯塚市協との比較になりますと先ほど申されましたように19年度が41,377,500円になりまして今度の20年度の新市協に対する補助金が47,377,500円になっておりますから、言われますように600万円増えたかたちになっております。理由は先ほど述べましたように1年経過措置として、そういうかたちで措置しております。

○楡井委員

非常に単純なのにね、何分かかったかわからんけどもきちんと数字はですね、把握をしたい。この1年間、昨年と比べて、600万円増えてるわけですね約、この600万円増えた理由、更には、この600万円をどげなふうにしてこの47,377,000円を計算したのか、そこをきちんと報告して下さい。

○人権同和推進課長

先ほども、前の質問の中でご説明いたしましたように、その600万円分につきましては、先ほど申しました19年度につきましては嘉山地協という上部団体があって1つの組織構成ができ、その下に、4町協というものがございました。それと別に離れて旧飯塚市協というものがございました。それが、ひっくり返って嘉山地協というものが20年度なくなりましたので、それが一つになりました関係で、もと上にあった嘉山地協、それと旧飯塚市協、そして4町協、そういう組織が1つになりました関係でスムーズな一本化移行をですね、求めておりましたけど、1年間の経過措置で嘉山地協に出してございました9,307,800円も含めた19年度の予算から含めて600万円程度ですね、上積みをしたということでございます。

○企画調整部長

今、担当課長は600万円の上積みという答弁してありますが、平成19年度の実績としまして、嘉山地協、ここに930万円の補助金を出しておりました。しかしながら、1年間の経過措置ということで、この930万円を600万円に減額したということで、この差し引きが約330万円生じております。19年度と20年度を比較しましたら、先ほど私答弁しましたように約330万円、ここの減額が当然に嘉山地協の分の、先ほど言いました330万円と、いわゆる突合するというところでございます。

○楡井委員

1年間の経過措置300万円を削って330万円出したと、こういうことを言われるわけですね、上部団体に。違いますか。もう一遍。

○企画調整部長

平成19年度は嘉山地協に対しまして、930万円の補助金を出しておりましたが、嘉山地協というのが平成20年度になくなりましたけど、経過措置ということでこの930万円を600万円に減額したと、この差が330万円出てきているということでございます。上部団体というその名称は別にしまして、19年度は嘉山地協と各4町協があったということで、平成20年度は嘉山地協がなくなりまして、各4町と飯塚市協という団体の枠組みであったということがございます。

○楡井委員

角度を変えますと昨年、平成19年度の分が41,370,000円ですね。今回の分が47,370,000円。この間に600万円の差があるじゃないかと、ですね。一方、嘉山地協というところに平成19年は930万円ほど出していたと、これを平成20年度は経過措置になるものを言いながら600万円減らして330万円上納することにしたということですか。330万円削って600万円にしたとこういうことですね。その600万円が結局、去年と今年と比較をして600万円増える。そういう内容だとこういうことですね。それでいいですか。

○人権同和推進課長

今、委員が言われましたとおりでございます。

○楡井委員

そうするとですね、日頃担当課その他がですね、同和団体の補助金を減額してきたと、努力を認めてくれというふうに我々によく言います。そういう意味では19年と20年の差異は、全く差がないということになりますし、上部団体というありもしないところにね、600万円もお金出すというのはいかなるものかというふうに思います。この9,390,000円を600万円にしたということがですね、妥当なのかどうか、このことについて、どういう理由で330万円削って600万円にしたのか。更には、47,377,000円、これがどういう基準で支給されたのか、先ほど質問しましたがご答弁ありませんので、再度質問します。

○人権同和推進課長

今、申されました削減の努力をしているということに対してですね、数字的にはなっていないということですが、組織としての構成上、嘉山地協があり、その下に4町協、また、向こうの方にもあった4町協、嘉麻市にいった分もありますけど、上部組織があつて、その下に町協がございました。そして、別に飯塚市協がありました。そういうものに対しましてですね、組織の統合、一本化というものをですね、当然運動団体と十分協議しながらですね、そういう努力を進めた結果ですね、先ほど部長も答弁いたしましたが、全体の中ではですね、5千万円ほどに嘉山地協分も含めてなりますが、5千万円ほど出していたものをですね、4,700万円ということで、330万円ぐらいでありますけど、そういう削減をしたということで、協議の中でそういう努力をしております。ただし、沢山あった組織を1つにまとめたということで

ありましたので、1年間は経過措置というカタチで、1年間600万円を加えております。そういう状況でございます。

○楡井委員

支給基準を言わないんですよね。言ってください。

○人権同和推進課長

支給基準についてでございますが、支給基準についてはですね、算出的な根拠はございません。団体の年間事業、事業実績等のボリューム等を参考にさせてですね、補助金額は決めています。

○楡井委員

今の答弁にあったようにですね、確たる支給基準が全くない、根拠はないんですよね。ですから、393万円を600万円にしたとかいった形の、掘み金を支出しているというような状況が続いているわけですよ。こういう法律に基づかない、条例などに基づかないですね、支出が依然として続いているということは、非常に不正常だというふうに思います。それから、先ほど総括表で質問しました補助金はですね、全体として減少しているということなんですけども、ここで言えば、それに逆行してるんだという説明があっている、そういうふうに思います。次にですね、県連への会費の上納、これは会費の上納や負担金があります。これを差し引けばね、会費やカンパによる自主財源は、208万円くらいにしかないんですよ。いいですか、それ確認したいんですが。

○人権同和推進課長

自主財源にあたる部分でございますが、今委員が申されましたように会費、カンパでございます。

○楡井委員

その会費、カンパ、自主財源からですね、上納金、負担金を支出すれば、残りが208万円くらいにしかならんでしょうというふうに言っているわけですよ。それも確認できますね。

○人権同和推進課長

今委員が申されますように、当然県連に会費の中から上納する分を引きました自主財源となりますものは、委員が言われました2,085,600円でございます。

○楡井委員

そうするとですね、この2,085,600円という自主財源ではですね、解放同盟の事務所それから会議費、この合計にも足りないということになります確認できますか。

○人権同和推進課長

自主財源を主に投入するのは、行動費等に投入いたしております闘争費等に充当しておりますので、他の事務費、人件費も含めまして補助対象経費から出されております。

○楡井委員

行動費と言えばですね、2,729,000円、約2,730,000円、ほぼ先ほど言った2,008,000円よりもこれ少ないんです、やっぱりね。そうなってくると、人件費の15,647,000円を始めその他の活動費全部がですね、市民の税金ということになるわけですが、確認できますか。

○人権同和推進課長

補助金の趣旨であります行政の補完という形で活動していただいておりますので、それに伴う経費として、今委員が申されました人件費、事務費等につきましては補助対象経費ということで認めて支出いたしております。

○楡井委員

支出の認めるとか認めんとかということではないですけども、答弁でも明らかなように人件

費そのものはですね、全額市民の税金だと県の方からの補助金はないわけですから、全部市民の税金だということを確認しますね。それから、平成20年度ですね、飯塚市協議会は嘉山地協から別れたと言いますか、脱退したと言いますか、別組織になったわけですね。平成19年の嘉山地協の決算の際にですね、2,256,737円という剰余金ありまして、それを飯塚市が1,070,593円、嘉麻と桂川地協で1,026,144円に分割しています。このお金がですね、行方がハッキリしていないじゃないかというふうに思いますが、これはどういうふうに説明していただけますか。

○人権同和推進課長

その差額となります16万円程でございますが、20年の3月で嘉山地協というものがなくなっておりまして、その3月までの電気代とか、電話代等は遅れて請求がありますので、その分の支払いのため16万円が使われております。

○楡井委員

本来これはですね、2008年度の繰越金というところですね、加ってこなきゃならないというふうに思うんですよ。この5団体の剰余金、これは1,274,000円あるんですよ。そして、今の1,070,593円というのを加えると、2,345,500円という余りになるんですが、決算書の数字が違うということになりますけど、これはどうですか。

○人権同和推進課長

先ほども申しましたように、決算で剰余金として出ました数字とですね、新たに設立されました飯塚市協、また嘉麻市・桂川側の嘉麻桂川地協に分配いたしました金額とそれ以外の部分で、先ほどからご指摘受けてます16万円につきましては、嘉山地協が3月まででありましたので、その分の未払い分がですね、電気代・電話代等遅れてですね、請求があります。未払い分が当然ありますので、16万円は未払分にそれは支出しておりますので、決して不明瞭な支出ではありません。

○楡井委員

次に、給与規定について、お尋ねいたします。ここで言うところのその給与とですね、それから決算書上に出てくる行動費、この違いについて、定義についてですね、説明していただきたいと思えます。

○人権同和推進課長

基本的にはですね、給与規定、給与というものは常勤の役員に支払う部分でございますが、行動費というものは非常勤の役員の行動費というかたちで支出いたしております。

○楡井委員

常勤の方の生活費を補うものと、これが給与、それから、非常勤の方達の日常活動その他に使う費用が行動費と、こういう仕分けと申しますか、定義だというふうにご説明を受けたように思えます。現在、この解放同盟の飯塚市協は給料の中で夏冬各2ヵ月と年4ヵ月の一時金、ボーナスと申しますか期末手当と言いますか、いうことになってはいますが、今飯塚市の職員の期末手当は4ヵ月ありますか。

○人事課長

ご質問でございますが、期末・勤勉合わせまして4ヵ月以上ございます。4.4号月という支給をしております。

○楡井委員

それからこの給与の方は当然やられているというふうに思うんですが、行動費に関して、源泉徴収、更には所得税の課税対象になる金額ですかね、この行動費というのは。

○人権同和推進課長

大変申し訳ありませんが、その行動費でされた個人ベースでのものが課税対象になっておる

か、源泉徴収されておるのかということは申し訳ありません把握しておりません。

○楡井委員

行動費が課税対象になるかならないか、把握していないということですが、これをきちんと把握していただかなければならないと思うんですよね。何人の方が受けとっているかわかりませんが、年間これ120万円になるんですよ。ですから、120万円だけならね、課税対象にならないと思いますけれども、その方達が他の収入などと合わせてですね、課税対象、非課税を超えるような状況になっておればですね、問題になるというふうに思いますので、きちんと把握して、また後ほど報告をしていただければというふうに思います。

続いて、同和会関係の決算書からお聞きしたいと思います。市の補助金がですね、平成19年度と平成20年度ではですね、71%に減額されています。これは、きちんと人数が出てましたから人数一人あたりどうなんだろうかなというふうに、思いましたら一人あたりが36,651円というふうになってるわけですね。これがちなみに、平成19年度の金額だったら39,982円、約40,000円に一人あたりになっているんですね。一人あたり40,000円が36,600円に減ってるわけです。この理由ですね、平成19年は、平成18年度と19年度を比べれば、90%になってます。それが今度は、71.1%に後退しているという状況なわけですね。それと、一人あたりの金額を今言ったとおり、この理由について、説明して下さい。

○人権同和推進課長

補助金額を決める段階で、先ほど解放同盟の部分でも言いましたが、補助金額につきましては、団体の年間事業計画、それに事業実績等のボリューム等もですね、参考にさせていただいて、補助金額を決めておりますが、前年度の活動状況等も踏まえまして削減をいたしております。

○楡井委員

そうすると、解放同盟のほうはですね、上部団体の関係もあつてほぼ横ばいと言いますか、というような状況、600万円を多いと、前年に比べて、というようなことに今なってる。一方では、71%にまで減額されていると。今、活動のボリュームとかいう言葉が出てきましたけど、この団体の活動状況は非常に低調だということを言われたんですか、お尋ねします。

○人権同和推進課長

低調ということではなく、あくまでも先ほど申しましたように、当該年度の年間の事業計画、また、昨年度の事業実績等を十分考慮いたしました結果、こういうかたちで削減をいたしております。

○楡井委員

活動実績、更には平成19年度の活動実績、そして、平成20年度の活動計画、これを勘案したということでもありますけれども、結局そういう活動が不活発だということで20%、前年比で20%、約30%削ったということになりますけれども。そういう理解でいいですか。

○企画調整部長

ただ今の質問者の質問は、全日本同和会に支出している補助金の平成19年度と20年度を比較して約100万円減額してる内容、これにつきましては、いわゆる平成19年度の事業実績、それから20年度におきますこの全日本同和会の事業計画、ここらあたりを十分に精査、検査しました結果、金額としまして平成20年度は370万円という補助金にしております。その事業の内容が低調であるのかとは、そういうことじゃございませんでいわゆる事業の中身をしっかりと把握した中で、これ位の補助金が適切であるというふうな中で、補助金を出したわけでございます。

○楡井委員

今の説明でも、削減の理由が活動実績、活動計画、これを市の皆さん方が判断をして、やっ

たということですよ。結局、予算額を縮小していったということは、活動が低下、低調だということをお金の額で表したものじゃないかというふうに思うんですよ。

それですね、もっと別の面からこの今の活動内容の数字を検討しますと、平成18年の会費納入、資料にあります。これから類推するとですね、全日本同和会全体で55.5人というのは数字になるです、会員さんが。それが平成19年は120人になってます。それから、平成20年は10人減って110人です。18年度と比べれば、平成20年度10人減ったにしても2倍の会員さんに増えてるわけですよ。

今の状況で大衆団体と言いますか、こういう私的な団体の会員さんが増えるというのは、非常に珍しいことですよ。私どもも色々団体の方達と接触しますが、中々会員さんが増えないと、組合員さんが増えないということで、悩んでおられるわけですね。事実、解放同盟は減っているわけでしょ。どのような活動でこの会員さんが増えたのか、その内容を十分にその精査したということであれば教えてください。

○人権同和推進課長

会費から類推するということ、18年度につきましては55人余りというかたちで出されておりますが、18年、19年、今年は20年の決算であります。18年の決算の段階から特別委員会で不十分な会計処理が同和会等で行われているのではないかと、あの厳しいご指摘を受けておりましたので、19年、20年につきましては、組織とも十分精査いたしまして、本来の会員数ということまで含めてきちっとした数字を19年度以降出させております。大変18年度の決算については、指導が不十分でこういうかたちになっておりますが、これは実態をきちっと客観把握ができていなかったという不十分さがあつたからの数字でありまして、新たな取り組みをしたから会員が一掃に増えたとか、こういうことをしたから増えたということではなく、それだけの会員数と決算処理が不十分な部分があつたということで、そういうかたちで、現在は正しく数字が上がってきているというふうになっております。

○委員長

楡井委員さん、この団体の補助金を組む時の予算についての質問に移行しているみたいなんです、これは決算なので、つけたときの理由よりもこの決算をどういうふうに使ったか、決算に相応しい質問に切り替えて下さい。

○楡井委員

決算の数字で質問してるつもりなんですけども、今言われたことはですね、今の答弁は非常に重要だと私思いました。というのね、18年度の方はきちんと把握してなかったからこういう数字だというふうに言われたんですよ。つまり、18年度の決算書は私たちがつくりましたということですよ。今の説明はそうなるじゃないですか。

それから質問先に移ります。一般質問の際ですね学校教育課のとのやりとりで、5月に研修会を行いましたという質疑がありましたね。そのときに同和団体は研修会に呼ばなかったというふうに言われたんですよ。そういうふうに市の方から同和会を排除しておいてですよ、活動が低調だということで補助金を削減している。結果的に決算でなつとるわけでしょ。その点どうですか。

○人権同和推進課長

一般質問の折に学校教育課に対しまして、5月の研修会の等々の質問がありましたが、その折の答弁の中に同和会は研修会に参加してなかったということがありました。その部分につきましては、私のほうで分かりませんが、全日本同和会のほうの活動は就労対策、結婚差別等の解消に向けた努力をしていただいているというふうに十分確認できておりますので、その上で補助金等も適正に支出いたしております。

○楡井委員

この項の質問をこれで終わりますけど、参加しなかったというのではないでしょ。呼ばなかったんですよ。これは全然違いますよね。そのことを指摘しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、第1款議会費及び第2款総務費についての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 13:00

委員会を再開いたします。次に、第3款民生費及び第4款衛生費127ページから159ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

○楡井委員

長寿祝金のことについて幾つかお尋ねいたします。この長寿祝金の目的についてお聞かせ願って数字上の問題はまた、その後にお願ひしたいと思いますので、長寿祝金はどういう目的を持ってるのかということについてお尋ねいたします。

○高齢者支援課長

77歳、88歳、99歳、100歳以上の方に対して支給することにより、長年の功績に対する敬意を表して支給をいたすものであります。

○楡井委員

その目的を実行するのになぜ77歳、88歳、99歳、100歳というふうに、まあ100歳以上にだけ4つに、4つの年齢だけに絞ったのかという理由をいただけますか。

○高齢者支援課長

行革の一環として節目での支給の見直しをしたものでございます。ご理解をお願いいたします。

○楡井委員

行財政改革ということで、そのしわ寄せがお年寄りにどんといったことになるんですけど、例えば長寿社会といいますが77歳の人が88歳になる間に資料93ページによりますと800人以上の方がこの間、この11年間に亡くなっているということになると思うんですね。この数字が正確なのかどうかわかりませんが、今この数字を比較すると、そうなると思うんです。それから88歳の人が99歳になる間に400の方が亡くなっているということになると思うんですよ。当然その間に増えている人も、その該当の年齢になる方もおりますので、単純にこの数字じゃないと思うんですけども、分かり易い数字で言えば、こういうことになるんじゃないかというふうに思うんですけども、果たしてそういう数字で理解していいのかどうかですね、実際の内容と少し今私が言ったことでは実際の内容にそぐわないものがあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうかね。

○高齢者支援課長

受給対象者のご質問かと思われませんが、確かに資料からいきますと77歳から88歳までに3分の1程度、また99歳以上になると20分の1程度に減ってくると、これはどうしてもそういう転入転出またあるいは死亡というものがございしますが、これから先につきましては団塊の世代の方がますます高齢化していく中で、対象人口が逆に増加していくものかと考えております。

○楡井委員

19年から20年にかけて、また18年からという資料があるんですけど、70歳以上の高

齢者の方から75,530,000円ほど取り上げたと、この方達はそういう75,530,000円がとの喜びを失ったということになるんじゃないかと思うんです。市の側からは、お祝いの気持ちを75,530,000円分表さなかったということになるんじゃないでしょうか。そういう認識を市長は持っておられますか。

○保健福祉部長

長寿祝金の実施状況につきましては、平成17年度につきまして、以前につきましては各町それぞれの基準に基づいて実施させていただいたところでございます。また18年度につきましては、70歳以上ということで実施させていただきました。非常に厳しい財政状況の中で、合併ということに踏み切ったわけでございますけれども、この長寿祝金につきましても合併協議の中でもいろいろ論議いたしまして、またその後財政状況の厳しい中いろいろご批判もございました、またあのようなお金を子育て支援等に使っていただきたいというような声もいろいろと伺っております。いまだにお叱りを受けるところもでございますけれども、一言で言いますと非常にやっぱり財政状況、いつもこればかり申し上げまして申しわけないんですけども財政状況の厳しい中、節目支給というふうに変えさせていただいておりますのでご理解方よろしくお願い申し上げます。

○楡井委員

目的がしっかりしているわけですね。財政厳しい状況とか、それから行革とか言われるならですね、全体がこういう状況にいけばいいんですけども、飯塚市の行政は必ずしもそうならないわけですね。今までは70歳からもらっていたわけですが、70歳から77歳までは7年間あります。それから77歳から88歳までは11年間あるわけです。さらにまた88歳から99歳までは11年間あるわけですね。この間も長生き、長寿という意味では変わらないと思うんですよ。そういう意味で、この間の7年、11年、11年という間は市から長寿を祝ってもらう具体的な動きがないということになるんだと思うんですね。嘉麻市の場合は、100歳になったら10万円の祝金が支給されるということについては御承知ですか。

○高齢者支援課長

確かに嘉麻市では10万円となっております。なお、101歳以上につきましては記念品の支給となっております。

○楡井委員

嘉麻市の方が飯塚市よりも財政的には非常に厳しい状況だと思うんですよ。そういうところが、飯塚市よりも3倍以上のですね、100歳になったら喜んであげているということになるわけですね。このことをきちんと指摘しておきたいというふうに思います。そういう意味では、飯塚市のお年寄りに対する、これだけではないと思うんですけども、この問題で言えばですね、非常に冷たいということを指摘いたしておきます。この件は以上です。

○委員長

次に、田中裕二委員に質問を許します。

○田中裕二委員

今の楡井委員の質問と重複する点があるかと思しますので、主に要望だけさせていただきたいと思いますが、一点だけ質問させていただきます。制度が改正されて、この制度改正の目的は行財政改革の一環だということだと思いますが、この表を見ますと18年度から20年度の金額を比較しますと、92,832,000円の削減効果があったというふうにされておりますが、この削減された分で高齢者福祉に対してはどのように活用されたのか、この中でどのくらい高齢者福祉に活用されたのかお尋ねいたします。

○高齢者支援課長

財源の充当先は高齢者福祉費というわけではなく、一般会計全体の中での財源に有効に活用

させていただいているものであります。

○田中裕二委員

最初に言いましたように高齢者福祉だけに活用できるものではないとは思いますが、しかしながら92,830,000円のお金が、俗にいう言い方すれば浮いたわけですから、この中で少しでもこの長寿祝金に変わる高齢者福祉に活用していただきたいということを要望いたしまして質問を終わります。

○委員長

次に、楡井委員に質問を許します。

○楡井委員

それでは老人クラブの問題についてお聞きしたいと思います。これは資料を94ページになると思うんですけども、それを参考にしながらお聞きするのですが、ここでもまず目的をはっきり述べていただきたいというふうに思います。

○高齢者支援課長

老人クラブの目的につきましては、高齢者の方の生きがいづくり、また地域での活動、生きがいづくりに取り組んでおられるところであります。

○楡井委員

お年寄りの生きがいづくり、またそのお年寄りの力を地域の活動に生かすというようなことを説明されたと思うんですが、この資料によりますと平成20年度の老人クラブの会員さんは6,001人です。18年度の70歳以上の方が先ほどの資料によりますと22,200人というようになっていたと思いますので、それからすればこの6,000人というのが先ほどの目的に合致した数字なのかどうかということに疑問が湧くわけです。クラブ数も138という資料が出ております。ちなみに飯塚市の行政区がいくつあるのかですね、それをお聞きしたいと思います。

○高齢者支援課長

自治会数は、276ということによろしいでしょうか。

○楡井委員

276ということであれば、クラブ数はほとんど半分ということになると思います。この276ある行政区のうち、老人クラブがないところが半分ありますね。それから先ほど言ったように、会員数は2万人を超す高齢者の方がおられる中で6,000人、高齢者の方達の中には身体的条件等もあってこういう活動には参加できない人たちも当然おられると思うんですけども、その人たちの数を差し引いても、果たしてこの6,000人で組織されていて、先ほどの目的に合致した活動が十分なのかどうかということについてはいかがでしょう。

○高齢者支援課長

老人クラブの数、また会員数が非常に少ないということではありますがこの原因につきましては、老人クラブの会員の方のアンケートによりますと会員の高齢化、それと合わせまして、その高齢化により役員のみならず手が足りない、新規加入が少ないということにより老人クラブが減少している一因になっております。しかしながら老人クラブでは、二瀬地区、鎮西地区、鯉田地区筑穂地区で新たに単位老人クラブを設立され、会員の加入に取り組んでこられたところであります。

○楡井委員

これらの団体に対して助成金がいま支給されておりますよね。この助成金は、どういうように決められて支出されるのか、そのあたりを説明してください。

○高齢者支援課長

老人クラブへの補助金は、老人クラブ連合会に対するものと単位老人クラブへの補助金があ

ります。単位老人クラブへの補助金につきましては、1単位老人クラブ当たり年額60,000円となっておりますので、平成20年度では138クラブでしたので、8,280,000円を補助しております。

○楡井委員

会員さん1人あたりというような助成金の支給はないですか。

○高齢者支援課長

老人クラブ連合会に対しまして、会員1人当たり72円という積算の部分がございます。

○楡井委員

そうすると、138の団体に対して年間60,000円が支給額。その会員さんにどのくらいの助成金が行くかというのは、連合会からの支出というんですか、支給というんですか、そういうことでいいですか。

○高齢者支援課長

先ほどご答弁しましたとおり、補助金につきましては老人クラブ連合会に対する補助金と単位老人クラブへの補助金というふうに2つに分かれております。

○楡井委員

老人クラブ、人数の多いところ少ないところもあるんじゃないかと思うんですね。そう意味では、人数のたくさんおるとこの会員を抱えたクラブでは年間60,000円ということでは活動にいろいろ支障をきたすのではないかなというふうにも思いますけれども、とにかくにも今言われたクラブ単位60,000円、そして、市連合会全体で1人71円というのが支給額に決められてるということを確認しておきたいと思います。

この款の最後ですけども、資料の中に老人クラブ活動推進委員設置補助金というのがありますね。ここで活動している人数とか活動内容とか、それからどういう人がこの推進委員になることができるのかですね。同時に補助金が1,880,000円というのが支給されてますので、その活用等についてご説明願えればお願いします。

○高齢者支援課長

老人クラブ活動推進委員とは、老人クラブ連合会が配置しております活動推進、いわゆる事務局長ということになります。業務の方は、老人クラブ連合会の事業計画、各支部との連絡調整、各種行事への参加の申込みと会員さんのお世話、それと老人クラブの会計処理に当たられております。人員につきましては、1名ということになっております。

○楡井委員

今推進委員という人が1人ということで、ちょっとびっくりしたんですけれども、今説明された活動内容からして、この1人というのは大変な激務じゃないかなというふうに思うんですね。それで、もう1つ質問したのは、どういう人がこれになれるのかということをお聞きしたんですけれども、再度この点についてご答弁をお願いいたします。

○高齢者支援課長

事務局長は、当然会員の中から皆さんで相談をされて決められておるということです。

○委員長

次に、岡部委員に質疑を許します。

○岡部委員

132ページのシルバー人材センターの負担金補助及び交付金について、お尋ねをさせていただきます。このシルバー人材センターについてはですね、添付されております資料の95ページに経営状況等が記載をされております。私の知りうる限り、数年前まで大変経営状況がよくなかった。市からの借入金なんかが発生してございましたけど、現在はこの事業運営がどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○高齢者支援課長

お尋ねのシルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて、定年退職などの高齢者に臨時的かつ短期的、またはその他の軽易な収用に係る機会を確保し、組織的に会員さんに業務を提供する事業を行う公益法人で、さらに会員の生きがいや健康、仲間づくりに貢献されております。センターは市町村単位に設立されておりますし、このセンターの設立に関しましては、本市も大きく関わっております。

シルバー人材センターの運営につきましては、事業収入から平均して8%程度の事務手数料と原材料費を除いた金額を会員に配分をされております。基本的には、この事務手数料が主であることから、全国どこのシルバー人材センターでも運営が厳しく国、市町村が補助金を交付しているところであります。補助金につきましては、1市4町統合のおりに一時的に増額となりましたが、その後は段階的に削減され平成23年度には950万円まで補助金が削減されていくところであります。

○岡部委員

そこで、この人材センターそのものの運営というのは実務、つまり常勤の実務者というのは何人くらいおられるんですかね。

○高齢者支援課長

職員が8名となっております。内訳としまして正規職員が5名、嘱託職員2名、非常勤嘱託が1名となっております。

○岡部委員

ここに挙げられている運営補助金、負担金で24,280,000円、それから委託料で17,810,000円と、合わせて約4,200万円という支出が上がってるわけですが、シルバー人材センターが扱っている収益事業の種類、またその中身についておわかりいただければ、お示しをいただきたいと思います。

○高齢者支援課長

事業の種類といたしましては、資料の95ページの(2)の事業の実績にあらわしておりますように、技術からサービスまでの7種類ありまして、割合は技術で1.1%、技能で11%、事務で1.1%、管理部門で29.3%、折衝外交0.3%、軽作業46.1%、サービス11.1%となっております。主なものとしては、剪定などの技能が40,790,000円、草刈り等の軽作業が170,543,000円、駐車場などの管理業務108,271,000円となっております。

○岡部委員

今の説明でいきますと剪定とか草刈りとか市が発注している事業ってのはかなり大きなウエイトを占めているようでございます。この部分だけちょっと聞かせていただきますけど、この全体事業の中で、市のほうも私資料を見ておられますと、ほとんど各款わたってこういう草刈りとか剪定とかいうのがまたがっておりますけど、この総量はどれくらあって、そのうちどれくらいがシルバー人材センターのほうにいつているのか、これをお尋ねいたします。

○高齢者支援課長

20年度に市が発注しました草刈り、樹木管理等は総額で約100,004,820円余となっております。この金額に占めますシルバー人材センターの金額は47,446,000円余りで約32%となっております。

○岡部委員

かなりのウエイトを占めてるわけですが、この市からの発注方法といいますか、形態はどういうふうになっておりますか。どんな方法で発注をされているのか。

○高齢者支援課長

ほとんどが随意契約となっております。

○岡部委員

私考えるに、高齢者福祉という形の中で高額補助金、負担金が出されている現状、これは収益事業として、おのずから限界といいますか、民間の業者とのやはり分岐点というのがあるのではないかなというふうに私は考えておるわけですが、これについてどう思いますか。

○高齢者支援課長

ある程度制限があるのではないかというご質問ですが、高年齢者等の雇用の安定に関する法律の第40条で、国及び地方公共団体の講じる措置としてシルバー人材センターの育成と高齢者への就業の機会の確保に努めるようになっております。また自治法では、随意契約のできる相手とはなっておりますが、センターの会員さんが高齢者であることでもありまして、高いところなど危険な作業や専門的な技術を要するものについては、配慮を要する必要があるというふうに考えとります。

○岡部委員

このシルバー人材センターに登録するに当たって、年齢的な制限があることは私も承知しておりますが、そのほかに登録に当たっての制約といいますか、あるいは審査といいますか、そういったものは何かございますか。

○高齢者支援課長

年齢要件だけで、特に資格等はないというふうに聞いております。

○岡部委員

私は、今回この問題についてお尋ねをした1つの大きな要因は、私の知る限りシルバー人材センターに登録するに当たっては年齢以外に何ら制約も制限もないと。ただ、私も今困塊の世代ですけど、非常に増加の一途をたどるのではないかというふうに思っております。そうしますと、今でさえ委託事業等で市のほうは、会員さんの面倒を見なきゃいけないんで市が発注するこういう委託事業等の草刈り等なんかに至りますと、かなりのウエイトを人材センターの方に随意契約で発注をさせている、しておられるわけですよ。そうしますと、これからますます登録者数がふえていくセンターの運営を、あなた方は一番最初の私の質問の中でも設立に対して本市も大いにかかわっておるといふような説明がございましたけど、そうなるくとシルバーセンターの運営を維持していくために、登録者数がこれから増加の一途をたどると、この現実の中で果たして会員さん全員に仕事が回るのかと、私は回らないというふうに思うわけですよ。そのときにあなた方がとられる手は、何かあったら市が発注する仕事を随契でやると、そうするとこういう業務については、民間の業者もいるわけですよ。そういう方たちにとっては、ハンデのついた状態の中で同じ土俵に上がらなきゃいけないという問題が今現実には起きていると私はそう思うんですけど、いかがですかね。

○高齢者支援課長

質問者がおっしゃるとおり、民間事業者を圧迫していかないよう調整の必要があろうかと考えております。シルバー人材センターでは、センター本来の目的である高齢者の生きがいづくりや社会づくりの促進といったセンター本来の目的を達成するために、公共部門だけにいたしますか、市が発注します事業だけにかかわらず、一般家庭等での剪定とか、民間業者の方を圧迫しない考えの中で会員への就労の機会、生きがいを提供されているものと考えております。

○岡部委員

わかりました。それでね、最後に私からの意見ですけど、今あなたが答弁されたように、このシルバー人材センターの高齢者に対する生きがい対策事業としての価値観というのは私も十分に認めておるわけですよ。ただ、今何点かお尋ねしていく中で、果たして登録した方にそれだけの仕事が回るのかというふうな問題になってきますと、やはりその分だけどっかで補おう

かなというふうな問題も出てきます。そういうふうな形にならないように、あなた方はきちつとコントロールをしながらやっていただきたいというふうに要望してこれを終わります。

○委員長

次に、柴田委員に質疑を許します。

○柴田委員

同じ132ページ、20節の扶助費、老人ホーム措置費についてお尋ねいたします。ここに老人ホーム措置費が167,490,000円ということになっておりますが、今このような決算という状況の中で、この措置費を使っているところで待機者がいるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○高齢者支援課長

この措置費を施行します養護老人ホームにつきましては、待機者は今のところおられません。

○柴田委員

今老人ホームに、独り暮らしになられて入る方がふえてきておりますけれども、待機者がいないということで、少々ええっという思いで今おります。ほとんど老人ホーム等にも回りますけれども、待っているという状況がありますが、この老人ホームの今状況においてですね、愛生苑も示していらっしゃるかなと思いますね、この状況においてはですね。それで、今愛生苑もあそこはいま5階建てですかね、状況としては愛生苑何階ですかね、3階建てですかね、そうですか。そういう状況の中で、エレベータがないとか、相部屋とかいう状況のことをちょっとお聞きしましたが、今回の穎田の方に移転するというので、少し変わってくるのかなと思います。そういう老人ホームの方に待機者がいないということには、今の時代そうなのかなという思いがいたしました。少し決算から離れるところがあるかもしれませんが、軽費養護老人ホームとかまた元気な方が入れるような施設、またその待機者についても参考のためにお尋ねしたいんですが。

○高齢者支援課長

市内に軽費老人ホームが1カ所、有料老人ホームが12カ所、ケアハウス4カ所、シルバーハウジング1カ所、高齢者優良賃貸住宅が4カ所、合計の22カ所となっております。待機者につきましては、把握できておりません。

○柴田委員

こういう民間とか、そういうところでやられているところが徐々に今できてきてるんじゃないかなと思いますが、今からほんとに、先ほどもお話が出ましたけれども、団塊の世代の方々、また高齢化が進んできて大分部の方々が自分の最後は施設でという方々がふえてきております。現在持ち家の方々もだんだんひとり暮らしになって、老人ホームという状況が出てきておりますので、このような年金等に入れるような養護老人ホームを飯塚市としても今後のためにしっかり取り組んで、今から一挙に老人が増える時代を迎えますので、しっかりこのことに取り組んで高齢者が入れる、年金で入れるような施設に取り組んでいただきたいということを要望のために質問いたしました。

○委員長

次に、楡井委員に質問を許します。

○楡井委員

配食サービスに関連して何点かお聞きしたいと思います。資料でいえば94ページの下の方に資料が二つ出ておりますけれども、まずこの資料を見てびっくりしたんですけども、障害を持っている方が配食サービスを受ける状況が随分ふえてるわけですね。これは、いいとか悪いかじゃなくて、例えば18年度はゼロだったんですね。それが、今回20年度では1,119ということになっておりました。まず、この中身から説明していただきたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

配食サービスにつきましては、平成20年度で申しますと延べ数で2,335食、前年度に比べて全体で719食の増となっております。これは、主に利用者が前年度に比べて3名、内容で申しますと新規利用が8名、また入院、ヘルパー等の利用により廃止された方が5名、差し引き3名ふえたことが主な要因となっております。1人の方が365日使われれば365食増えますので、利用者の人員の増減によって毎年変動いたしております。

○楡井委員

ここに出てる数字は、1食ということの様ですから、かなり数の増減があるということなんですけども、それにしましても、庄内地区で19年に比べると20年度は200食から減ります。200食といっても今の説明では1人の方がやめられればそのくらいの数字にはなるというふうには思うんですけども、それにしても、この23食とはどうしてかなというふうに思うわけですね。ご説明願います。

○社会・障がい者福祉課長

配食サービスにつきましては、週1食が原則といたしまして、1週間当たり最低で1日、また最高で7日の利用が可能となっております。例えば週1回利用された場合は、年間で52週ですから52回の配食数と、非常に少ない数になりますし、先ほど言いましたように、毎日利用されれば365食と多い数になってまいります。今庄内地区の23食の方につきましては、1人の方が利用されておりましたが、途中入院されまして配食サービスが中止となっております。そのような状況から23食となっております。

○楡井委員

ちょっと後戻ってすみませんけども、配食サービスの目的については答弁していただけますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

障がい者への配食サービスにつきましては、在宅の重度障がい者の方で調理が困難な方を対象に障がい者の自立支援及び家族の負担軽減等を目的に実施いたしております。また内容といたしましては、栄養のバランスのとれた食事の提供及び訪問時における安否確認、異常時の関係機関への連絡等を行っております。

○楡井委員

委託されている側からこう見た場合、結果として見て急に増えたり減ったりという状況が出ると、仕事をしていく上でかなり困難になるんじゃないかといいますか、計画が立たないというようなことにもなるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう委託をされている業者の方からのそういうご意見はありませんか。

○社会・障がい者福祉課長

委託業者につきましては、決算資料の中にも上げておりますとおり、高齢者の配食サービスと同時に行っている事業所が多うございます。そのため障がい者の若干の異動につきましては、それほどの影響はないものと思っておりますが、そういうことを条件として事業所の方との協議を行っておりますので、その辺はご理解を得ているものと考えております。

○楡井委員

一番最後の数字になるんですけども、81,561食ということになるんですけども、先ほど言われたように途中で入院されたり、いろいろ途中でやめられたりとなかなか大変でしょうけれども、飯塚市全体で、配食サービスを利用されている方が何人ぐらいなのかという数字はおわかりになりますか。

○社会・障がい者福祉課長

すみません、障がいの方につきましては私の方で、平成20年度が15名、年間15名で

ございます。それと高齢者の方が別にございます。

○高齢者支援課長

高齢者の配食に係ります実利用人数が20年度決算では536名の方というふうになっております。

○楡井委員

これが1食あたりは、個人負担が400円でしたと思うんですけども、市の方の負担1食あたり幾らぐらいの委託料という形になっていませんか、その数字をお示し願いたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

障がい者への配食サービスにつきましては、高齢者の配食サービスと同じく1食あたりの750円を事業所へ支払っております。うち利用者の負担といたしまして400円をいただいております。

○楡井委員

質問は悪かったですね。配食サービス全体で、どの位の委託料になっているのかなというふうにお聞きしたかったわけです。それで536人と15人の利用者の方たちに対する市の委託料、全体でどうなっているかというのが聞きたかったわけですね。高齢者支援課の方がいいかなと思うんですが、いかがでしょう。

○高齢者支援課長

資料64ページの81,561食に1食あたり750円ですので、市全体として61,0170,750円と20年度はそういう決算になります。

○楡井委員

それで6,117万円ですか、そのうちに利用者の方から400円が市の方に入ってくるということになりますので、差し引きすると2,850万円ぐらいになりますか。その確認だけお願いいたします。

○高齢者支援課長

ご質問のとおり400円の利用料負担で、その差額として28,546,350円となります。

○委員長

引き続き楡井委員に質疑を許します。

○楡井委員

障害者支援センターの運営に関してお聞きしたいと思います。2点です。一つはこの活動の具体的な内容、それからどういう人員構成で活動しているのかについてまずお示しいただきたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

障がい者への生活支援センター事業につきましては、障がい者の自立支援法施行以来障がい者、障がい児、またその保護者、介護者等からのいろいろな相談に応じまして必要な情報の提供、便宜を供与し、いろいろな相談業務にのっております。活動状況といたしましては、基本的には職員2名を配置いたしまして、主に戸別訪問、最近では非常に個別訪問がふえております、それぞれの自宅まで訪問いたしまして、事情等をお聞きしながら適切なアドバイス等を行っているところでございます。

○楡井委員

資料の97ページに運営事業の実績ということで相談支援の状況ということで表が出ておりますけども、平成18年に比べて平成20年は仕事量と申しますか、これが4.7倍になっていると思うんですね。委託費は、その間約1.9倍です。仕事量はたくさん増えているのに委託料は1.9倍というこの関係はどういうことなのかご説明をお願いします

○社会・障がい者福祉課長

障がい者生活支援センターにつきましては、平成18年の障がい者自立支援法の施行に伴い平成18年4月に1カ所、続きまして、同年10月に新たに2カ所、また平成20年4月に1カ所を追加設置し現在4カ所の支援センターで相談支援を行っております。

相談件数の大幅な増加につきましては、段階的に設置箇所を増やしてきた経緯等もございますが、当初設置から3年が経過しこれまでの市報、ガイドブック等による周知活動及び利用者間の情報伝達等によりまして支援センターの周知度が向上したものと考えております。ご質問の相談件数の増加と委託料につきましては、障がい者生活支援センターの行う相談支援が電話で対応できる比較的簡単なものから自宅まで訪問し数日をかけて対応するもの、あるいは数カ月を要する困難事例などさまざまな事情等がございしますので、単に相談件数を基本に委託料を算定することは困難となっております。現在の積算内容といたしましては、先ほども答弁いたしましたように職員2名体制を基本とし、各センターの必要経費を積み上げ方式により積算をいたしております。

○委員長

続けて楡井委員に質疑を許します。

○楡井委員

福祉タクシーなんですけど、これは利用者が減少しているように思います。数字を見てもですね、18年566それから19年が513、20年も513、その19年度との比較でと言われれば増えておりませんが、この利用状況というんですかね、減少というふうに言わしていただきたいんですが、高齢者が増加している、また障がいの方が増えているんじゃないかというふうに今思いますので、そういう意味では減少しているんじゃないかというふうに思いますが、そのあたりはどんなふうに理解といいますか、評価されているのかお聞きしたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

福祉タクシーの利用につきましては、在宅の重度の障がい者を対象に市民税非課税世帯を要件といたしておりますことから、利用人員のご指摘のありました平成18年度に対し、19年度20年度との比較の中の減少につきましては、この主な要因といたしまして平成17年度の税制改正による市民税非課税世帯の見直しが平成18年の7月から実施されたため、毎年4月に利用券のほとんどを交付する福祉タクシーにつきましては、平成18年度は余り影響がなかった反面平成19年度以降にその影響が出たものと考えております。また、タクシー券の交付枚数に対します実際に利用されたタクシー券の利用率について分析いたしますと、平成18年度が69.1%、19年度が70.8%、平成20年度が72.7%と年々増加傾向にあるものと考えております。

○楡井委員

ここでも非課税世帯だったのが、非課税世帯でなくなったということから減少、対象者が少なくなったというふうな説明だったというふうに思うんですけど、年金暮らしの人達の控除が減ったと削除されたというようなことの反映かなとも思います。それで、説明がありましたけど月に3枚、それから料金が初乗りぐらいですか、620円というふうに支給されているわけですけども、その利用率も少しずつ上がってきておるという状況なんですけども、この福祉タクシー事業といいますと、目的からいってですね、ここに目的が書いてあります、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図るといいうふうに書いてありますが、この福祉タクシーを利用できる該当の方がもう少しこの513人程度ではなくてですね、もう少し多いんじゃないかなと今思うわけですよ。そういう状況は、把握しているかどうか、また把握できないのどうか説明していただければお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

福祉タクシーの助成基準といたしましては、障がいの程度区分といたしまして身体障がい者の総合判定一級など、例えば知的障がい者についてはA判定、精神障がい者は1級の方など重度の障がいをお持ちの方を対象に交付をいたしております。またその要件といたしまして、在宅の方で非課税世帯が対象となっておりますので、障がいの程度、また非課税世帯等につきましては、ある程度うちの方でも数値が把握できますが、在宅の方となりますとそれぞれ実情が違いますので、現在のところ申請方式により交付をいたしております。ただこの申請につきましては、毎年市報等で定期的にご連絡をし、また市役所の窓口、それから先ほど言いました生活支援センター等におきまして、随時ご案内をしているところでございます。

○楡井委員

最後は要望になると思いますが、620円、1メートルということであれば、そう長い距離乗れる距離ではないんですね、私タクシーをあまり乗ったことないので申し訳ないんですが、従って通院とかいうような状況に使おうとしても、これにいくらか足さなければ、利用しても足さなきゃならないというような状況だと思うんです。そういう意味では、620円という内容をもう少し引き上げるような、いわゆる充実というような方向を検討していただければなというふうに思いますので、支給をされているタクシー券の7割ぐらいが利用で、あと3割が利用されていないということであれば、そこに予算の差が出てくると思うんですね。これを活用するという方向もいいんじゃないかというふうに今思いますので検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

引き続き楡井委員に質疑を許します。

○楡井委員

次は、乳幼児医療の充実についてということでありまして、現在乳幼児の医療費は就学前までということになっていると思うんです。現在の乳幼児医療費についての市の負担というのがありますでしょうか。

○健康増進課長

現在就学前までの医療費の助成を行っております。その助成部分といたしましては、対象者が6,587人に対しまして医療費が232,594,000円、その2分の1が県からの補助金が充当されることになっております。

○楡井委員

そこでですね、私もう少しこの年齢を引き上げていただきたいなというふうに思うわけですね。そこで、今まで市が見ていた分を国が補助するというようなことに切り上がっていたということがありますから、そこに2年分とか3年分とかの余裕も生まれているんじゃないかというように考えますもんで、小学校3年生まで、さらには6年生まで、さらにはもう少し引き上げて中学校を卒業するまで、この医療費を無料にするというふうにした場合、どのくらいのお金が要るものなのか、この試算がありましたら教えてください。

○健康増進課長

試算といたしましては小学校3年までと、小学校6年生までの試算の数字をもっておりますので、その数字で説明させていただきます。小学校3年までに拡大した場合に、これが21年の9月31日現在の対象人数で試算しますと、3,400人で医療費が97,067,000円となります。これを小学校6年生まで拡大しますと、4年生から6年生までで対象者が4,096人、医療費が102,822,000円となります。1年生から6年生までの負担増といたしましては、199,889,000円の負担増となります。

○楡井委員

小学校6年までということであれば2億円かかるというようなことの説明だと思います。そ

ういう方向も、今まで使ってきた分を活かしてぜひ充実させてもらいたと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:58

再 開 14:10

委員会を再開いたします。次に、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

139ページ母子福祉費の母子家庭等日常生活支援事業委託料についてお尋ねいたします。この事業は20年度の子育て支援に関する新規事業ということで、1年たってどのようなものかということを検証する意味でお尋ねするわけですけど、この利用状況はどのようになっているのか、まずその点からお尋ねいたします。

○児童育成課長

生活援助につきましては、述べ38世帯の方が利用され利用回数延べ159回、利用時間、延べ483時間、子育て支援につきましては延べ2世帯の方が利用され利用回数延べ3回、利用時間16時間となっております。

○兼本委員

今の利用状況をとらえて、これが新規事業として十分なものであるかどうか、検証という形ですので、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○児童育成課長

日常生活支援事業は県内11市で実施いたしており、延べ利用回数及び延べ利用時間の合計は4番目に多い方で、初年度といたしましてはまずまずではないかと思っております。

○兼本委員

4番目といいましてもね、1番目と4番目が100も200も違えば4番目ですからね、数を言わないところがなかなか妙を得た答弁じゃなかろうかと思っておりますが、あんまり深く聞きますまい、それは。これはいろんな病気とか、それからいろんな理由でどうしても一時的にということでの事業だったと思っておりますが、何かお願いするときの期間というものが確かありましたよね。何日前とか何とかの形であったと思っておりますが、その点はどのようなものでしたですかね。

○児童育成課長

基本的には、申請を受けまして翌日に利用依頼の方への対応となっておりますけど、調整がつけば当日からいたすようにいたしております。

○兼本委員

ちょっと意味がよく分からないけど、例えば明日お願いしたいということを今日言えば、もう明日から対応できるということというふうにとらえていいんですか。

○児童育成課長

そのとおりです。

○兼本委員

その点につきましても、予算委員会ของときにそのように利用できやすいような状況をとということをお願いしりましたが、そのとおりの方法でやっていただいているようでございますので、非常にこれを利用する方には助かっている事業ではないかと思っておりますが、今言われたように11市で実施し4番目ということですけど、これをせめて3番目くらいまでの中に入るようにするためには、どのような形でこれをどう展開しようというふうに考えておるのか、その点はいかがでしょうか。

○児童育成課長

支援員宅での子供の世話をする子育て支援の利用回数、利用時間が思ったより少なかったのですが、両者の自宅で家事援助や子供の世話などの支援を希望される方が多いということで、生活援助の実績がふえております。昨年10月に母子家庭の方を対象にアンケートを実施しました結果、事業を知っていると答えた方が66%、子育て支援をしてくれる人が近くにいると答えた方が61%、事業を利用したいと答えた方が28%あり、今後もさらなる事業の周知に努め困ったときにいつでも利用できる事業にしたいと考えております。

○兼本委員

それでは、今言うように利用実施したいという方が28%、この28%が多いか少ないかということですけど、知っている方が60何%と言われたね、66%の方が事業を知っていると、反面34%の方が知らないということですよ。だから、せめてこういう事業を、例えば予算をつけて、先ほどシルバー人材センターの方に委託してるということで、70何万かの予算上がっておりますけど、でも、これから見ますと100万円ほど不用額はあるということは、当初の計画よりも事業として私は少なかったのではなかろうかというふうに考えております。これを例えばこういう事業をやっていますよということを20年度にやって調査した結果が、昨年10月にアンケートした結果が66%の方が知っていると、逆に34%の方は知らないということについては、34%の方には知ってもらわないかんわけですよ。でないとこの新しい事業としての取り組んだ効果、行政がですね子育て支援とかそういうもので、何とかこういうお手伝いをしてあげようという気持ちが34%の方にも届いてないということは、極端に言うとなんか周知方が徹底してないのではないかなというふうに思うわけですね。

だから今、事業展開をという中で、その点がどういうふうにするということが答弁になかった。その点については、どのように考えているのか。100%の方が知るということは、これは無理かもわかりませんが、せめてやっぱり8割ぐらいの方は、こういう事業があつてますよということを知らせると、予算の時にも言いましたように、急になんか病気になったとか、急に何処に行かなくてはならなくなった場合に利用する方も増えるのでなかろうかと思いますが、その点はどのように考えているのか、その点を最後にお尋ねいたします。

○児童育成課長

現在、市報やホームページに掲載はもちろんです、保健センターや子育て支援センター公民館等にもチラシを配布しております。また保育所連盟を通じて会議のときに所長さんを通じて保護者の方へ配布していただいたり、幼稚園連盟の方をお願いして保護者の方に配布を依頼しております。また民生児童委員会の会議の席に行きまして、また事業の周知説明を行っておるところでございます。

○兼本委員

そういうことで、例えば児童クラブとか保育所、幼稚園とかそういうところにも置くとか、いろんな意味でタウンミーティングのときに資料として渡すとか、いろんな形で周知をしながら、一人でも多くの方に知っていただいて、一人でも多くの方に利用してもらおうと、そして飯塚では、こういうときには自分の子供を安心して預けるところがあるんよというような形になると、いろんな意味で飯塚市の定住人口の増というものにも繋がる1つの事業だと思いますので、しっかり取り組んでください。終わります。

○委員長

次に、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕二委員

141ページで保育所費の障がい児等保育指導員謝礼金についてお尋ねをいたします。この障がい児等保育指導員に対しての謝礼金でございますが、この指導員はどのようなことをされ

たのか、お尋ねいたします。

○保育課長

保育所現場より軽度発達障がい児と思われるような児童がいるので、専門家により早急な対応が必要という要望を受ける中で、平成20年度、試行的に専門職の指導員により各公立保育所において子どもの特性に気づき適正な支援策を講じるために、軽度発達障がい児などに対する早期発見と支援を行った謝礼金でございます。

○田中裕二委員

軽度発達障がい児などに対する早期発見と支援を行ったということでございますが、どのような内容で行われたのか、お尋ねいたします。

○保育課長

内容につきましては、厚生労働省の軽度発達障がい児に対する気づきと支援のマニュアルを使って、各公立保育所から3名以上出席して指導員による勉強会を3回行いました。その後、勉強した保育士が3、4、5歳の児童に対し厚生労働省が出しているSD級チェックシートというのがございます。そのチェックシートを使って行いました。また指導員が核保育所を巡回してもらった中で、早期発見に努め、支援をしていただきました。

○田中裕二委員

それでは20年度に実施されたこの指導員による効果と申しますか、軽度発達障がいと思われる児童は何名ほどいらっしゃったのかお尋ねします。

○保育課長

公立保育所の3歳、4歳、5歳の児童は合計で、その時点で817名でございましたけど、軽度発達障がい児と思われる児童は21名でございました。

○田中裕二委員

817名中の21名ということは、ぱっと暗算しましたら約2.5%という数字なろうかと思いますが、だいたい5歳児健診で、他の都道府県で行われている5歳児健診の結果では、大体6%から8%ぐらいの児童生徒が疑いがあると言われていたというふうに言われてたと思いますので、それから比べるとちょっと少ないような気がいたしますが、これまた別の機会に確認をさせていただきたいとおります。それで21名の方が軽度発達障がいの疑いがあると思われるということがございましたが、発見をしてもその後に支援を受けたり治療に結びつかないと意味がないわけでございますが、この21名の方はそういった相談なり治療なり支援センターなどに行かれたのか、このあたりはいかがでしょうか。

○保育課長

各公立の保育士より保護者の方に療育指導の説明を行い、福岡県発達障がい者支援センターゆう・もあ、障がい者生活支援センターサンアビ、かさまつ、BASARA、北九州市の療育センター、また専門医療等の照会を行いました。全員が行かれたわけではございませんが、11名が行かれております。軽度発達障がい児の理解については、保護者の方がなかなか受け入れてもらえない実態がありますが、粘り強く10名の保護者の方に理解をしていただくように現在も努力しております。

○田中裕二委員

約半数の方がまだ受け入れていらっしゃらないということで、このあたりが非常に問題になろうかとは思いますが、これは先ほどのご答弁の中で20年度に試行的に公立保育所幼稚園で実施したということでございました。21年度になれば若干、すいません決算なので申し訳ございませんが、21年度に若干ふれさせていただきたいと思いますが、21年度は確か私立の保育園、保育所幼稚園でも実施されるというふうにお伺いしておりましたが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○保育課長

21年度においては、健康増進課において乳幼児育成指導事業巡回相談事業として公私立保育所、公私立幼稚園、各支援センター、在宅の児童を巡回訪問し、3歳、4歳、5歳の児童に対して軽度発達障がい児などを早期に発見して支援する事業が現在行われているところがございます。

○田中裕二委員

この発達障がいに関しましては、もう何回も代表質問また一般質問で取り上げさせていただきましたので、ほんとに皆様方も耳にたこができるほどお聞きになっていらっしゃると思いますけど、ほんとに早期発見早期治療が何よりも不可欠であるということをおっしゃっていただいております。今のご答弁の中にも、早期発見がされても、半数ぐらいの方がまだ受け入れられていないという現状もございます。どうかしっかり早期発見をする、そして早期治療に結びつくような取り組みを今後行ってきたいとこのように要望いたしまして質問を終わります。

○委員長

次に、兼本委員に質疑を許します

○兼本委員

青少年対策費、委託料、ファミリーサポートセンター事業等についてお尋ねいたします。これもファミリーサポート事業それから子育て短期支援事業、それから産前産後生活支援事業と、これは先ほどお尋ねしましたものと同様に、20年度の新規事業であったというふうに覚えております。ファミリーサポート事業はお願いする会員、それからお願いされる会員、そういう会員の研修をやってそして児童をお任せすると支援するというような事業ということであったと思いますが、現在は数としてはどのようになっていますか。

○児童育成課長

会員数につきましては、提供会員、まかせて会員ですね、これが22名、依頼会員、お願い会員が70名、両方会員が14名、計106名でございます。また会員相互の支援件数は、48件となっております。

○兼本委員

これは予算委員会的时候に、親同士はいろんな研修とか何とかを受けてやるんですけど、実際の実施になったときに、お願いしますという子どもさんが相手のその会員の方になじむかなじまないかというようなことについて若干懸念があるんじゃないかなろうかというふうにお尋ねしましておりましたけど、一年間やってみてそのようなことはなかったですか。例えば子供さんが、私の子どもを江口委員の方にお任せしますとしたら子どもが嫌、この人は嫌とかですね、この人やったら私は、迎えに来てもらっても一緒に帰らないとかいうことですね、江口さんのことを言っているんじゃないですよ、例えばのことですからね、そういうふうなことの懸念があるんじゃないかなろうかと思うとったわけですけど、そういうふうなことはありませんでした。

○児童育成課長

私が聞いた範囲では、そのようなことはあっておりません。

○兼本委員

まああったかも分かりませんがね、いいですそれは、これの今現状をどのように捉えて、そして将来の展開をどのようにしたいのか、その点の意気込みをちょっとお聞かせください。

○児童育成課長

現状につきましては、会員数につきましては106名の会員となっております初年度としては100名以上の会員登録を行っておりますので、当面の目標は達成してると考えております。今年度の会員数は、9月末時点で137名となっております徐々に増加している状況でございますが、これは提供会員の会員登録には子供を預かるという責任のある支援となり、最低でも支援に必

要な知識、心構え等計4回の講習会の受講が必要で、制度を十分に理解してもらった上での会員登録となるため、このように徐々に増加する傾向になっておると考えられます。

また会員相互の支援の件数につきましては、平成20年10月からの実施でありましたが、48件の支援を行っており、初年度では会員の登録業務のみを行うセンターもございますので、年度途中からの支援開始にしましては件数は少ないかもしれませんが、支援を行うことができてきたと思われまます。今年度につきましては、9月末時点で98件の支援を行っており、目標としては年間200件を見込んでおります。また今後の事業展開でございますが、会員増加のため事業周知活動はもちろん、講習会の開催を各地域で行うことにより広い範囲での会員の確保を行い各地域の住民の方々と協働の関係を築きながら、それぞれの地域で十分な支援を行うことができる体制を構築できるよう、事業展開していこうと考えております。

○兼本委員

続けて、子育て短期支援事業委託料についてお尋ねしますが、これの20年度の利用状況はどのようなになっていますか。

○児童育成課長

利用状況につきましては、宿泊を伴うショートステイ事業の延べ利用世帯は7世帯13名、延べ利用日数が34日となっております。夜間休日利用のトワイライトステイ事業につきましては、利用はございませんでした。

○兼本委員

この問題点は、預けるところが確か鞍手乳児院でしたかね、という遠いんですよ。だから、利用しようと思っても、今はもう皆さん車をお持ちの方も多いと思いますけど、車がなければタクシーで行かなきゃいかんとか、それとか公共交通機関を利用していかないかんというようなところでね、実質利用したいという人も鞍手乳児院まで連れていくということは、非常に距離も長いし時間的にもあるので、非常に利用し難い施設ではなかろうかと思うんですが、ただ飯塚市の方には余りないと、嘉麻市にあったやつもだめだとの形で、嘉麻市は乳児院というのかどうか知りませんが、それもだめだということで現在どこかこのようなものを是非利用しやすいようにするためには、施設をどっかに持ってこないと私は駄目だろうと思うんですよ。だから今から先やっぱり、今後に子育て支援というものを捉えるならば、永久的に捉える、少子化を防止するという形ですればですね、この施設をどこかに私は持つていくべきだろうと思います。だから施設を造れといっても答弁は一課長ではできん、できる。部長は何かできると言っていますので、どうですか課長、そういうふうな要望を是非進めていただいて大きな施設でなくていいと思うんですよこれは。宿泊するわけですから、宿泊と食事はどうするのが知りませんが、そういうふうなものを、簡単なやつをつくれればできないことはないと思いますので、是非その施設をこの飯塚市の中に造って、そして利用しやすい支援事業をやっていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○児童育成課長

現在、筑豊地区には乳児院が1カ所しかございません。それで現在ですね、乳児院の設置に関しましては、県や社会福祉法人と協議を行っております。ただし、まだ23年度以降の協議になりますけど、それまでは現在一番近いところで嘉麻市になるんですが、嘉麻市の児童養護施設や母子生活支援施設の方に再度お願いに行きまして、できるだけ利用しやすいような体制をつくりたいと考えております。

○兼本委員

まあ、あまりたいしたことないですね。嘉麻市は当初作るときに、これは利用できないというものの返事を受けて、そのために鞍手乳児院にもっていったわけですからね、再度嘉麻市に行っても、嘉麻市が受けてくれるかどうかわからん。余り大した答弁やない。もうやっぱり自

分のところで、自分のところに施設を造るくらいの強い気持ちを持ってお願いしないと今のことでは、市長、副市長は造れとは言わないと思いますよ。しっかりがんばってやってもらいたいと思いますね。次に、産前産後の生活支援事業委託料についてもですね、この20年度の事業状況はどうなっているのか尋ねいたします。

○児童育成課長

利用状況につきましては、延べ利用世帯が18世帯、延べ利用回数56回、利用時間が110時間となっております。

○兼本委員

産前産後ですから、子供さんをお産みになった方がまだ18名ぐらいのことじゃないと思うんですけどね、利用者数は18名ということですけど、この現状を捉えてどのように考えておりますか。

○児童育成課長

昨年10月に5箇所の保育所で、入所児童の保護者の方にアンケートを実施した結果、事業知っていると答えた方が59%、事業を利用したいと答えた方が34%、事業を利用しないと答えた人が64%あり親と同居されている方や、近くに手助けをしてくれる人が多いようですが、先月末で利用時間が昨年の実績とほぼ同じになっており、核家族化の多い現在ではどうしても利用が必要な家庭もあり今後需要が増加していくのではないかと考えております。

○兼本委員

これについてもですね、知っている方はパーセンテージからいくとあまり高くないようですが、これの事業展開、また周知方を含めてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○児童育成課長

現在市報、ホームページへの掲載や保健センター、子育て支援センター、産婦人科、公民館等にチラシを配置いたしております。また保健センターで母子手帳の交付日や両親学級に職員が出向きチラシの配布や事業の説明を行い、妊産婦の方が困ったときにいつでも利用できるようさらに事業の周知に努めたいと考えております。

○兼本委員

いずれにいたしましても、今質問しました3事業も少子高齢化の現状を踏まえた子育て支援の新しい新規事業です。1年ですから、この結果が良い方か悪い方かという検証するのも、なかなか1年間ですから無理なことがあるかと思いますが、しかしいずれにしましても気持ちは子育て支援という気持ちの中で進める事業ですから、より周知を広めて、そして利用者を多く募る、そしてまた利用できるような環境整備も大事やろうと思うんですよ。先ほどのショートステイなんかの場合でも、わざわざ鞍手まで連れて行かなければ利用できないということであれば、これははっきり言って、なかなか利用しがたい事業だというふうに当初から言っておりましたけどね、だからいずれにいたしましても、利用しやすい環境づくり、これも大事だろうと思いますので、そういうものも含めてやはり飯塚では子育て支援が立派に充実できているというような、他市に負けないような現状づくりを、せっかく予算使ってやったわけですからね、担当課としては大変だろうと思いますけど、しかし産前産後なんかはですね、必ず母子手帳をもらうわけですから、あそこでは絶対わかりますから、ほかのところいろいろPRするよりも、母子家庭のあそこでこういう制度がありますよということをやるのが一番PRがやりやすいと思うんですよ。そういうものも踏まえて、先ほど述べた4事業ですかね、これは20年度の新規事業ですから1年1年検証して行って3年くらい経つと立派なものになったなということですね、表彰されるぐらいのつもりが頑張ってやってみてください。

○委員長

次に楡井委員に質疑を許します。

○楡井委員

生活保護の問題について何点かお聞きしたいと思いますのでお願いします。まず最初に改めてということになるんですけども、保護課としてどのような立場でどのような点に注意をしながら日常業務に今当たっているかということなんです。生活保護行政の基本的な立場ということについて述べていただきたい。

○保護 1 課長

生活保護の基本的な態度といたしますか、ケースワーカーの心構えといたしますか、そういうふうな御質問だと思いますので、その意味で答えさせていただきます。私どもは、生活保護法の方針にのっとりまして憲法 25 条の精神を生かしながら、生活保護法の規定にのっとりまして業務を進めております。先ず第 1 番は、やはり申請者、被保護者、相談者、そういう方々の立場に立って十分その生活状況とかそういうものを真摯に受けとめて我々行政としてできる最大限の支援、援助を心がけて対応しておるところでございます。

○楡井委員

今基本的な立場が述べられました。これは立派な立場だというふうに思うんですね。その立場が相談者、それから受給日に日常直接担当するケースワーカー、この人達に徹底しているというふうに確信されておられるかどうかについてはいかがでしょうか。

○保護 1 課長

福祉事務所の基本的な考え方は、49 人のケースワーカーそして所員全員に徹底されておるといふふうに考えております。

○楡井委員

私が相談を受けた方の例ですが、例えばリバースモーゲージですか、この制度を説明されて申請を断念したという例もあるんです。それから、車の問題等もありますけれども、まずこのリバースモーゲージ制度という制度について説明していただいて、飯塚の管内ですか、事務所でこの制度を実施した例があるかどうか、このことについて紹介していただければと思います。

○保護 1 課長

リバースモーゲージに関しての御質問でございますが、生活保護が必要であるというふうに福祉事務所が認めました高齢者世帯に対しまして、所有する不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度でございます。これは平成 19 年の 4 月から実施をされております。基本的には、この審議される中で、扶養義務者が被保護者に対して何の援助もしないのに家屋、土地だけを相続するというような状況は国民の理解を得られないというような発言提案がございまして、その中で全国知事会あるいは全国市長会からの提言も合わせ創設されたものでございます。借入申込者及び配偶者が 65 歳以上であることとか、あるいは不動産の評価額が 500 万円以上であることとか、その物件に利用権あるいは抵当権等の担保権が設定されていないこととか、いろいろ非常に高いハードがございます。この申請につきましては、制度が始まりまして平成 19 年度は該当世帯が 17 世帯ございました。制度の内容について、それぞれの世帯に説明をさせていただきまして福岡県の社協とも協議しました結果、2 世帯が適用の可能性があるので申請をさせていただきました。しかしながら、不動産鑑定の結果評価額とは異なる資産価値が 500 万円に満たないというようなことで適用をされませんでした。平成 20 年度につきましては、1 件申請を行いました。これも推定相続人の同意が減られずに適用をされておられません。今後もこういうふうな制度を積極的に利用しながら、あくまでも申請者あるいは被保護者の同意を得ながらということになりましようけれども、積極的に資産の活用という意味で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○楡井委員

今のような丁寧な説明であれば、相談者の方、また申請に訪れた方たちも、納得できたんじ

やないかと思うんですけれども、この説得が非常に荒っぽいんですね。したがって、せっかく苦勞してローンを払って手に入れた家なのに、とられてしまうのかというような感情を持たれるわけですよ。それで、それなら少々苦しいけど、家までとられたら生活保護を使ってしまった後、人の家に住まなくてはならないということになるならね大変だということで断念されたというのが2件ありますね。ですから、そういう意味では先ほど言われたようにしっかりこの教育をしてもらって、こういう事例のないように、この例があるがために申請が妨げられるというようなことのないようにぜひしてもらいたいですよね。同時に自動車についても同じような例があります。コミュニティバスや公共交通機関では通勤も通院も困難だし、求職活動についても求職した後の通勤などにも大変だと。そういう意味では、自立の道が狭められてしまうというようなことで車の所要を認めてもらいたい、これは申請の前ですね、というふうに話を進めたんですけどね、やはり自動車はだめだとかたくなな態度のために、今やっぱり車を放せば大変だというようなことから申請を見送るということもあります。役所の態度として、言われてるんですよね。それが成果表の102ページの中にもそういう関係の数字があらわれてるんじゃないかというふうに思うわけですね。この点についてはどうですか。

○保護第1課長

先ほどの私の答弁の中の、また楡井委員の質問の中で出てきましたリバースモーゲージの制度は基本的には、65歳以上のご夫婦あるいは2人ともが65歳以上の世帯についてリバースモーゲージの適用がございまして。そして、家をとられてというふうなご発言がございましたけれども、これはご夫婦ずっと住んでおられるうちは、それを強制競売にかけて現金化するか、あるいはその契約の途中でどちらか一方がお亡くなりになったというようなこと、その場合もずっと住み続けられる制度になっております。そして、5,00万円と以上と言いましたけれども、その資産価値が600万円あったといたしまして、その分を例えば社協からずっと貸付を続けて600万円に達したとしても引き続き生活保護で生活を見ていくと、そしてその間はずっとその家に住み続けていただくというような制度でございまして、ちょっと誤解があったらいけませんので、その分だけ追加で補足をさせていただきます。

そして今の御質問でございましてけれども、成果説明書の102ページに示しております平成20年度の相談件数あるいは申請件数、開始件数につきましては、ここに表であらわしております16年度からしますと開始率というふうに言わせていただきますが、530件の申請に対して455件保護を開始しております。これでいいますと85.84%、この同様なパーセントでいいますと19年度は84.35%そして18年度で申しますと83.72%段々開始件数は開始率と申しますか、年々上がってきておると、これは決して私どもの審査が甘いかかそういうことで上がってきているということじゃなくて、やはり保護を申請される方がだんだん多くなってきていることの証左であろうというふうに考えております。

○楡井委員

開始率ですよね、これは今年度は上がっているんですけど、それまではずっと低下してきてませんか。私が計算したところによると16年68、66、65、54ということで今回また66というふうに上がってますけど、この点どうですか。

○保護第1課長

委員の申された率は、相談件数に対する開始件数の率が、今委員が言われた16年度が68.42%、17年度が66.95%ということになるかと思っております。先ほど私が申し上げましたのは、申請件数に対する開始件数です。これは何でそういうふうな特化するか言いますかと申しますと、相談件数というのは生活保護の相談件数にカウントしております件数は、生活保護の申請の相談というよりもただ生活に不安があるとかあるいはどういうふうな制度があるかというような形で来られた方の件数もこの相談件数の中に入っておりますので、実質的な開始率と

しましては、申請をされてその中のどのくらいが保護開始になったかというようなことで考えるのが一番妥当な数値じゃなかろうかということで説明をさせていただきました。

○楡井委員

それでは、19年と20年度の開始率54と先ほど数が違いますけどけど、かなりふえてるんですね、平成20年度の455件、前年度が388件ですから、70件近く増えてることになると思うんです。この理由をどういうふうに見ておられるのかについてはいかがでしょう。

○保護第1課長

一般的な答えになろうかと思えますけれども、やはり経済的な問題あるいはオイルショック等と、そして経済状況、社会状況がやっぱりまだ安定していないというようなことが大きな要因でこの筑豊地区におきましても有効求人倍率でいいますと0.56あったものが最近では、0.3の半ばというようなことで就職状況等も少なく低くなってきております。そういうふうなもろもろな要因があるかと思えますけれども、特に飯塚地区については特にこれだというような分析までにはたどりついておりません。保護開始の理由の一番多いのは、やはり傷病世帯いわゆる病気になって仕事をやめざるを得なくなったとかそういうふうな部分での理由が多いようになつております。

○楡井委員

先ほど示した102ページの表なんですけど、一番最後のこの保護率というところがありまして、47.5パーミリとかですか、これ百分率に直せば4.75だと思います。そういうふうには、年々これ高くなってきております。さらには、この21年度では先ほど言われたような数字からさらにまたふえてるといふふうに思いますので、ひょっとしたら5%ぐらい、全所帯の5%ぐらいはその生活世帯になるんじゃないかというような推計もあると思うんですよ。そういうところからして、一番始めに人事課との質疑もやりましたんですけども、ケースワーカーがやはり基準よりも担当世帯が多いという問題は一層これ重なってくるんじゃないでしょうか。保護世帯が増えていくこともあるからですね。ケースワーカーがふえなければですね。是非基準どおりの1人で80人という基準どおりに改善は一刻も急ぐべきじゃないかと思うんです。そうしないといろいろあまり思わしくないような事件も発生してきているように聞いております。この点についての改善の決意のほどを聞かせていただきたいと思うんですがいかがでしょう。

○保護第1課長

午前中の職員数のところでお答えさせていただきましたけれども、現実的に職員一丸となってこの保護行政に取り組んでおります。持ち件数も基準を標準を上回った件数をもっておるケースワーカーもございます。私どもは、その件数が上回ったからその分仕事ができなくなったとか、そういうふうな弱音を吐くんじゃなくて、自分に与えられた職務を一生懸命遂行すると、何があってもやはり市民の方の不安を取り除き、安定した生活を提供するというような気持ちでがんばっておるところでございます。いよいよ耐えられないと、この持ち件数では耐えられないというような、音をあげることはないと思えますけれども、もしそういうふうな時期が参りましたら関係各課と相談して増員の要求とかそういうふうなものも、とにかく汗をかいて仕事を進めていく中で考えていきたいというふうに考えております。

○楡井委員

随分暴論じゃないですかね。かつて戦前と言いますか、欲しがりません、勝つまではとかいう方針が、スローガンがあったようですけどね、今の発言はそれに似たものですよ。そう思います私は。それでは、職員のことを本当に思った課長なのか、というふうに思うんですよ。何のためにその基準が設けてあるかということを考えていただだけませんか。何のための基準なのか、何のための法律なのか、確かにその相談者または申請者の方のことを考えることも必要で

す。しかし、実際それを、その人たちを守っていくための職員の側も、公務員の側も同じ人間なんですよね。だから、自分たちの身分が保障されない状況の中で市民への相談にのれるかという気が今の発言に思いました。これは1番はじめの答弁ですか、基本的な立場と随分合入れないものじゃないかというふうに思いますよ。そういう精神論だけではね、一定の苦労は必要だと思いますけれども、耐えられなくなったら考えるとか、これは撤回してもらわないといけないですね。そう私は思います。それで、質問ももう少しありましたけどね、後一つ二つ聞きたいんですけど、ちょっと今の姿勢なり考え方が変わらんなら、今から質問することについても当然切りはなったような答弁になるんじゃないかと心配があります。別の機会に討議したいと思いますので、今の発言についてどう考えるか、聞かせてください。また部長もその考えと同じなのかどうか。

○児童社会福祉部長

担当課長の方から、十二分なる答弁いたしております。私はもっと厳しく行きたいと思っております。質問議員につきましても、時間外土曜・日曜日飯塚市の職員の仕事の情報・状況、ぜひともまた御確認をいただきたいと思っております。ただですね1点だけ、1人のケースワーカーに対しますところの世帯数のところについては、一定の目安を超えておる部分はございます。当然人事当局、行革対策室、本委員会室にありますので、そこら辺のところは十二分に認識はしておると考えております。今後は、全市的な立場に立った中での対応を進めてまいりたいと、担当部長としてもそれなりの要望は展開していきたいとかように考えております。

○楡井委員

今よく趣旨がわからないんですけど、俺たち職員は、またケースワーカーの人たちも、土日まで働いてるぞというのを言いたかったんですか。そんなふうに聞こえるんですよ。そこをしっかりと見てくれというふうに言われたのではと思うんですが、違うんですか、手を振られたのは、もう一度はっきりしてください。

○児童社会福祉部長

個々の問題でのですよね、御指摘もあろうかと思っております。しかしながら、職員体制、飯塚市全体の組織の中で、今のところは生活保護制度にターゲットを絞った中での御指摘なり御要望をいただいております。私どもとしては、飯塚市全体の視点の中でのやはり適正な機構、人員配置、適正な業務量の把握というところも必要かと思っておりますので、今後関係部課等と協議をした中で進めさせていただきたいということで、よろしく願いいたします。

○楡井委員

生活保護の相談に行くとか申請するとかいう人たちは、社会的に一番弱い部分というふうに言われてるのは、当然御承知のことでしょう。そこに対する職員の態度がどういうことかということを知っているわけですよ、討議しているわけですよ、質疑しているわけですよ。そこについてギリギリでね、もう我慢ならんというようなところまで行き着かなければ、改善に足を踏み出さないというふうに言ってるわけでしょう、あなた達は。そういうことが公務員として許されるかと、法律を守らなければならない一番の実践者がそういうことでいいのかと。これは、件数が増えたとかどうかという問題の前、もう一つ前の問題です。この行政に携わる基本的な立場でしょう。だから私は、一番に聞いたんですよ。そしたら、立派なことを言われた。ところが、討論を進めてみると全く反対のことを言われる。ぜひですね、討論が長くなると、皆さんにも迷惑かけるし、ですからこれ引き続き検証したいと思っておりますので課内でもしっかりと協議していただきたい。これはもう保護課だけの話じゃないというふうにも思いますので、飯塚市全体の問題としても検討して頂きますように市長にもお願いしておきたいと思っております。

○委員長

続けてどうぞ。

○楡井委員

それでは、今日の運営の順番の方からいきますと、私の質問とは逆になってるんですけど、交通事故の実態についてお聞きしたいと思うんです。これは、9月議会で清掃車の事故が3件報告されたんですよ。それでそのときに、報告された内容が全部後ろなんですよ。パッカー車の後部が他の車と接触して事故起こしたということだったと思うんです。それで、従来のことについて、私余り関心を持っていませんでしたので、資料等も持ち合わせてないんですけども、一般論としてパッカー車の事故防止策、このことについて今後起こさないように徹底していきますとかいう説明があるんですけど、具体的にどのような方向がとられようとしてるのかについて報告していただければお願いします。

○環境施設課長

環境施設課におきます交通事故の対策でございますが、委員御指摘のように、平成21年度クリーンセンターで2件、それから環境センター1件と、1件につきましては前方不注意と、2件につきましては後方確認を怠るということでございます。日ごろから、朝礼の実施を行いまして、事故防止に努めるよう指導しております。また内部研修を適宜行いまして、公務員としての責任と自覚を持つよう話をしておりますし、さらに今後は、一層事故防止に努めてまいりたいと、また今回につきましても、一部今内部で検討しておりますが、外部の専門的な方から指導を受けるということも今内部で検討している最中でございます。

○楡井委員

要望も含めてですけど、かつては市の車には運転手の他に二人の乗ってたんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう意味ではそこで人間が減らされてる、作業員が減らされているという意味では行革と関係があるんじゃないかというようなことも考えます。さらにこれは、飯塚市の直接の事故だけでなく、委託先の事故等もきちんと把握されているのかどうかと、先ほどの21年の話が出ましたけど、20年、19年どうなっておるのかということも検証しなきゃいけないのではと思います。それから、朝の朝礼だとか研修だとか外部の人達を、外部の有識者を招いての講習会とかいうようなことも言われましたけど、先ほどの生活保護の行政の話でも出ましたけど、精神論だけでは駄目だと思うんですよ。それなりの物理的な問題解決策をとつていかないといけないというふうに思います。ですか、例えば今は2人ですからなかなか大変でしょうけれども、動く時には必ずその後ろに1人の人がおるとかいうような物理的な対策もたてなければならぬんじゃないかというふうに思いますので、是非そのことも含めて検討していただきたいというふうに思います。

○委員長

次に田中裕二委員に質問に質疑を許します。

○田中裕二委員

151ページ環境対策費の環境美化パトロール業務委託料についてお尋ねいたしますが、このパトロールの内容についてお尋ねしたいんですが、どのように行われたのかをお尋ねいたします。

○環境施設課長

飯塚地区におきましては、現在直営で収集しておりますが、穂波地区、筑穂地区、それと庄内、穎田につきましては、現在シルバー人材センターに委託しております。その中で各日、二人1組によりまして地域内を巡回し、各支所と連携のもと、不法投棄ごみの回収等を実施しているところでございます。

○田中裕二委員

不法投棄の回収等のパトロールということだけでしょうか。不法投棄防止のためのパトロールも含んでいるということですか。

○環境施設課長

委員御指摘のとおり、防止も含めまして環境パトロールをしたおり、散乱等のごみのある場合につきましては、回収を同時に行っているという状況でございます。

○田中裕二委員

今の内容の中で、回収した不法投棄されたものに対して、これはただ回収してクリーンセンターに持っていかれて処理されるだけのことでしょうか、それ以外のこともまたされてるのでしょうか。

○環境施設課長

この環境美化パトロールにつきましては筑穂地区、穂波地区を一つのエリア、それと潁田地区、庄内地区を一つのエリアという形の中で、それぞれのエリアごとに2人1組で回っております。そこで環境パトロールをしながら、地域を巡回しているということでございます。当然、穂波地区、筑穂地区のごみにつきましては、その施設組合、それから潁田、庄内についても基本的にはふくおか県央施設組合の方にごみを持っていくという状況でございます。

○田中裕二委員

すいません、私はクリーンセンターとひとくくりで言いましたけど、それから先はパトロールの業務ではないということですよ。わかりました。それではこのパトロールによる効果、どのように評価されているのか。ごみの不法投棄は減ったのか増えたのか、このあたりはどのように評価されているのでしょうか。

○環境施設課長

環境パトロールの効果ございますが、残念ながら不法投棄につきましては明らかに減少しているという状況までには至っておりません。不法投棄は、ごみが捨てられている所に次から次にまた捨てられるという状況がございまして、発見次第直ちに回収するという事で散乱地域美化の補てんという形の中で対応しておりますが、なかなか不法投棄ごみの減少につながらないという状況でございます。また、防止策につきましては、常習地につきましては看板の設置、それから監視カメラ等々を設置いたしまして、抑止対策を行っておりますし、また今後もあらゆる対策を講じまして実施していきたいというふうに考えております。

○田中裕二委員

わかりました。今、今後の対策までお答えいただきましたけども、ほんとに不法投棄撲滅を目指して、どうすればごみの不法投棄が減るのか、また撲滅できるのかしっかり取り組みをしていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

続けてどうぞ。

○田中裕二委員

151ページ地球温暖化対策映画借上料についてお尋ねいたしますが、これは不法投棄対策のための映画ということはわかるんですが、この映画をどこでといますか、どのような機会に上映されたのか。また、この映画の内容がどのようなものだったのかお尋ねをいたします。

○環境整備課長

環境教育推進事業の一環といたしまして、本年の2月11日に開催いたしました環境教育推進大会において上映したものでございます。「地球は虫の惑星だ。昆虫写真館梅野かずおの映像世界」という2006年度に子どもアースビジョン大賞を受賞した作品でございます。例年は、講演会を行って行りましたが、子供から大人まで環境問題をより身近に感じてもらうため映画上映を行ったものでございます。

○田中裕二委員

その大会で1回上映されただけということですかね。それでは、なぜその大会で上映しよう

とされたのか、そしてそれを上映された後、参加者といえますか、どのような、効果まではまだ至っていないでしょうけど、どのような感想を述べられていたのか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

御存じのとおり、この環境教育推進大会というのは先ほども言いましたように毎年行っておりますが、その都度皆様にいろんなアンケートを取らせていただいたりとか、個別な意見を聞いたりとかしております。先ほど言いましたように、推進大会の中でいろんな皆さん方の活動を御紹介したりとか、表彰したりとかしておりますけども、あわせまして特に近年は講演会をしてきたということございますが、それとは別に私どもといたしましては、いろんな形で啓発等行っておりますけども、どうしてもホームページとか、例えばペーパー類に頼りがちなところがございます。ひとつにこういった映像を見ていただく、よりわかりやすい子供向けの映像を見ていただく、こういったことも毎年この推進大会が終わったあとに例会の中でいろいろ検討を重ねてきております。今後もそういった上映をいたしました、そのなかでよかったねと、わかりやすかったねという声もたくさん聞いておりますので、今後もそういった教育推進大会のみならず、地域の方にもいろんな説明会にも行かせていただくということを今周知しているところでございますので、機会があればこういった上映等も今後も使って、広く啓発をもっと普及したいというふうに考えております。

○田中裕二委員

1回だけの上映では、もったいないんじゃないかなという思いで質問をさせていただいております。この地球温暖化防止に関しましては、CO2の削減がまず不可欠でございますし、またこのCO2削減に対して例えば運送業や製造業などの事業所だけそれに取り組みればいいのかと言えば、そうではなく全市民がやっぱり、全国民といえますかね、取り組むべき問題であろうと思っております。また鳩山総理も25%削減を表明いたしましたし、簡単に言えば各家庭における電気の使用料4分の1減らすという、単純に考えればそういうことも必要になるかと思っております。やはり全市民的に、市民の皆様がこのCO2削減に対しての取り組みをしていただくわけですから、しっかりとやっぱりいろんな機会に市民に対しての啓発、またお願いなりをしっかりと今後取り組んでいっていただきたいということを要望してこの質問は終わります。

○委員長

次に、楡井委員に質疑を許します。

○楡井委員

それでは、環境保全推進基金ですね。これについてお聞きいたします。これはかつて、1億3千万円貯め込んでいるというお話のことだと思うんですが、これは現状はどうなっているのか、これの活用状況ですね、どのようにしたのかされたのか御答弁をお願いします。

○環境整備課長

御指摘のとおり、平成19年度末の積み立て額につきましては、130,748,875円でございますけども、平成21年度からごみの分別、ごみの減量資源化というものを目指す中で、平成20年度に全市域での7分別化に伴います拠点ボックス購入費及びごみの出し方分け方の冊子作成費として34,000,000円を取り崩しております。その結果平成21年3月末では、96,748,875円の残額となっておりますのでございます。

○楡井委員

その基金の今後の活用計画等は考えられておられますか。

○環境整備課長

現在の環境基本計画の期間が平成23年度までとなっておりますので、その見直しとごみの減量化や地球温暖化防止に関する事業、環境教育に関する事業などさまざまなものを検討しな

がら活用は決めていきたいというふうに考えております。

○楡井委員

この保全基金については以上であります。

○委員長

次に、岡部委員に質疑を許します。

○岡部委員

158ページ、清掃工場運転管理及び溶融炉点検整備委託料についてお尋ねをいたします。本市のクリーンセンターは、完成をしまして丸々10年たって確か今年が11年目に入っているというふうに理解をいたしておりますけど、この決算書にあげられている委託料279,300,000円について、これまでこの10年間をどういうふうな形で推移してきたのか。たしか最初の1年ぐらいは、何か保証期間みたいなのがあって、かからなかったような記憶があるんですけど、この数字はどういうふうに推移してきたのか、まずその点をお尋ねをいたします。

○環境施設課長

平成20年で11年経過したわけですが、先ほど委員御指摘のように、平成17年度の1年目につきましては、点検整備の委託なかったということでございます。その後当然のことですが、2年目以降に増えていきまして、平成13年におきましては265,335,000円と、それから平成20年度につきましては279,300,000円になっております。この間の委託増加につきましては、期間経過によります整備の増加が主なものでございます。

○岡部委員

今のお話を聞いても、時代はこういうふうに非常に厳しい時代に入っていったけど、委託料の値段の方だけは順調にというか、現実に値上がりして推移をしてきてるわけですが、この279,300,000円という数字を、市がこの運転管理と点検整備と二つにわけて、合わせて委託をしとるわけですが、これ、要するに運転管理の方と点検整備の方と分けたらどれくらいの数字になるんですか、パーセンテージわかりますか。

○環境施設課長

現在、清掃工場におきましては、運転管理と溶融炉の点検整備をあわせて契約しております。運転を管理する中で、点検整備の必要などころがわかってきますので、運転管理をせずに点検整備だけ行うということは困難とならざるを得ないということで考えております。したがって現状では、分離することは、なかなか難しいというふうに考えております。

○岡部委員

そこが私は、おかしいと思うんですけどね。あなた方の基本的な考え方の中に、そしたらちょっと質問かえますけどね、ここの点検管理と運転管理は、どこがが受託してやってるんですか。そのちょっと経緯も教えてください。

○環境施設課長

現在運転及び点検整備につきましては、プラントメーカー新日鉄の関連会社であります日鉄環境プラントサービスというところが行っております。

○岡部委員

この点について重ねてお尋ねしますが、確かに飯塚市がこのガス化溶融方式を取り入れたのは、この新日鉄の炉はたしか全国で5番目ぐらいのときに導入をしたというふうに記憶をいたしております。しかし今日、あなた方も御承知かと思いますが、この方式をやっているとこというのはクボタさんでもやってるし、エバラさんでもやってる、三菱重工さんでもやってるといふに私は、流動床とかストーカーつくっている炉のメーカーは、部分的なガス化溶融炉にしる複数のメーカーにおよぶというふうに私は聞いておりますけど、その点どうですか。

○環境施設課長

今現在、飯塚市と同じ直接溶融方式、ようするにガス化溶融につきましては、現在新日鉄製が全国24カ所それからJFEが10カ所、それから日立金属、川崎重工、住友金属が各1カ所いま操業してる状況でございます。

○岡部委員

その中で、今あなたの答弁では、点検委託と操作委託は一体となったものであるから分けられないというふうな、私はそういうふうな答弁の解釈をしたわけですけど、この点についてあなたがたは、委託を分けたら、要するに新日鉄の今言われた子会社以外にもやれるとかやれないとかいう調査をされたのであれば、いつ、だれがどこでやられたのか教えていただきたい。

○環境施設課長

点検整備と委託につきましては、具体的に直接お話してお聞きしたことはまだございませんが、電話等の問い合わせによりましてJFEにつきましては、基本的にはそのプラントメーカーの関連会社とやっているという状況は把握しております。

○岡部委員

この2億8千万という数字が、妥当な数字なのかどうかという精査はどこでやられてるのかなというふうには私は疑問を持ってるわけですよ。つまり、運転管理と操作管理を分けられないワンピースであるというふうにあなたが理解してるんだしたら、逆にその新日鉄の子会社から出された数字というのを鵜呑みにしなきゃ数字が決定できないのではないかなという疑問があるから今お尋ねをしとるわけですけど、いかがですか。

○環境施設課長

現在新日鉄製のプラントとしまして、先ほど24カ所という話しをしましたが、その中でDMSというグループがございます。その中で、毎年情報交換を行いながら、実際に時間等々について検討をしております。実際に飯塚市が279,000,000円、実際にこれが妥当であるかというのは、なかなか難しいところがございますが、例えば近隣の20年度の近くの施設でございますが、糸島がございます。これは100トン炉が2炉ございます。ここが運転管理、点検整備を合わせまして392,000,000円程度かかっております。

○岡部委員

あなた方は私の質問に対して、多分安く上がるという答えは出されないと思うんですけどね。要するに高くかかるから、自分のところが安いんだというかたちで、その表現をされてると思うんですよ。ただ、基本的にこの委託事業というのは、始めから随契でこの新日鉄の子会社ありきというかたちの中で10年丸々経過をしとるわけですよ。このこと自体は、私はどうなのかなと。確かに、ここしかやれませんか、やり切れませんかという形の中で言われれば、ほかに調査してなくて、知識がなくて、意識がなければ、これ仕方がないかなと思われるかもしれないけど、では切り離して、市場原理に照らして別な部隊を作れるととするならば、金額はあたるんじゃないかなと、私はそういうふうには思うんですけど、どうですか。

○環境施設課長

委員御指摘にありますように、基本的にクリーンセンターにつきましては、ごみ処理を1年間安定稼働すると、例えば事故が起こった場合につきましては早急に対応する体制が一番重要であると考えております。その中で、今ご指摘のように、私どももいろいろ調査しながら、実際に飯塚市の今の金額が妥当であるかということにつきましても、いろいろ基本的に情報提供を受けながら研究している状況でございます。ただ、その辺がなかなか見えにくいということもございまして、ただ随契ありきと、今後ともいう形の中では考えておりません。ただ、その中でも実際にできるところとできないところがあると思います。基本的に、例えば運転管理、例えば点検整備、点検整備でも機関的なものについては、メーカーサイドのブラックボックスということもございまして、それ以外のところについて分離的なものができるということ

であれば、やっていきたいと。ただ、実際にやっているとこもございます。例えば、吸気ファンの取りかえとか、蒸気漏れの修理というところについては分離的に修理しているというところございます。ただ今後とも、そういうことを踏まえまして勉強して研究していきたいというふうに考えております。

○岡部委員

私は、やる気の問題もあるんじゃないかと、できるというふうに考えて分離発注すると。また、その発注方式も、随契じゃなくて入札という形をもしやれたならば、私はかなり金額に差が出てくるんじゃないかなというふうに思ってるわけですよ。なぜそんなことを言うかといえ、私が先日行財政の取り組みについて不十分だったから、追加してさらに行財政に、2回目の2次的な行財政に入るといふような報告と理解を求める・・ありましたよね。280,000,000円を1割カットしたら28,000,000円ですよ。大きな数字ですよ。小さいところを一生懸命やるのと違って、そうしたときにこれだけ業者の数もふえてきて、ガス化溶解を取り込んだときも社会環境も変わってきて、この状況の中でなぜこれだけが最初からもう決められたように点検管理と操作委託が随契で続いていくのかと、やはりそこんところをもう一回考え直してやる必要があるんじゃないかなということで、重ねて最後にお聞きしたいと思いませんけど。

○環境施設課長

先ほどもお話を申し上げましたように、基本的に1年間の安定稼働をすることが一番重要であると、そして現在は御指摘のとおりでございますので、分離した方が経費で有利な場合もあるというふうな考え方も一点あるだろうと、それにつきましても現在環境整備課として調査研究を行っております。ただ、直接メーカーがそれぞれございますが、どうしてもブラックボックス的なものもありますので、実際にJFEに運転管理できるかと問い合わせたところ、できないことはないかもしれませんが、責任持てませんというような回答も受けております。そういう形もありますので、今後とも分離発注が可能なかぎりできることについては、本社、並びに担当部署としましても、研究調査しながらできるものについては実施していきたいというふうに考えております。

○岡部委員

是非、この分離して発注する、あるいは新日鉄さんのものだから、新日鉄以外のものが触ったら、今あなたは安定稼働というふうな形を言われましたけど、安定稼働するにあたって新日鉄じゃなければ絶対にできないっていうことは、私はあり得ないと思うんですよ。やはり広くそういうのを求めていった方がいいんじゃないかなと、今飯塚市は非常に財政的に困窮している中で行財政の改革を取り組んでいく、そういうふうな方式をやられている中でここだけが聖域になって最初から変わらずで、値段は景気に反比例するように上がっていくっていう一請負金額は委託金額は、これ自身が私はおかしいというふうに不審に思っております。是非、できるだけ早い機会にこれが分離発注は可能か、入札して市場原理に照らし合わせるのができるのかできないのかということの研究していただきたいと要望しておきます。

○委員長

次に、楡井委員に質疑を許します。

○楡井委員

それでは、ごみ処理費、し尿処理費の関係です。資料に基づきながらお聞きしたいんですけども、資料で言えば8ページになります。この8ページの資料によりますと、ごみ処理の総経費に対するごみ袋代の比率が低下していったような記述があります。これはこのとおりなのかということと同時に、今後もこの傾向が続くのかどうかということについてご答弁願いたいと思います。先ほどの環境保全基金の活用等もあって、こういう状況に今なってるのかどう

かですね。よろしくお願いたします。

○環境施設課長

8 ページの資料でございますが、平成19年度に全体の経費として約18.46%、平成18年と比較しまして1.36%、それから、20年につきましては1.88%下がっております。下がってきていることにつきましては、18年度にごみ袋の統一で多かった販売量が減少したこと、それから施設組合等々の負担金等の減額によるもので、全体的にごみ袋販売、それから総計量とも減少しているということでございます。それから平成20年度につきましては、諸経費や燃料費、それから光熱水費などの電気料金の高騰、それから4地区への拠点収納ボックス等の給付によって増えた一方、ごみ袋の販売数が減ったというものでございます。今後どういふような見通しであるかということにつきましては、なかなかその辺の見通しがつきにくいというのが現状でございます。ただ、基本的にごみ処理経費につきましては、施設管理等の維持管理経費をいかに下げていくとか、例えばごみのリサイクルの推進等々によりまして燃やすごみを減らすということで啓発的なものを推進していかなければならないというふうを考えております。

○楡井委員

先ほどの施設組合への負担金の減少とか、それから燃料費の減少等が言われて、経費そのものが下がってきてるということなんですけれども、今後そういう、今、岡部委員の質疑にもあったようなことも含めた経費節減というのは、削減というのは、今後可能なのかどうか。その点の研究はどうなってるか、お聞きしたいんですけど。

○環境施設課長

通常維持管理経費については、基本的にコスト削減ということを目指しながらやっていかななくてはいけないと考えておりますが、ただ、それぞれ施設ごとに老朽化しております。その後につきましては、当然老朽化によります更新が出てくる、増えていくということは否めないというふうには考えております。

○楡井委員

そこら辺の考え方が今回のごみ袋の値上げということにつながったのかなど。今16.58%という比率なんですけど、これを30%ぐらいまで負担してもらいたいということでの値上げだったというふうに思います。これが1億5千万円ほど増えたということになって、これ計算しますと、だいたいごみ袋代だけで5億円近い売上といいますか、手数料収入になるということになるんじゃないかと思うんですけども、そういう見方でいいですか。

○環境整備課長

単純に、そういうことだけではないというふうに考えております。

○楡井委員

そういうことだけではないという根拠を示してください。

○環境整備課長

今、手元に資料的なものを持ちあわせておりませんが、ごみ袋の値上げにつきましては、いろいろ御説明もしてまいりました。また、委員からもいろんな御意見も頂いております。そういう中で当然、今言われました30%というお話も出たわけですが、それは以前からの経緯の中で、その部分については考慮いたしました。結果として今回の値上げにつきましては、こういう軽費の中でお願いしたいというふうに進めさせていただきました。今後のことにつきましては、今まさしくごみの減量化、資源化を目指しておるものでございます。まだまだ取り組んだばかりですので、今後ごみの減量化がどういふふうに進んでいくのか。一部には少なくなってきたはおりますけれども、私どもといたしましては、そういうことを行いながらCO2の削減も目指していきたいし、いろんな観点の中で求めた結果として、このごみ袋の値上げがあ

ったというふうに考えております。

○楡井委員

104ページの資料をちょっと見ていただきたいんですけど、ここには平成11年からのごみの状況、ごみ処理の状況が出てます。11年とか古い話ではですね、合併の前ですから、合併年度、またその前年度から程度からでもいいんじゃないかと思うんですけども、年々ごみの量が下がってきてるんですよ。そして先ほど言いました、御説明にありましたように、ごみの7分別による資源化というのも今後進むんじゃないかと思います。またそれを進めなければ、意味ないからですね。そうなってくると、ごみ袋手数料の収入もだんだん減ってくるんじゃないかというふうに思うわけですね。そうなってくると、経費を削っていかなければ運営が難しくなってくるというような関係が生まれてくるんじゃないかというふうに思いますが、そういう関連は考え方としてどうなのかですね、お聞きしたいと思います。

○環境施設課長

今、お手元のほうに、104ページでございますが、今質問者言われますように平成19年度と20年度を比べまして、通常ベースでございますが約1.4%、それから18年度から19年にかけて2.8%、飯塚市他4地区でございますが、実際にこのごみの量の低下というのはここ数年、傾向がございます。理由といたしましては、一つは人口の減少も考えられますし、またリサイクルの推進の高まりもあるんじゃないかな、と。それとまた、大きな景気低迷による節約思考からごみの量が減っているものというふうに考えております。

○楡井委員

そういう状況で、ごみはどんどん減っていくということになると、ごみの手数料だけでは処理経費を賄えないんですけども、経費の削減も同時にやっていると運営が行き詰まるんじゃないかということをお指摘したいわけです。それで、これを最後の質問にいたしますけど、筑穂町の産廃問題、これ、一般質問等で市長も全市的位置付けだというふうに言われておりましたけど、この産廃問題で20年度、これに関する支出はございますか。その点だけお聞かせ願いたいと思います。

○環境整備課長

直接経費を出しものはございません。ただ、毎年、内住の川も含めまして、水質検査等を行っております。ただ、申し添えますと、平成21年度につきましては直接経費を一部計上いたしております。

○委員長

次に、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕二委員

157ページのごみ処理費の器具費について質問をさせていただきますが、この器具費の中の内容、どのようなものがあるのかということをお尋ねしたいんですが、おそらく7分別の拠点収納ボックス等の費用もこの中に含まれているのではないかと思います、その内容をお尋ねいたします。

○環境施設課長

質問者が御指摘のように、今回の器具費につきましては平成21年4月からの飯塚市全市7分別収集体制の統一に伴いまして、拠点収納ボックス、その中に回収カゴ、ペットボトル・トレイの回収ボックス、それから有害ごみを含めた中で今回器具費を支出させていただいております。

○田中裕二委員

21年度のお話になるかもしれませんが、申し訳ありません。7分別化によるところの目的、さらに7分別化によってどのような効果が表れたのか、ごみの減量化につながったのかどうか、

この点はいかがでしょうか。

○環境施設課長

拠点収納ボックスの中では、資源プラ回収、ペットボトル、トレー、それから古紙、古布、それから新聞、段ボール、雑誌類等をかかげておりますが、基本的に今回平成21年4月からスタートして半年経っておりますが、徐々にそれぞれの地区ごとに回収量は増えてきております。そのことによりまして、燃やす量が減る、ごみの減量化につながっているというふうに考えております。

○田中裕二委員

今、楡井委員のほうからもありましたように、本年の6月からごみ袋の値上げが行われておりますが、この目的はごみ減量化のためというのが大きな目的であったかと思っております。今言われましたように、この7分別化による効果が徐々に表れてきているということございませぬので、7分別化がしっかり行われるように今後取り組みをお願いいたしまして、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、第3款民生費及び第4款衛生費についての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 51

再 開 16 : 01

委員会を再開いたします。

次に第5款労働費、第6款農林水産業費、及び第7款商工費、159ページから177ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員の質疑を許します。

○楡井委員

平成16年以降ですね、資料によりまして110ページになりますけど、水田の耕作面積の表があるんですけど、16年以降19年までは一貫して減少傾向が続いておりました。それが20年になって、増加に転じてるわけですね。これはどういう政策のもとに、この面積が、今まで私はこの手の質問のときにいつも減ってるじゃないかと言って質問してきたんですけども、今回資料を見て、飯塚の農業も少しは明るいのかなというふうに感じた次第でありますので、どういう政策を実行した結果こうなったのか説明をしていただきたいと思っております。

○農林課長

水田面積につきましてはおおむね変わっていないわけですが、水田の耕作作付け状況、今委員が言われますように20年度におきまして水稻の作付面積が増加に転じておる理由でございますが、一つには筑穂地区の内野におきまして圃場整備が完全に終わりました関係で、以前そこに工事中、作付ができなかつた大量の面積がございましたが、それによる水稻の作付面積が増えたという要因と、もう一つ考えられますのが、以前、昭和の時代、生産調整、転作につきましては、全体の面積に対して何%という形で来ておりました。今日の生産調整につきましては、自給需要のバランスに基づきまして、量的な面積できております。従いまして、JAさん、福岡県が取り組んでおります「ゆめつくし」、昨年あたりから取り組みます新たな品種「げんきつくし」というのもございますし、八木山、筑穂地区におきまして減農薬のお米を作付しておりますので、そういうよく売れる品種のところにつきましては若干でございますが増えたということが、売れたという要因でございます。

○楡井委員

その増えた関係は、一つは筑穂町における圃場整備が完了して、そこに作付が始まった、水田の耕作状況ですね。それと同時に、面積で減反をやっていたけれども、その考え方が変わった、米をつくる量だとか新種の良し悪しということで、そういうことが重なって20ヘクタールくらい増えてる、全体としてはね。筑穂だけで言えば23ヘクタール増えてます。23ヘクタール、どのくらいかなと、私はすぐに鯉田工業団地が出てきます。これは17ヘクタールですからね、これよりも広いんですね。だから相当大きな面積が、作付けができるようになったということ言えば非常に頼もしいと言いますか、だと思うんですね。そこで、減反の面積とは、こういう形で増えていって量的面積の関係でどんどん良いお米ができていって、これが増えていけば、今、国がとっている減反面積との関係はどうなるんですか。

○農林課長

今回政権が変わっておりますが、今までの流れでいきますと、面積は減少の方向で、作付面積がございました。先ほど言いますように、以前は面積で農家のほうに何%しなさいということでしたが、今後は単収、配分単収ということで、収量できております。しかしながら、相対的にここ数年を見ますと、表にも示しておりますように水田面積の40%近くが生産調整に伴う水稲以外の面積となってきたところでございます。しかしながら、今後の推移につきましては、新たな政権が発足しておりますして県並び各自治体とも、その情報収集なりに来年に向かって努めているところでございますが、来年も同じような配分ではないかというふうに、現在はとらえているところでございます。

○楡井委員

そうすると来年も水稲耕作面積、これは増えそうだというふうに思われているということではないですかね。そこで、お米だけに限らず、いろんなものを地産地消の問題に広げさせていただきたいんですけど、JAの触れあいとかいろんなスーパーなどにも行きますと御承知のとおり、生産者の名前の付いた品物が並べられて大変好評であります。少々形が不揃いでも、曲がっていても、安いし安心だし新鮮だということでの購入だと思うんですけども、これを学校給食のほうにもですね、もっと広げていったらどうかというふうに思いがあるんですけども、この関係で何か新しい取組みが考えられておられるかお尋ねします。

○農林課長

市としましても、先ほどの水田以外の作付面積が多くなっており、生産調整が行われておりますので、そのような圃場でどういった作物を振興していくか取り組んできたところでございますが、やはり先ほど委員も言われますように、地産地消の推進について重要性を深く認識しているところでございます。市としましては合併後、平成19年度に飯塚市地産地消推進計画を作成し、それに基づきます、先ほど委員が言われました学校給食への食材の提供の増加、その他いくつも活動をしてるわけでございますが、新たな取組みとしまして、さらにそれを推進するために、今までは推進計画だけでございましたが、本年度、21年4月に飯塚市地産地消推進協議会をつくりまして、学校給食、農協、県、普及所、食生活改善推進委員会、直売所の代表の方々、保育所、栄養士さん、そういった方を含めまして、地産地消の推進、学校給食、公共的なものに推進、地域の皆様方に、地産地消の御理解を頂いて、食生活改善の中にも地産を使った食生活を改善していくということをさらに強く進めていくように、本年度推進協議会を設立したところでございます。

○楡井委員

畜産業については、乳牛は筑穂地区が飯塚市の乳牛生産のうちの85%を占めています。それから肉牛は、旧自治体で言いますとね、飯塚地区が61%、筑穂地区が37%、何か筑穂牛はとても人気がいいということでブランド化をされてるということですから、肉牛は筑穂が一番多いのかと思ったら、飯塚の方が多いいということになってます。それから養豚の関係では、

穎田が非常に高く74%、飯塚が24%、それから卵をとるための鶏、採卵鶏とかいうふう
に書いてあったと思いますけど、これは穎田が圧倒的で91%、ブロイラーは穂波が86%と、
こうして見てくると、なかなか地域別に非常に特徴がある内容になっているというふう
に思うんですが、これは何か市としての政策的な反映がこういう結果になったのかどうかについては
いかがでしょうか。

○農林課長

この状態は、合併前からほとんど農家数、畜産業関係の農家数は、変わってないわけでご
ざいますが、特別にそういうことをやってきたかということでございますが、筑穂町においては
ブランド化されました筑穂牛、先ほど言います肉用牛につきましては、以前より飯塚に大規模
の肉用牛の畜産業者がおられます。そういった関係で、たまたま地区ごとにそういったような
振り分けになってるということで、その地域を重点的に、畜産であるとか肉用であるとか、そ
ういうふうに取り組んできたことではございませんが、以前に多数の畜産農家があったのは
確かでございますが、それぞれの旧自治体におきまして、そこの残ったと言いますか、先進的
経営をされてる農家に何らかの形で支援をしたり、そういう形で今日まで至っているというふ
うに認識しております。

○楡井委員

先ほど言いましたように、地域的には非常に特徴的な数字が示されてるんですけども、畜
産業全体としては横ばい状態という状況ですし、今のご説明でも市としての積極的な対策でこ
ういう状況になったということではないようであります。そこで今後ですね、これをどうい
うふうにしていこうかというお考えがございましたら示していただきたいと思ひます。

○農林課長

現在も商工観光課と一緒に地域の掘り起こしなどを行っているわけでございます。代表例でご
ざいましたら、先ほど委員も言われます筑穂牛のPRに農協さん、関連団体と努めております
し、地産地消の観点からも地場の畜産の振興並びに、やはり売れなくては駄目でございます
ので、PRを今後とも続けていきたいと思ひますし、環境面からも含めた省力型の経営に基
づく機械等の導入を国県に働きかけまして、経営的な支援にも努めてまいりたいというふう考
えております。

○楡井委員

ぜひご検討いただきたいと思ひます。

○委員長

次に、江口委員に質疑を許します。

○江口委員

165ページ、農業施設費並びに農業土木費に関連してお聞きいたします。農業施設の管理
運営についてですが、農業施設、水路なりいろいろなものがあるわけですが、そちらのほうの管
理運営について、どのようになっているか概略を御説明ください。

○農林課長

農業施設につきましては、御存じのとおり農道、林道、農業用の用排水路、井堰、排水機場
など多種多様にたくさんのものでございます。その管理運営につきましては、全面的に委託に
よるもの、操作など一部委託によるもの、及び農林課・各支所経済建設課が管理するものなど、
また並びに農区生産組合の協力を頂いて管理運営を行っておるところでございます。

○江口委員

今言いました農業施設ですね、農業施設は基本的に市の所有になるものという理解でよろし
いかどうか、もしくはそれ以外のものがあるとすればどういったものがあるのかお聞かせくだ
さい。

○農林課長

委員の言われますように、ほとんど、100%近くが市の施設でございますが、中には個人の農家で私設的にポンプを備え付けられたり、地区の農区の財産としての施設が一部ございます。

○江口委員

一部個人の農家、もしくは地区の農家の財産というものがある、それ以外については市の施設だということでございます。それならば、その市の施設に関しては全面的に農林課のほうで管理運営をしている、そしてまた費用負担についても同様だという理解でよろしいですか。

○農林課長

維持管理の経費につきましては、御承知のように一般財源をも充てているもの、あと御承知のように飯塚市にかんがい施設整備基金、鉦害復旧事業団のときに設立したものでございますが、かんがい施設整備基金を財源にしてその果実などを運用してポンプ場、井堰などの維持管理に財源として充てているもの、それと河川において、これは土木管理課のほうとも同じでございますが、河川において取水排水用の樋門樋管というのがございます。その樋門樋管の維持管理経費につきましては、国土交通省から樋門樋管管理委託金の財源をもって操作管理の委託を行っているものもございますし、また、ご承知のように直売所、乾燥施設などのものにつきましては、指定管理者を導入し、その運営経費を指定管理者によってやっていただけてる部分もございます。

○江口委員

今で言うと一般財源そして基金、そして管理委託金ですね、国から頂いたお金で運営をしている。それと直売所等の売上というふうなカタチですね。この管理運営なんですが、定期的に行っている、例えば農道だったりとか、用排水路とかですね、今回も水害の中で非常に大きな被害を受けたわけですから。そしてそのメンテナンスの部分についても見直さなくてはならない部分がかかなり出てきているんだろうと思っております。定期的なメンテナンスですね、清掃であるとか草刈り、浚渫、維持修繕等々ですね、定期的にどのような形やられているのか、お聞かせいただけますか。

○農林課長

定期的なメンテナンスにつきましては、何と申しますか、電気を使ったり、ポンプとかいうものにつきましては電気技術業者さんにおいて雨季前には必ずでございますか、そういう時期に契約に基づいてやっていただいております。それから、樋門樋管の管理につきましても、契約に基づいて、必ず雨季におきましては毎月1回の報告、点検を行っている分もでございます。その他、農道・水路の管理につきましては、合併しまして広範囲になっておりますので、注意深く職員において定期的に点検する部門もございますが、先ほど申しましたように農区長、農家の方々に点検を日常の農作業の中で御連絡を頂いて、その改良修繕、維持管理、草刈り等に努めているところでございます。

○江口委員

今の話をまとめますと、基本的に契約に基づくものについては定期的に行っているんだが、農道ないし用排水路に関しては基本的に自分たちの見回りをしてチェックに努めるんだけど、その他は地域の方々から教えていただいたりとか、そういった部分で対応してる。そちらのほうは不定期で対応しているというふうな形でよろしいでしょうか。

○農林課長

そのとおりでございます。

○江口委員

そうするとですね、今後やはり、今回の水害を見ても、そのチェックの部分とかをですね、

一部考え直す必要があるかと思うわけですが、そういった部分についてどのようにお考えになっておられるか、まずお聞かせいただけますか。

○農林課長

今回の7月24日からの災害におきまして、全地域的に私ども職員で回ることは不可能でございました。その折におきましても、農区、自治会、生産組合の方々から情報提供をいただきまして、その旨で大変、災害箇所の方の応急的な工事等を含めたことにつきまして、農家の方々にこの場を借りましてでも厚く御礼申し上げる次第でございますが、今後も更に一層農家の方々と連携を密にし、支所も含めまして情報を密にして定期的にそういった改善とか維持管理に努めていきたいと考えております。

○江口委員

そうするとですね、いろんなどころから、このあたりが厳しいんだけどというようなお話が出てくるんだと思います。いろんなどころがある中で、予算もやっぱり限られる部分があると、そういった中でどうやってその順位をつけるんだらうと。やはりそこら辺が明確にされないと、地域の方々にとっては、なぜうちの後なんだという部分があるんだと思います。そこら辺については、どのように対処をなされてるんでしょうか。

○農林課長

私どもの考えにつきましては、最優先を危険箇所にしております。交通量、学童さんの通学路とか、人家がありまして、そこを通られる方、一番大きな優先順位は、危険箇所が一番多いのが、ため池でございます。ため池の、取水用の水でもございますが、今回の災害ではたまたまなかったことなんですけど、亀裂が入って崩壊の恐れがあるとか、そういうのを最重点で行いまして、後につきましては老朽化に基づく地元と話し合いをいたしまして、改良等に努めてる次第でございます。

○江口委員

ぜひ、その分についてわかりやすいというか、透明性のある対処をお願いいたします。もう一点、管理の中で地域の方々の力を借りてやっているという部分があるというお話ございました。草刈りとか浚渫とかいう部分については、特にやっていただいているんだらうと思うんですが、そういったときに例えば、費用負担が発生することはあるのでしょうか。地域の方々に対して費用負担が発生することはあるのかどうか。

○農林課長

財政的に大変厳しいわけでございますが、農家の方々にしましては、そういうことをやっていただくにおきまして、大変皆様から御理解を頂いております。例えば、すべて自分たちで草を刈って後片付けもしますというところもあるわけでございますし、また草刈りとか泥を上げるから、後の処理だけお願いすると、ケースバイケースで合併後その地域によって様々なやり方、全面的に市がやっているとというようなところもございまして、様々なやり方で取り組んでるところでございます。

○江口委員

ケースバイケースと言いますが、そのあたりでケースバイケースがあまり多用されると、地域の方々にとっては、なんでうちのところは、全部やっているとあそこは全部市もちなのというような話になるかと思っております。その点においてもきちんとした対応、公正公平が求められると思いますが、その点についてぜひやっていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○農林課長

当然でございまして、公正公平が一番でございます。その点を含めまして、現在市として取り組んでおりますのが、中山間地域等直接支払事業というのを、国県の補助金に基づきまして中山間地に事業として交付してございまして、その中である程度やっていただきたい、と。それ

から近年取り組んでおりますのが農地・水環境という事業を、国の農地・水環境協議会のほうから市の負担をもってそういった環境美化、こちらのほうにつきましては農家だけではなく自治会を巻き込んだ組織をつくっていただきまして、そういった作業的な費用に充てていただきたいという、そういった方面も取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。

○江口委員

今お話のありました、中山間地について私は詳しくは知らないんですが、農地・水環境については、これは期限が切つてある制度である、と。逆にこれをやることによって今まで地域で皆さんでやっていただいた分が、一度お金をもらえたと、そこでまた外に出すようになったと、ところがそれが切れると、その後どうするんだというところで、ある意味コミュニティが壊れる原因になりかねないというお話を他の自治体から聞いたことがございます。ぜひその点も気を付けながらやっていただきたいとお願いをしておきます。

○委員長

次に、兼本委員に質疑を許します。

○兼本委員

169ページの林業振興費の委託料、荒廃森林再生事業委託料などについてということで質問させていただきます。ここに荒廃森林調査委託料、それから荒廃森林再生事業委託料ということで約800万円ほどの決算が上がっております。これは、個人あるいは法人が県税として一定金額を納めまして、県から荒廃林を再生しなさいということで市のほうに返ってくる分の事業だったと思います。たしか2,600万円程毎年返ってくるんじゃないかなというふうに記憶しておりますが、この事業は、当初、雇用の拡大にも繋がっていいのではないかとということで予算のときに質問しましたら、8千円の講習料を払えばできる、と。しかし、地区の森林組合に委託したいというような答弁がございました。それで今、この委託は地区の森林組合に委託してることだろうと思いますが、そこにおいて雇用の拡大等々はどのようになっているのか、その点をまずお尋ねいたします。

○農林課長

御承知のように、これにつきましては福岡県が荒廃森林再生のためにその財源として森林環境税が導入されまして、その目的によって、私有林だけでございますが、そちらにその財源をつぎ込んで、荒廃した森林をやる、と。今御質問の、それに基づいて雇用が創出されたのかということだと思っておりますが、これにつきましては合併前から森林組合が合併しまして、今、嘉飯山森林組合というふうになっております。そこに委託をしまして、そこで一番雇用的に申しますと、荒廃森林再生事業、昨年20年度から始まったわけでございますけれども、その森林組合におきましても嘱託職員1名、臨時職員4名、作業班3名を雇用してるわけでございますが、その現場で間伐とか下草を刈る作業につきましては、それぞれの再生する現地のほう、例えば八木山であれば八木山、建花寺であれば建花寺、筑穂内野地区であれば内野、そういうところに作業班を、その地区の方を雇ってその作業チームを使って荒廃森林事業をやってるわけでございますので、今後発注が膨らみますと現地の作業員につきましては大幅な作業員の雇用が生まれるのではないかと考えております。

○兼本委員

この荒廃森林再生事業の委託料の546万円は、当然調査をやったの結果だろうと思いますが、どこの地区をやったのか。今、作業班を云々ということがありますが、具体的な人数はわかりませんでしたけど、どの地区でどの程度、そしてこの金額、約540万円というのは、20年度からの新規事業ですから、最初から大幅な予算は使えなかったのかもしれないけど、約540万円というような予算で終わってますが、このことについての見解はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○農林課長

平成20年度は初年度でございましたが、荒廃森林環境税の荒廃森林事業が10年間というふうになっております。前期5年間で5年見直しという予定になっておりますが、市としましては毎年200ヘクタールくらい調査をかけまして、その調査に基づいて荒廃再生の間伐とかの事業に取り組むように予定をしていたわけですが、20年度におきまして、私どものPR不足もございまして、調査は実績的には159ヘクタールほど行ったわけですが、実際の作業、間伐とか下草刈につきましては17ヘクタールほどしか出出来ておりません。この内容につきましては、この20年度の最初に取り組んだ月としましては、穂波地区と颯田地区に全面的に調査に入ったわけですが、やはり所有者、山林を持っております民間の方に理解が、最初のPR不足もあったかと思いますが、調査の同意を得たんですが、間伐の同意を得られなかったことと、同意に基づきまして相続物件が複雑なものがございまして、そこら辺の調整がうまくいかなかったということでございます。何十人も相続がございまして、代表で印鑑を、同意を頂けるというような予定をしておりましたが、なかなか難しかった面がありまして、本年度につきましてはその反省を含めて大幅に取り組んでるところでございます。

○兼本委員

では、初年度は穂波地区と颯田地区を実施したということですか。先ほどあなたの話では、八木山地区とか建花寺地区とかで雇用の創出が出たとかいうことで、例として地区の名前は八木山地区、それから建花寺地区という名前が出ましたけど、調査やったのが穂波と颯田だったら、八木山と建花寺は旧飯塚市ですから、ちょっと答弁が違うようですが、どうなっておりますか。

○農林課長

申し訳ございません。説明が不足しておりました。嘉飯山森林組合は、そこそこに八木山とか建花寺とか穂波とか、それぞれの地区に班長を置かれております。経験のある常に雇用をお願いするその方に基づきまして、そこをチームとして5名とか10名とか20名とか付けて実際の作業があるわけですが、先ほどの例につきましては、当該年度にやったことではなく、今年も取り組んでおりますことを建花寺とか八木山とか言いましたので申し訳ございませんが、平成20年度におきましては颯田と穂波でございますので、颯田と穂波地区においてそのような雇用が出ているということでございます。

○兼本委員

実施したのは17ヘクタールですからそんなに大きな雇用はできなかったのではなかろうかと思えますけど、しかし、いずれにしても保水力を高めるとか、それから崩壊を防止するとかいうような意味で間伐をするということでございますので、せつかく10年間しかやりませんので、我々市民もそれぞれ税金を納めてるわけなんですよ。だから、事業をやればやるほど、2,600万円ぐらいが毎年上限じゃなかったかなというふうに思いますが、そのくらいの金額が多分要求すれば取れると思いますので、とにかく間伐をやるということですので、それと合わせて、間伐をやることで森林組合だけを潤すのじゃなくて、このように雇用が少ない時期ですからね、特殊な仕事ですから誰でもが行ってできるという仕事ではないと思えますけど、去年の予算では8千円払って講習を受ければできるようになるという答弁が確かあったようですから、そういうものを利用しながら雇用の拡大も含めて、それから森林を整備すると、大きな目的は整備ですから、それに進んでもらいたいと思います。

それとですね、昨年、切った間伐材をどうするのかとお尋ねしましたら、県の税金で間伐をするので、その間伐材を利用するということになれば有料になるから個人に、間伐は税金でやる、その間伐材を売ることについて個人の利益になるようなことは望ましくない、禁止されていますという言葉であったかどうかは分かりませんが、捨て置くと、放置しておくというよ

うな答弁が去年あったんですよね、去年、予算委員会で。ところが、この頃の新聞、一ヶ月程度前の新聞を見ますと、近畿大学が田川の間伐材を利用しながら、それでもって村興しといたしますかね、そのようなものを商品化するというような話が出ておりました。近畿大学は飯塚の大学なんですよ。そして、飯塚は各大学に平成21年から補助金を出して、そして、より密接に大学と行政とで連携しながらやろうやというような動きがあつてゐるわけなんですよ。それを、よその地区の間伐材を利用してやられると。それをじっと捨て置くというような昨年の答弁があつて、田川はそういうものを使ったということです。だから個人の間伐材であっても、放置するのであれば、それを無償で持って帰っていいですかと言えば、持って帰れるはずなんですよ。それを、あなたは去年は放置しておくと言って、それが今年になったら近畿大学はそれを利用して木工を造るというような新聞報道があつておりましたよね。だから、出来ないことはないんですよ、去年からそういうことを言ったときに、もう少し検討してみましょうとかいうような形であればね、私は出来ないことはなかったと思うんですよ。せっかく飯塚は税金から大学に補助金を出して、そして補助金を九工大、近畿大学に出しながら、大学の頭脳を使おうというふうにやっているのにね、よその地区の間伐材を利用してやられるということは、私は飯塚のトップの人にとっては恥だろうと思うんですよ。どういうふうに考えますか、そういうことを。

○農林課長

御指摘のとおりでございます。昨年の私の説明が至らなかった点もあろうかと思ひます。この森林環境税を利用した、荒廃森林の間伐した間伐材につきましては、山から出しますと、また税金を投入してそれ以上の経費がかかりますので、森林内に置くというようになっております。しかしながら委員が言われますように、それを、あくまで税金で間伐したんですが、間伐材についてはその山林の所有者のものでございまして、その所有者が有料で売ということは禁止されてございまして、無償によって提供するというようなことは委員が言われますようにそのとおりでございます。田川におきましても、無償で渡したということでそういう利用ができております。実際、飯塚市におきましてもそういう希望がありまして、キャンプのときに使いたいからということで、ただし、そこから持ち出すのに、山林の方が持ち出す経費とそれがペイするかという問題ございまして、そういうこともありますので、前期5年間で見直すということがございますので、そこら辺も含んで県のほうに強く要望したいと思っておりますし、先ほど近畿大学の間伐材を利用した、田川のほうで大規模にやられたのは確かでございます。飯塚市におきましても、その活動の母体であります筑豊地区森林林業推進協議会、筑豊地区の自治体と森林組合が入った協議会でございますが、そこで近畿大学理工学部の建築デザイン科と、その協議会が連携して、木材需要のPRの一環としてランプとかコースターとかの作成をされてございまして、毎年あいタウンのほうでPR活動もやっておりますのでございます。今後さらに、この協議会を通じたその活動も飯塚市のほうで大々的にやるべきであろうと、委員ご指摘のとおりというふうにご考慮しております。

○兼本委員

よそでやったことですから、あまりそのとおりやって二番煎じがいいかということにもなりますからね、あまり強力にはやりなさいということは言いませんけど、しかしいづれにしても、一番最初に手を挙げてやったほうがやっぱり何でも勝ちなんですよ。よそがやってしまったやつに、よそが良かったからあのとおりやろうって、二番煎じしたところで上手くいくかわからないしね。やはりいづれにしても、そういう形の中で我々市民が、確か500円でしかたね、税金を投入するのは。それと法人税いくらかと、そういう形の中で貴重な財源を県に入れて、それから県からバックしてもらってやっております事業ですから、やはりできるだけそれを活用しながら、例えば今の経済の低迷時期で雇用の拡大ができるのであればぜひ推進して、雇用の拡大

だけでも推進してもらえば、大きな一つの目的も達成できるんじゃないかならうかと思っておりますので、その他、例えば間伐材を他に有効利用するようなことがあったら、ひとつ農林課のほうで知恵を絞ってやってもらいたいということを要望して終わります。

○農林課長

訂正を一つだけさせていただきます。先ほど委員が年間上限があるだろうということございますが、年間環境税は、見込みでございますが、福岡県の市民税が納められての個人法人で年間10億円を超えるというふうに推定されております。その事業の取り組みにつきまして自治体に交付される分については、事業費の100%交付されますので、上限はないという認識でございますので、5億円の事業をすれば5億円来るといような形でございますので、訂正させていただきます。

○委員長

次に、楡井委員に質疑を許します。

○楡井委員

171ページの企業立地セミナーその他工業団地造成に関する質問をさせていただきますが、成果説明書の79ページにありますところの産炭地域活性化基金助成金というお金の性格と申しますか、総額、活用状況等についてご説明願いたいと思います。

○総合政策課長

79ページの産炭地域活性化基金助成金でございますが、平成20年度は3億円の収入がっております。

○楡井委員

そのお金のうちから、諸収入というところに3億1万6千円が出されたらと、こういうことでいいんですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:44

再 開 16:47

委員会を再開いたします。

○楡井委員

質問をしておします。企業立地セミナー、この関係についてお聞きしますが、企業誘致が果たして成功するかどうかという問題なんですよね。それで、資料の115ページには、筑豊地区にどのくらい工業団地があるものなのか、さらには鯉田が完成したとして、本市分はそのうち、どのくらいを占めるものなのか、さらには本市以外の工業団地への誘致活動がどのような見通しになっているのか、そのことについてお聞きしたいんですよ。それで筑豊地区にどのくらいの工業団地があるのか、まずその辺から説明をしていただけますか。

○企業誘致推進室長

筑豊地域には81カ所の工業団地がありまして、約1,054ヘクタールの工業用地がございます。そのうち分譲可能な面積がこの資料にございましており95.2ヘクタールでございまして、鯉田工業団地を含め飯塚市は20.8ヘクタール、約22%を占めております。

○楡井委員

筑豊地区には分譲可能なところが95ヘクタールということでありまして。鯉田工業団地が造成なったとして、全部で20ヘクタールくらいになりますかね、21ヘクタールくらいになるんでしょうか。そうすると全体の20%くらいを占めるということになるわけですね。そこで、鯉田工業団地へ企業が来るかどうかということについて、名古屋事務所が昨年11月に開いたものについて少し中身をお聞きさせていただきたいんですが、ここに報償費として20万円が

支出されてますよね。この20万円について、どういう内容なのか説明をしていただけますでしょうか。

○企業誘致推進室長

資料116ページの報償費、インフォメーションセミナーの報償費でございますが、これにつきましては企業立地セミナーの講師謝礼ということで、これはトヨタ自動車九州の特別顧問でございます雨澤氏を講師として招いて講演をしていただいた分の報酬でございます。

○楡井委員

一日お話しになったでしょうから、この20万円というのが妥当な金額なのか、相当高い報酬じゃないかなというふうに思うんですけども、そこでお話しになった内容ですね、いろいろ参考になるような講演があったんでしょうけれども、この講演の内容は公開できるんですか。

○企業誘致推進室長

雨澤氏の講演につきましては、こちらのほうに、手元に資料がございませんので、公開するというよりも資料がございませんので御理解いただきたいと思います。

○楡井委員

どのように理解すべきなのか、ちょっと戸惑いますけれども、講演されてその講演の内容の資料が無いと、市には。どういうことなのか説明してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:51

再 開 16:53

委員会を再開いたします。

○企業誘致推進室長

改めて答弁させていただきます。雨澤氏の講演につきましては、講演資料としては残っておりませんが、その内容については御説明はできるということでございます。

○楡井委員

資料は残ってないけれども、説明はできるということですか。講演の内容は、たいてい資料付きなんですよ。何か答弁があるそうだから。

○経済部長

雨澤氏は当日、パソコン上のパワーポイントを使ってご講演されました。ですから、こうした講演の折にはパワーポイントのペーパー資料ですね、あらかじめ増し刷りさせて、会場に参加された方に配られる講師の方もございますし、社内の統計、特に今回の資料につきましてはトヨタ自動車九州の生産ラインにかかわる内容等もございました。そうしたことでありまして、当日そうした資料については配付されておられません。でありますから、私ども主催者側につきましても、パワーポイントの資料については入手してないということで、資料については無いという御説明を今、室長がした次第であります。でありますから、講演の内容、概要につきましては私どものインフォメーションセミナーの記録としてございますので、その概要については公開できるということでございます。

○楡井委員

そういうところで20万円も支出してお話しいただいた内容ですから、これはその後の誘致活動に活かさなければならないというふうに思うんです。そういうときに資料を、後で振り返るときに資料がないというようなことでは、活動に障害を来すんじゃないかというふうに思うんですよ。確かに今言われた企業秘密というんですか、そういうものがあってということなんでしょうけれども、やっぱりそういうところにはきちんと資料を提出してもらって話は聞くべきではないかなというふうに強く思うんですよ。そういう意味で講演資料ですかね、そうい

うのをぜひ聞かせていただければというふうに思いますし、私達もまたそれを参考にしながら工業団地問題についても検討させていただきたいなというふうに思いますので、準備していただけますようお願いしたいと思います。それから、セミナーを開いた効果、これをどういうふうに考えておられるかについてお聞きします。

○企業誘致推進室長

このインフォメーションセミナーにつきましては、飯塚市が名古屋事務所を開設し、名古屋での最初の大々的なPR活動でございまして、東海地方では知名度の低い飯塚市という名前を知ってもらうための大きな効果があったと考えております。秋以降は不況になりまして、その後の訪問企業の増加にはつながっておりませんが、数多くの企業との出会いの場となり訪問する機会を得られたことも効果として考えております。

○楡井委員

セミナー後の訪問数なども言われましたけど、具体的一つずつ見ていきますと、116ページの表の上の段ですけれども、セミナーが開かれた後に企業を訪問した、これは名古屋事務所の方が訪問したんでしょうけれども、全体でこの1年間で74社ですか、74回でしょうか、訪問された。訪問されたうちセミナーの後はわずか19回なんですよね。その中には、新規がたった5件しかないということも数字で出てきてます。さらには団体への訪問、これも名古屋事務所の方がやった活動だと思うんですけれども、全体で26回ある中でわずか4回ですよね。それから逆に今度は、事務所に来てくれた方たちが、全部で55回のうち、このセミナーが開かれた後はわずか10回しかないということで、このセミナー効果が果たしてあったのかというふうにこの数字からだけでいえば思うんですよね。そういう意味で、セミナーの費用110万円かけてますけれども、果たして今、室長が言われたように知名度アップの効果があったというふうに大見栄切られましたけど、果たしてそうなのかと、費用対効果の問題考えたら効果は小さいんじゃないかと私は思うんですよ。いかがですか。

○企業誘致推進室長

この活動につきましては、名古屋に事務所を置きまして、そして東海地方で活動する、そしてセミナーをやるということで、その知名度のアップを図るという大きな成果があったということですが、併せまして、それだけ名古屋で真剣に取り組んでいるというようなことで企業さんからも大変好感を持って受け入れていただいております。そうした意味からすると、私は効果があったというふうに考えております。

○楡井委員

あったなかったは水かけ論です。その水掛け論をきちんと検証するのは数字なんです。数字を示して効果があったならあったというふうに答弁してもらわんと、話がかみ合わないというふうに思います。今後、そういう態度をとっていただきたいと思うんですけれども、この数字から見るところはそうはならない。今、室長が言われたような方向ではないんじゃないかということ指摘して、この質問は終わります。

○委員長

次に、江口委員に質疑を許します。

○江口委員

171ページ以降、商工業振興費の中での負担金補助及び交付金並びに委託料、各種委託料等についていくつかお聞きいたします。まず、今ちょっとお話ありました企業誘致アドバイザーの部分であります。今、確かにですね、言われたようにこの訪問件数につきましては私も、ちょっと少ないのではないかと感じております。やはり名古屋事務所をつくったのは営業のためであります。知っていただくのが第一というお話がございました。そうであるならば、お客様のもとへ行かないと話が進まないわけでありまして、やり方として、名古屋事務所のほうで情

報収集もやって、そしてまた訪問もやるとなると、このようなる数字になるのかもしれませんが。であるならば、方法を考える、情報収集なりそういった企画立案の部分はこちらのほうで、飯塚のほうでやって、前線にいる名古屋のほうはとにかく企業を回ってくれと、そういったことを考えなくてはならないのではないかと思っております。その点については今後努力を待ちたいと思います。

新産業創出支援コンサルタント業務委託料というものがございます。567万円、173ページでございます。こちらのほうでの成果についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○産学振興課長

具体的な成果はどのようになっているかということでございます。本年7月から8月にかけてまして市内のベンチャー企業にヒアリング調査を行ってまいりました。このコンサルタント業務に対する御意見の中で活用したことがある23社中14社からは、事業の方向性を再確認できた、また新規顧客の獲得に繋がった、契約書作成アドバイスなどでトラブルを回避できたというような評価を聞いております。一方、コンサルタントと意見が合わなかった企業からは、よくなかったというような意見も頂戴はいたしております。

○江口委員

前回、予算委員会の時にも、こちらの分についてお聞かせをいただきました。今、ヒアリングをして、このような結果が出たというお話ございました。567万円に見合う成果が出たというふうにご判断されていますか。

○産学振興課長

個々の事例を詳しく申し上げるわけにはまいりませんが、ここ数年で起業をしたベンチャーさんに対してはすべてこのコンサルタント、関わっていただきまして、中には非常に売り上げが伸びた会社もございます。また、一貫したコンサルタントを行いまして成長段階に応じた支援をしたということで、それなりの成果は上がっているものというふうには考えております。

○江口委員

商工業振興費の中で委託料は支出済み額で言うとざっと2千万円であります。そのうちの約4分の1がこの新産業創出支援のコンサルタントの委託料であります。ある意味、ここに関しては、ベンチャーを育成するためにやっているわけですね、現実としてそのベンチャーが、数字として、業績として上がっているのかどうか、そういったことを考えると、果たしてこれが妥当だったのかどうかというものについては私は疑問を感じざるを得ません。この点についても再度考え直していただきたいと思っております。

次に、負担金補助及び交付金がございます。このあたりざっと、いろんな各種の協議会とかですね、そういったものへの会議とかの負担金が並んでいるわけなんです、この分野についていくつかお聞かせをいただきたいと思っております。福岡県海外企業誘致協議会負担金、こちら50万円ございます。こちらへの負担金に関する部分で成果といえるのはどういったものがあったのか。そして、こちらに関してどのような団体が参加しているのか、負担金をお支払いしてるのか、お聞かせください。

○産学振興課長

まず加入自治体でございますけれども、本市のほか、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市がでございます。今までの成果ということでございますが、過去におきましては中国からのIT企業が本協議会から登記に関する費用の一部の助成を受けたというようなこともございましたし、企業の紹介も、数は少ないですが受けたことがあるということでございます。

○江口委員

このあたりですね、ほかにも実際に成果がどのくらいあったのかという部分になると首をか

しげざるを得ないようなものが散見されると思っています。もうこの時代でございます。ぜひその点を考えた上での今後の施策をお願いしたいと思います。

あともう一つですね、あるんですが。新技術新製品開発補助金5百万円がございます。こちらのほう、成果説明書を見ると、3社の応募があって1社が採択なされたというふうにあったと思います。成果説明書でいうと32ページにあるわけですが。こちらについてはどのような製品であったのか。そしてその製品の今後の見通しですね、どういった成長が見込まれるのか、その点についてお聞かせください。

○産学振興課長

まず平成20年度に採択しました採択テーマでございますけれども、全方位走行ができる電動の台車の開発ということでございまして、現在も研究開発を継続なさっております。

○委員長

次に、兼本委員に質疑を許します。

○兼本委員

私も新産業創出支援コンサルタント事業についてお尋ねしたいんですけど、これ567万円と。頂いた資料なんか見ると、そんなに多くない相談のようであります。で、これを例えば、このコンサルについては経済産業省とかいろいろなところで、これの支援をやっているところはかなり、他の団体もあるわけですね。だから、そういうところと一緒に何か、そういうところでやれるところが、どうしても地域的に飯塚市でなければやれないというようなものと区分してやるような方法を取ると、かなりの節減ができるんじゃないかなと思うんですね。その点は、先ほどの江口委員の質問で、いろいろ課長のほうから「やってると思います」ということで、現状で効果があるというような答弁であったと思いますけど、その点いかがでしょうか。

○産学振興課長

このコンサルタントにつきましてはワンストップで継続的にフォローができる大きなメリットがあると考えております。そして、この委託料につきましては平成19年以降、毎年見直しをさせていただいております。平成18年度比で申せば、今年度はもう100万8千円の減というふうなことにもなっております。しかし、今言われましたように、ほかの機関もございます。今後とも、より効果的なコンサルタント業務のあり方ということや、また経費との関係、そういったものと合わせまして検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をよろしくお願いいたします。

○兼本委員

ちなみにですね、同じ相談ということで、業種は違いますけれども、うちの顧問弁護士代は年間どの程度になっておりますかね。

○総務部長

110万6千円でございます。

○兼本委員

弁護士で、いろんな裁判なると、また特別な報酬はいると思えますけど、顧問として市のほうが聞きに行く場合は100万ですよ。これも、当初は弁護士さん2名いたのを、行財政改革の一環としてかどうかわかりませんが、1名に減らしました。で、100万円ですよ。このコンサルの委託料を、例えば1件につきいくらかというふうにした場合にどうなるかということですね、まあ、そんなこと計算してくれとは言っていないのでここで答弁は出ないと思えますけど、計算すれば私はこんな、五百何十万という金額にはならないと思うんですよ。で、弁護士は常時そこにいますよね、聞くとところによればこのコンサルは福岡から週に、毎週の何曜日に日程を決めて、ソフトウェアセンターのほうに出てくるというような話を聞いて

おりましたけど、そのとおりですかね。

○産学振興課長

この業務に当たる時間を最低64時間ということにしておりまして、毎週火曜日の午後にトライバレーセンターに詰めていただくということを最低条件とさせていただいております。

○兼本委員

毎週火曜日の午後、1時から5時か6時までかは知りませんが、6時間から7時間ですよ。毎週、そして4週あれば280時間ですか。月に40万ちょっとですよ。いかに専門的な方であったとしてもですよ、この金額を黙って払うということは、私は、前からずっと払ってるからいいじゃないかということはおかしいと思うんですよ。ほかのことについては、いろんな経費の中で、市民には負担をかけてるんですよ。で、無駄な経費を省こうというふうな形を今やってるわけですよ。コンサルタントで、それは素晴らしい方もしれません。けど、火曜の昼から出てきて週に1回ですから4週で、丸々、言ったら2日ですよ、月に。月に2日で、年間五百何十万円ですから月40何万ですよ、50万まではいきませんが、40何万ですよ。こんな金額を支払ってね、これで成果が上がってるからいいじゃないかと言って、毎年五百何十万の税金を納めてくれればね、それはいいかも分りませんよ。もしくは飯塚市を発信して、このコンサルの指導のおかげで全国に名を売った企業が出ましたとかいうことだったらPR料としては高くないかもわかりませんよ。でも、いいですか、週に、火曜日に昼から来て月4回としてですよ、それで、月に平均したら四十何万ですよ。これ、例えば会社だったら、自分が経営する会社だったら、こんな金、1円も出せませんよ、勿体なくて。これ、何年やってますか、ずっと継続して毎年毎年、予算に上げてきてですね。これを、担当者が変わったときにおかしいですよという、私は声が出ていいと思うんですよ。で、恐らく今年も予算に上がってると思いますけどね、どうですか、これ。例えば、どうしてもその方をお願いするとすれば複数年の委託を結んで、1年1年だったら身分保障がないから、危険負担を含めて高くなるかもわからんけど、複数年の委託をしますから200万円位にしてくださいというのであればいいかもわかりませんがね。ぜひ私はですね、これは見直すべきだと思うんですよ。こんな金額をずっと出してきて、そして、あなた達は12月、今度のボーナスも減るんですよ、人勧の関係で。これを減らしたから人勧が適用にならないということはありませんけどね。しかし、いずれにしても自分達の俸給は下がっていったのに、こんなところにこんなお金を出してね、そして市民の税金ですよ、これは。こんなのおかしいと思いませんか。あなた、もう継続して予算上げてきてるからね、減らすということはね、公務員の性格は、前のおりやっておけば大体問題ないということでやりますけどね。やっぱり1回くらいは問題提起して、おかしいんじゃないかというぐらいのことはですね、私は言うべきだと思います。とやかくここで言ったところで、課長一存でどうのこうのという問題でもない。部長に聞いてもこれはできないと思いますけどね、ぜひこれは、検討してですね、早急に見直して、何百万円か見直せばそれがほかのことに使えますよ。これ、企業経営者がこんなことやったら、自分の会社つぶれますよ。従業員に給料をやるならまだいいけど、他人にやってですね、何の成果も出ないということですね、前が良かったから続けてやるんだという考え方はもう意識改革をすべきです。今度よく見直して、例えば委託についても全部見直しするような、補助金の見直しも今度、行財政改革の中で案件で出てるでしょ。委託料も全部見直ししてですね、本当に適切な委託料かどうかということぜひ見直してもらいたいと思います。他にこの件についていろいろ指定管理料とか何とかありますけどね、まあ、ここで今言いましたから、同じようなものですからもう言いませんけどね、ぜひ、検討するという事だけは、部長、あなたが答弁してください。

○経済部長

先ほど産学振興課長からもお答えいたしましたけれども、委員御指摘の、飯塚市内には産業

支援機関は複数ございます。そうしたところで行われております、こうした相談事業あたりとの関連性も含めまして、今御指摘のございました有効な経費の活用という意味で、この委託料に関しまして十分検討させていただきます。

○委員長

次に、楡井委員に質疑を許します。

○楡井委員

商業の問題で少しお聞かせ願いたいと思います。商工業統計というのがあると思うんですね。既にお持ちでしょうけれども、それを参考にしながら飯塚市の商工業の状況を説明していただけますでしょうか。

○商工観光課長

商業統計につきましては3年ごとに実施をしております、直近では平成19年となっております。平成19年の商業統計によりますと、商店数については卸売業、小売業合わせまして1,650店となっております、16年統計2,082店より114件の減少となっております。次に従業者数ですが、平成19年では12,134人となっております、16年12,834人より700人の減少となっております。また年間販売額、19年では2,796億2,518万円となっております、16年2,944億9,681万円より148億7,163万円の減少となっております。事業所数、売上額、全てにおいて減少しております関係上、大変厳しい状態ではないかというふうに思っております。

○楡井委員

その原因というのは、どういうふうに考えておられますか。

○商工観光課長

一つは車社会ということで、郊外に大型店舗の進出等があるかと思えます。また現在、大変厳しい経済情勢の中での関係もございまして、こういった数字的なものが出ているのではないかと思っております。

○楡井委員

それと直接関係するかどうかわかりせん、私も商売人ではありませんのでですね。しかし、中小企業資金融資制度というのがありますよね。これに20年度もほぼ1億円くらいの枠を積み立ててるんじゃないかと思うんですね。その活用状況が非常に悪いんですよ。それはもう認識しておられるというふうには思いますけれども、その点の確認はどうでしょうか。

○商工観光課長

平成20年度の融資実施状況につきましては、申し込みが8件、申込金額5,650万円に対し貸付決定7件、貸付金額5,200万円となっております。

○楡井委員

この預託金、融資枠、全部減少してきてますよね。先ほど私1億円と言いましたが、18年度の預託額は10億円でしたね。19年が8億4千万円、それから20年度は約7億円ということになってるんじゃないかと思えますが、こういうふうに預託枠も、それから融資枠もずっと減ってきているんですね。これは、なぜこんなふうにこの制度が使えないのか。また、使われないのか。このこと何度かお聞きしてきたんですけども、なかなか明確な回答が出ずに、この融資制度が広がっていくという状況が生まれてないんですよ。この点、この制度そのものの存在意義がどうなるかというようなこともあるんですけども、その点いかがでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:22

再 開 17:32

委員会を再開いたします。楡井委員、もう一度質問をお願いします。

○楡井委員

度々運営を混乱させて申し訳ありません。私の質問が173ページの商都の問題と、それから一つ空けて中小企業の融資の制度の問題でありましたんですけど、ちょっと質問を考える上で連動といいますか、関連させたほうが良いというふうに思いまして田中委員にもご迷惑をかけますけれども、私は二つ続けて質問させていただきたいということで田中委員には了承をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それで預託金、それから融資枠、ずっと下がってきてるけど、この実績から見れば、この制度の存在意義と言いますか、これも問われてくるし、このままで果たしていいものかどうかというふうに考えるわけですね。それで、この状況をずっと続けていくつもりなのかどうか、そのことについて答弁願いたいと思います。

○商工観光課長

まず預託金と融資枠が平成18年から減少しておりますけれども、これは平成15年7月19日の大水害の融資も含んだところでの融資枠でございますので、現在これについての返済が行われております関係で預託金等が減少しております。また利用の減少につきましても、7.19の返済が始まりました平成17年度からの申請件数が減少しているという状況でございます。しかしながら、中小企業者の安定した経営のためには事業資金の確保は必要だというように考えておりますので、この融資につきましては、制度につきましては継続して実施をしていきたいと考えております。

○楡井委員

この制度を存続させて充実させていきたいということであれば、ちょっとこの数字を考えていただきたいんですけども、無担保無保証人扱いということについては、この3年間、1件の申し込みも申請も貸付も実施されていないわけですね。これはなぜですか。

○商工観光課長

大変失礼しました。飯塚市の制度融資につきましては、個人で申し込まれる場合は無担保無保証人扱いとなっております。法人の場合だけ、代表者が保証人ということになっておりますので、現在は無担保無保証人としての取扱いをさせてもらってます。

○楡井委員

すると、このかっこ書きの中は、実際は数字があるということなんですか。

○商工観光課長

そういうことでございます。失礼しました。

○楡井委員

そうすると、平成20年度を見ていただきたいんですけど、事業貸付資金というのは、申し込み貸付ゼロなんですよね。そして、当然のことながら無担保無保証人もゼロと、これはもうこれでいいわけですね。例えば、19年の事業資金、申込件数が2件で貸付が2件ということになってますけれども、この中にその無担保無保証人扱いというのがありますか。

○商工観光課長

資料的に大変申し訳ございません。このかっこの中に数字が入ってくるようになります。

○楡井委員

結局、事業資金の2がかっこの中にも2と、こうなるというわけですね。

○商工観光課長

委員御指摘のとおりでございます。

○楡井委員

こういう数字を、こういう資料を出されると、質疑を考えていく上で論拠が成り立たないん

ですよ。私はこの表を見て、無担保無保証人という制度が全然活用されないから、この制度が成り立たないんじゃないかな、活用が低いんじゃないかなというふうにこの数字から思ったんですよ。そういう論拠が、今のような、いやそうじゃありませんでしたと言われると全然違ってくるわけですね。俗に言う振り上げた拳の下ろしようがないということにもなりかねんわけですよ。

それはそれとして次に行きます。これは、ほかの所も数字がいろいろ違うんですよ。それはまた後で言います。それから先ほど言われたように、平成15年でしたか、大災害のときの利用者が多かった。それから今回また、今年の7月の関係でこの利用者が、数字で出てきませんが、増えてるんじゃないかというふうに思うんですよ。そのときの利用者が多かった理由は何でしょうか。

○商工観光課長

一つは大災害に遭われたということで、経営改善のための資金が必要だったというのが一つあると思います。また平成15年の7.19のときの水害におきましては、金融機関の協力も頂きまして利子補給行っておりますし、補償料につきましても免除ということでさせていただいております関係で、この利用者が多かったのではないかと考えております。

○楡井委員

今言われた側面もあるかもしれませんが、申し込むときに国保税完納とか市民税は完納しとかないかとかいうような条件があるんですけれども、そのときは確か国保税の滞納があっても申し込んでよろしいというような条件が、今言われた条件のほかについてと思うんですよ。そういうふうなことを考えた場合、やはり、この制度の利用するための条件が厳しいんじゃないかというふうに思うわけですね。その証拠にということで、無担保無保証人の話を持ってこようかと思ったんですけれども、それができないという状況になっているわけですよ。しかしいずれにしても、条件を緩和するという方向が一つの解決の方向じゃないかなというふうに思うんですけれども、その点どんなふうにお考えでしょうか。

○商工観光課長

この件につきましては、ずっと答弁させていただいておりますけど、この災害時の融資につきましては先ほど言いましたように、通常、金利1.55のところを0.55という金利の中で、また補償料につきましても市のほうで負担をするということで、大変借りやすい融資制度でありますし、またこの融資につきましては、いつも答弁しておりますように、原資が税金ということでございますので、この件につきましては国保税の証明がないということにつきましては考えていないところでございます。

○委員長

次に、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕二委員

今、楡井委員のほうからありましたので、委員長すみません、順番を入れ替えさせていただきたいと思うんです。中小企業の融資預託金を先にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。まず、平成20年度の件数をお聞きしたいと思いましたが、これは資料に出しておりますので、これはわかります。小口事業資金が1件と、商業活性化資金が6件という合計7件の融資がされているようでございますが、この商業活性化資金の6件を見ますと、前年度はゼロで、その前の18年度がゼロで、今年度だけ6件ということでこれが増えておりますが、この内訳をお尋ねいたします。

○商工観光課長

20年度の商業活性化資金につきましては、平成20年4月の21日に発生しました本町火災で被災された方が申込みをされたものでございます。

○田中裕二委員

6件全てがそうだということですか。ということは、この火災がなければ、20年度は小口事業資金の1件だけだということになるかと思えます。この中小企業の融資制度に関しましては、これは中小企業の活性化のための重要な政策だと位置付けられているかと、このように思っております。その重要な政策でありながら、年間に1件というのはやっぱり、楡井委員も言われたように非常に件数が少ないと、このように思います。これはもう融資を受けたい人が少ないのか、それとも、多いんだけどなかなか条件等で合わないのかだと思えますが、昨年10月から始まりました国の緊急保証制度を見ましても千件を超える申し込み、申請がっておりますし、認定もだいたい同じ数の認定がされているかと思えます。そう考えますと、融資を受けたい人は少ないことはない、多いんだろうと思うんです。それに対して、そうでありながらも1年間に1件というのは、どのような理由で、申請そのものも1件ですからね、もう1件申請ありますね、企業支援資金というのは1件申請っておりますが、非常に少な過ぎると思うんですが、どのような理由が考えられるとお考えなのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長

本市の融資制度につきましては低金利であり、先ほどの話にもありましたように、保証人も法人は代表者、個人の場合は不要ということで、大変借りやすい制度ではないかと思っております。しかしながら、今質問者ご指摘のとおり実際の利用者が少ないということでございますけれども、申し込みが少ない理由としましては、先ほども答弁いたしましたように、平成15年7月の本市各所に大きな被害を与えました水害の復興に向けての融資、当時392件、31億1千万円の返済が始まった平成17年度からの申請件数が減少していることから、水害融資返済の最中であるため新たな融資の申請をなされていないのではないかと考えております。平成15年、平成16年につきましては、10件を超える融資の申し込みがっておりますので、そのように判断をさせてもらっております。

○田中裕二委員

15年度の水害による返済が今始まったのが理由の一つだろうと、そしてもう一つは緊急補償制度、昨年10月からの、これで融資をされているので少ないという考えのようでございますが、ということであれば、18年度19年度は緊急補償制度がないわけですから、それほど大きな理由にはならないのではないかと考えております。ということをお考えますと、やっぱり条件面での折り合いがつかないというのがあるでしょうし、また個人の状況に応じて、その条件を考慮するとか、そういったふうな借りやすい融資というのを考えるべきではないかと思えますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○商工観光課長

先ほどと同じ答弁になりますけれども、本市の融資制度、他の融資制度に比べまして低金利で保証人も法人は代表者、個人の場合は不要であるなど借りやすい制度とは思っております。しかしながら、融資制度に対するPRについてはまだ不足している点が多いかと思っておりますので、今後は商工会議所、商工会等との協力を求めながら今後PRに努めて、利用者の増に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○田中裕二委員

今、課長が御答弁されましたように、融資を受けたい方は多い、しかも条件面では非常に借りやすい条件になっている、それでも少ないというのはやっぱり言われたようにPR不足だろうと、このように思います。しっかりと、こういった制度があるわけですからPRをしていただいて、何とか中小企業の皆さんが活性化するような制度に努めていただきたいということを要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、中心商店街空き店舗対策事業についてお尋ねをいたします。この中心商店街空

き店舗事業に関しましても、中心商店街活性化のための重要な政策の一つだと位置付けられておりますが、この中心商店街活性化事業の内容、さらに効果は上がってるのかどうか、この点お尋ねいたします。

○商工観光課長

この補助金は、商工会議所が実施する中心商店街の空洞化に歯止めをかけるため、空き店舗の解消や中心商店街内で空き店舗を活用した賑わいを創出する事業に対し、補助を行っているものです。その事業費につきましては、地元商店街、福岡県、飯塚市が負担をしております。平成20年度の補助金を活用した事業につきましては、新規商業企業者が空き店舗に入居する際の家賃補助として1件、商店街への集客イベントでの空き店舗貸借料補助が7件、その他夏の売り出し、永昌会、年末年始イベントや雛のまつり期間に商店街空き店舗を利用したイベント事業を行い商店街の集客力向上を図っております。事業の効果といたしましては、空き店舗率は19.6%と昨年より1.7%改善しておりますけれども、依然高い空き店舗率は続いており、さらなる活性化に向けた取り組みを商業関係者と行っていかなくてはならないと考えているところでございます。

○田中裕二委員

今の御答弁の中で、効果につきましては19.6%から1.7%改善しているという御答弁でございましたが、これは商店街の集客イベント等での活用があるからこの数字になっているわけですね、いかがでしょうか。

○商工観光課長

イベント等による集客もこの解消の一つの理由かというように考えております。

○田中裕二委員

ということは、新規に空き店舗に入られたというんでしょうか、入居された方は1件ということですね。ということは、やっぱこれも非常に少ない数であろうと思っておりますが、出店の問い合わせ等はどのくらいあったのでしょうか。この点お尋ねいたします。

○商工観光課長

出店の申請窓口であります商工会議所に確認したところでは、4件の相談があったということ聞いております。

○田中裕二委員

4件の問い合わせがあって出店が1件ということですが、残りの3件が出店をされなかった理由としてはどのようなものがあると考えられているのか、把握されているのであればお知らせいただきたいと思えます。

○商工観光課長

この3件の方につきましては、商工会議所のほうで制度の説明を受けられた後、申し込みをされなかったということございまして、例えば家主との条件が折り合わなかった場合などが考えられるのではないかと考えております。

○田中裕二委員

一つの理由として家主との条件が折り合わなかったというのは、家賃の面での折り合いがつかなかったということでもありますかね。最初に言いましたように、この制度も中心商店街の活性化のための重要な制度でございますので、この制度が活用されて中心商店街に出店されるような取り組みをもっとされるべきであろうと思えます。やっぱり商店街の中で空き店舗が余りにも目立てば、お客として行くときにも、ちょっとやめとこうかな、みたいな感じがするんじゃないかと思えますので、出店者を増やすための取り組みが必要だと思えますが、今後どのように取り組みをされていくのか、この点をお尋ねいたします。

○商工観光課長

市役所や商工会議所及び商店街が連携して、出店希望者への問い合わせに対しまして対応してるところございます。現在、今後の空き店舗対策事業について国、県の支援事業との効果的な連携をとるため、商工会議所や商店街と事業の見直しなどを行い、事業効果を上げていきたいというふうに考えております。

○委員長

次に、柴田委員に質疑を許します。

○柴田委員

176ページ観光費12節役務費ってということでお尋ねいたします。ここに伊川温泉の成分等の分析検査手数料122,850円とありますが、どのような分析があったのかお尋ねいたします。

○商工観光課長

平成19年に温泉法の改正がありまして、衛生上の観点や温泉利用者の温泉への信頼の確保の観点から温泉利用事業者に対して温泉成分の10年ごとの定期的な分析と、その結果に基づく掲示の内容の更新が義務づけられております。御承知のとおり、本市は伊川温泉に源泉を保有しており、現在3つの温泉施設に対して温泉を供給しているところでございますが、直近の成分分析は平成7年でございましたので、今回の法改正に従って改めて成分分析を行い、その結果を三つの温泉施設に通知し、新しい分析結果での掲示を行っていただいております。なお、本市が保有する伊川温泉の分析結果につきましては、ラドン温泉でございまして、主な効能といたしましては神経痛、筋肉痛、疲労回復などがあげられております。

○柴田委員

先日私も伊川温泉のほうに行ってみました。これは普通の日で、土日ではなく夕方でしたけれども、普通の日にも宿泊客も、もう満杯ということで入浴だけのお客様もたくさんいらっしゃいました。宗像の方からも50代の女性の方々が5人くらい来てありまして、お湯が良いから来たということで、言われておりました。私も温泉の方にお聞きしますと、ラドン含有率ですか、温泉の方が西日本1位ということをお話してありましたんですけれど、どのような内容だったのかちょっとお尋ねいたします。

○商工観光課長

伊川温泉のラドン含有料は、西日本随一とPRをしておりますが、この件につきましては他の温泉地と比較はしておりませんので、はっきりしたことはわかりません。今回の伊川温泉の検査結果ではラドン含有量は26マッフエ、通常のラジウム温泉のラドン含有量は5.5マッフエ以上あればよく8.2マッフエ以上あれば療養泉として認められておりますので、伊川温泉は先ほど言いますように26マッフエでラドンの含有量は大変多いこととなります。現在も市内、市外から多くの方が温泉を利用されておりますし、飲料としてもわざわざ汲みに来られてる方が多くおられます。

○柴田委員

地元の人たちがあまり知らないで、外のほうから来られる方がすごく体にいいということで、みえてあるということで、今おっしゃいました普通のラジウム温泉の含有量は5.5マッフエとあります。療養泉としては8.25以上あればいいということなんですが、その3倍以上もあるということで、これはほんとに素晴らしいことではないかなと思うんですね。だから私知ってる方もよくそこに行って、体が大変痛いところがあるから行くとおっしゃってありますけど、こういうことだったんだなということが分かったような気がいたします。これは、今観光地として、伊藤邸も嘉穂劇場として有名になっておりますが、温泉もこのように体に効くんだというPRをもっとしなければいけないんじゃないかなという気がいたします。現在は見て通過していくというところで、やはりここで宿泊していただくというようなPRをしなくてはいけな

いと思っておりますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長

伊川温泉につきましては、市役所に問い合わせがありましたら、パンフレットの郵送や口頭での説明を行ってるところでございますが、しかしながら委員御指摘のとおり積極的なPRに努めていないのが現状でありますので、観光協会とも連携しホームページ等を活用して普及宣伝に力を入れてまいりたいと考えております。

○柴田委員

この状況中でこの含有量という、伊川温泉の分析ということで本当に私たちも改めてこの温泉の効能を知ったわけなんですけれど、そこには伊川の福祉センターもございます。ほんとに私はよそのほうの温泉を視察したときに健康のために活用するというで温泉の中で色々と体操があったり、取り組みがありました。そこもその1つの温泉の中で、男性も女性も水着を着て訓練があつてますね。何か伊川の福祉センターを介護予防に有益なことに使っていたような取り組みをですね、飯塚市の方からも社会福祉協議会とよく話し合っていたいただいて、そういう取り組みができないものかと思っております。どうぞそのように何かしていただきたいと思っておりますので、要望としてよろしく願いしておきます。

○委員長

次に、兼本委員に質疑を許します。兼本委員。

○兼本委員

観光費長崎街道紹介映像作成委託料についてお尋ねいたします。決算書の金額見ますと約472万5千円。たしか予算は500万円位だったと思います。それでこの金額は作成料は高いのか、妥当であるのか我々素人なのでわかりませんのでそれは別にいたしましてですね、この作られました映像を現在どのように活用されてるのか。またどのように活用しようと考えているのかお尋ねいたします。

○商工観光課長

長崎街道紹介映像につきましては、飯塚宿の内野宿の街並を再現して宿場町の風情ある魅力を引き出しかつ現在の周辺の観光スポットもお取りまぜた構成で観光の周遊を促すように作成しております。現在は、当初の計画どおり内野宿展示館で紹介することによる内野宿への集客を目的に内野宿展示館だけに紹介ビデオを流しております。当然、飯塚宿のあります本町商店街にもDVDを渡して活用お願いしてるところであります。今後は幅広く飯塚に来られる観光客等に見ていただき、内野宿の魅力、飯塚宿の歴史を知っていただき市内観光の集客を促し観光による経済効果につなげていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

このDVD最初から見終わるまでに何分ぐらいかかるのか、それといつできたのか合わせてお尋ねいたします。

○商工観光課長

見終わるまでには20分程度だというふうに考えております。できましたのは、ことしの4月の中旬、昨年のお終りに作り上げてまして4月の長崎屋のオープンの時には皆さんに見ていただいております。

○兼本委員

長崎屋のオープンというのはいつ、だいたい。あなたは長崎屋のオープンでわかるかもしれないけど、私は分からない長崎屋のオープン。

○商工観光課長

失礼しました。内野宿にあります。長崎屋とそれから展示館、一緒にオープンを4月12日に行っておりますので、そのときに皆さんに見ていただいております。

○兼本委員

4月の12日で今10月のあれですか、半年過ぎとるわけですよ。今このDVDの活用状況を聞きますと内野展示館だけに流しておると。本町商店街にもDVDを渡して活用をお願いしていると。人頼みのようなことで約500万円近くかけた金額で作成したDVDを有効に活用するという意志が全然見当たらん。内野宿の展示場で流すのは当然のこと。私は予算のときには確か予算委員会でこう言いましたよ、名古屋事務所なんかにも思っていて飯塚のものを流したらどうかとか、それから20分であればね市の庁舎の待合室のテレビで20分ぐらいなら流すとかね。それから歴史資料館で流すとかそれから旧伊藤邸でも流すとかいろんな活用状況があるわけですよ。だからあなたたち作ってね、内野宿だけでつくるのに約500万円もかけてね、内野宿だけで流すDVDをつくる必要があったのかということですよ、今の答弁を聞くと。全然DVDを活用して町おこしをしようというような意欲が見えない一つも。そのような中でいつも指摘をすると前向きに考えます、どうしますと言うけどねそんなこと我々が聞いたら、どこで流してるんですよ、どこでも流してるんですよ。まして私はね今長崎屋とかいったそこに行ったことがないから分からないけど、恐らくここにおられる委員さんの中でもそのDVDを見た方というのは余りいないんじゃないかなと思います。見た人いますか。誰か手をあげて、はい。1、2、3、4名ですよ。だから議員にも例えばどこでもいいからちょっと流してね、こういうものをつくりましたよというような形でね見せていただくと、これは良いもんだとか悪いもんだとか、さすがに500万円ぐらいかけたDVDだなということが分かりますけどね全然分からないそれが、意欲がない全然。そしてまちづくりまちづくりと言ってね、後でまた質問するけど色々な形にお金を使いながらやってることが見えない全然。今のね飯塚市の観光はやっぱりどうしても日帰り観光というのが主なんですよ。日帰り観光が主ですからこういうものを利用しながらまちづくりが観光客の招致の拡大とかそういうものに繋げていく必要があると思うんですよ。だから、どのように考えるかと言ったら答弁はしますけどね、答弁したらそのとおりにやってもらわないとだめですよ。実際やってもらわないと。答弁だけじゃなくして。遅くなったらいけませんから早く答弁をもらいますけど、どうですかその点は。

○商工観光課長

観光の目的は一時的にも流入人口の増加と合わせ、観光客の消費行動の拡大による経済効果にあると考えております。内野宿につきましては、紹介映像にもありますように地元物産を使った女性に人気のヘルシーな食事の提供を行うと共にまち歩き観光を行い、地元の活性化に結びつくよう等まちづくりに取り込まれているところであります。飯塚宿におきましても、まち歩きガイド、ボランティアガイドの組織であります筑豊飯塚観光案内人の会が実施するとともにシュガーロードを活用したお菓子のPRに努めているところであります。また、ご当地グルメの開発もスタートさせており、食という観光素材の磨き上げにも取り組んでいるところでございます。現在の観光は委員ご指摘のとおり、日帰り観光が主流であります。観光による経済効果を上げるためには市内の周遊による滞在時間を延ばすことが必要かというふうに考えております。その1つに委員ご指摘のとおり紹介映像を活用できるようにさらに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○兼本委員

今その中に一つ柴田委員さんが伊川温泉の成分が素晴らしいということですので、そういうものも取り入れた中で、宿泊というのはなかなか飯塚は難しいので日帰り観光に重点を置いてそして例えばどっかで昭和のまちを再現したとか、豊後なんかとかというのがあつた。ああいうふうなまちづくりでも結構集客力があるんですよ。ちょっと飯塚とおもむきは違うけどね、しかしDVDとか何とかそういうものせつかく500万円もかけて作ったんだから、やっぱりせめて有効に利用するようなことをする。支所にもあれば支所でも流すとか、DVDは複製でき

るんでしょうも、あれはなにか引っかかるんですか著作権違反かなにかに、どうせ飯塚の業者が作ったんだからできるでしょう、だからそれを全部そういうところに流してこんなもんですよということでPRをするということをやらずやっぱり、まちづくりとかなんとかね口で言うんじゃないでして体で示すようなことをねするようにぜひやってください。

続きまして、飯塚観光協会の補助金についてお尋ねいたします。これは昨年観光協会の充実と、それからあいタウンになにか移すとかいうような形の中で何百万円か入れました。私も質問しましたが、隣におります江口君も質問しまして、この観光協会の事務局長さんは公募でいくのかと。私のときには誰々さんをお願いしなさいと行って、この人のときは公募でいきますと言ったからね、答弁が違うということで異議の申し立てをしようかと思いましたが、もう去年も予算委員会のときに長くなりそうだったからそのまま流しましたがそれはそれでいいんですよ。いずれにしても、そういう形の中で観光協会を充実するという目的で人員を、事務局長さんを入れるし、あと二人臨職かなんかを入れるというような形で観光協会の充実というようなことで予算をつけたという答弁がございました。当然1年たったからですね、思ったような充実はないにしてもつける前とこう変わりましたよというようなことはですね、ぜひここで答弁があるというふうに私は期待しているわけですが、いかがなものでしょうか。

○商工観光課長

観光協会につきましては、平成20年度から観光協会に対する補助金を増額し、観光協会の充実を図ってきたところでございます。事務所を今議員ご指摘のとおり、あいタウンの二階に設置しまして事務局長と2名の職員で年末年始以外は無休という体制の中で観光客の案内や市民の方々等の問い合わせに対する対応を行っております。また、九州観光推進機構が行います旅行会社への旅行商品説明会に参加するなど市、商工会議所と連携した普及宣伝にも務めており20年度は假屋崎省吾の華展など新しい取り組みや麻生大浦荘の特別公開、雛なの祭りなど観光素材を活用したイベントにも中心的に取り組んでおり、多くの観光客の来訪につながっているものというふうに考えております。

○兼本委員

これは全部今言ったのは、観光協会が主体となって事業計画を起こしたやつですか。今言ったやつ、今いろいろ縷々述べたやつ。行政が主体になったり、色々なところで主体となってじわっと横から来た形のものが多いでしょ、これは。だから、こういう形で金額入れて事務局長増員したなら例えば当時にもあったよね、どっかに広告宣伝票入れてするとかね、例えば常駐していて電話があったときに、どこどこに観光スポットがありますよとかいうような形でただ企業案内するんじゃないでして、独自のやっぱり活動をやったり今までのまちづくりと違うことをやるとかね。そういうふうなものも期待してますよということで予算をわれわれは承認したんですけどね。だけど、それだけの効果がまあ1年ですからね実質それをやれというのがまだ無理なことかも分かりませんが、しかし今年度も同じように予算ついたりしますから、だからどういうふうな形でやるかということです。観光協会がですね私はこれは本来やっぱり、飯塚は宿泊力はないけど他のところの観光協会は宿泊を斡旋して、いくらかマージンを取るとかいうような形で自習財源を確保しているんだろうと思いますけどね、飯塚の場合はそういうふうなマージンを取るようなところがありませんからなかなか自主運営というのは大変だろうと思うんですよ。けども今後はですね、観光協会としてもやっぱり自主財源を確保しながらいつまでも市の補助金で運営するというようなことだけじゃ、私はやっぱりいかがなものかと思うわけですが、その点今後自主運営について観光協会としてはどのように検討されているのか。もちろん、観光協会ですから飯塚市のほうとよく話し合いをしないとかなんかと思えますけどね。どういうふうな運営をしようとしているのか、お分かりになればちょっと述べてください。

○商工観光課長

観光協会は行政や民間、観光関連団体などの多様な主体のネットワークを推進する母体でありまして、観光関連施策の先導的な実施組織として大きな役割を担っております。観光事業によりますまのちのにぎわいの創出、観光客の消費行動による経済効果への波及に期待をしているところであります。そういうことから観光協会の運営に対する資金支援につきましては都道府県を含め各自治体も行っているところであります。しかしながら委員ご指摘のように、観光協会も自主運営を行うように努めるべきであり、観光関連事業者への協会加入促進や、観光支援自販機の増設、観光物販による収入増、広告収入の導入など、自主的な運営を図るべきだと考えております。ちなみに平成20年度の自主財源確保のための取組みといたしましては、新規会員として18事業者を加入し、旧伊藤邸の中での白蓮館の物販も31事業者、165品目を販売しております。また観光支援自販機も2台増設いたしまして14台設置して、自主財源の確保に努めているところでございます。しかしながら先ほども申されましたように、取り組み始めまして1年半でございまして、効果としては大変厳しいものがあります。今後さらなる努力と、それから委員言われますようにアイデアを創出した中で引き続き自主財源の確保に向けた取組みを観光協会、商工会議所を市と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○兼本委員

この資料の120ページにもありますように、いろんなお祭りに対しては、市は独自に補助をやってるわけですよ。これはお祭りですからね。こういうものにやるというのは今あなたから答弁のあったように、行政も積極的に関係していくというのは本来の姿だろうと思います。しかし、今回は事務所運営費というような形で出したものですからね。というのはもう形としては人件費というふうに特定されてるわけですよ。だからそれで採用された職員の方はやっぱり、今答弁があったように知恵絞って全然今までと違った形の観光協会の形を作るぐらいのね、やっぱり取組みをやっていただかんと。ただこういうふうな補助金をやる窓口の整理係とか、それからそういうふうなもので、やるだけじゃ私はだめだろうと思うんですよ。だからそういう形の中で観光協会は飯塚市とまた違いますから、いろいろと直接にあーしろ、こーしろというのはなかなか難しいかもしれませんけどね。しかし決して喜んでこれだけの厳しい財源の中でこれだけのものを出してないという議員もおるわけですからね。そういうものはやっぱり相手さんによく伝えて、そして観光協会として独自の運営、独自のあり方、そして、例えば飯塚に、行政に対して、今までと全然違った事業をやるから、少しこの事業について補助を出してくれんかという形のを提案されて、議会で例えばそれが出て、全然違うものをやるんだなというふうなものでも出れば、なるほど新しい人材を入れてやったことに効果があったなというふうに思うわけですけどね。限られた今までの従来町の祭りばかりにやってるわけですからね。いろんな意味でもう少しやっぱり行政、課長にいろいろ言ってもなかなか難しいところがあるかと思いますが、そういうふうな意見も議会内であるということ伝えて、しっかり頑張るように伝えてください。終わります。

○委員長

次に柴田委員に質疑を許します。

○柴田委員

同じところでございます。19節の負担金、補助金の中の事業費、観光協会の事業費についてちょっとお尋ねいたします。

○商工観光課長

観光協会補助金の事業費の内訳につきましては、飯塚山笠やどんたく宿場まつり、筑前いづか雛のまつりなど、観光協会を介して補助金を交付している観光行事事業費等を交付してお

ります。資料にも挙げておりますように大将陣桜まつりにつきましては855千円、来場者は実行委員会発表で5,000人。飯塚大人山笠2,500千円、飯塚子ども山笠684千円、来場者30,000人。飯塚納涼花火大会510千円、来場者100,000人。穂波納涼花火大会1,026千円、来場者10,000人。飯塚どんたく宿場まつり2,000千円、来場者55,000人。伊川温泉祭り171千円、来場者10,000人。筑前いづか雛のまつり1,500千円、来場者380,000人。その他に観光ボランティアガイド要請費200千円、まち歩きマップ作成費に588,000円でございます。

○柴田委員

この成果説明書の中にも34ページの中にもありますが、私いつも同じ質問をすると思われるかも知れません。この中で成果説明書の34ページの中でいつもお伝えして、ほんとに飯塚山笠、これ大事なものです。飯塚市民が一体となってされるお祭り、これはもう大事なことだと思っております。それと同じに筑前いづか雛のまつり、これは飯塚市民だけでなく、ここに載っておりますけれどもよそから各地から見に来られます。年々増えております。今度いつあるんですかっていう問い合わせもあるぐらいでいつも2月に行われるんですけど、寒い時期に関わらずたくさんのかたがお見えになります。それが本当に山笠と比べて1,500千円という状況でなんですね。何で私はこれをよくお伝えするかと申しますと、この雛のまつりが末長く続いていただきたい。末長く続くためにはやはりこのお人形としても雛のまつりの雛人形も予算がない中なんですけども、飯塚市も少しずつ飯塚市として確保をしていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。これが長く続いていくために、そのように、もう年間少しずつでもいいですがこの人形の確保を本当にしていってお祭りを続けていっていただきたい。そういう思いでお伝えしておりますが、本当に決算はこのような状況だったと思っておりますがぜひ次の予算等に上げられるときはこれを増やしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長

ここは決算委員会なんですね。

○柴田委員

すみません。そういう要望とさせていただきます。

○委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

同じく177ページ、観光費、飯塚観光協会補助金等についてお聞きいたします。先ほど兼本委員からも質疑ございました。ある意味同じような問題意識を持っております。その中で事務所をあいタウンに構えたわけです。あいタウンの2階なんですね。あそこにどれぐらいのお客様が来られたかというものがもしお手元にございましたらお聞かせ願えますか。

○商工観光課長

昨年の4月から観光協会の事務所をあいタウンの2階に設置をしておりますけども来場者がどれぐらいおられるかという、数字的なものは把握しておりません。大変申し訳ありません。

○江口委員

お客様がたぶん市役所の商工観光課の方々は観光協会によく行かれると思うんですが、そのときに見た感じではどのような状況ですか。

○商工観光課長

私も時々行きますけども、お客様はそんなに多いとは思いません。

○江口委員

そのとおりで私も感じております。まず第一にロケーション、あの場所の選定を間違っていると私は思っています。それこそ人が来られる駅であるとか、そういった目立つ所ですね。

人の目に付くところでお客様を待っていないと観光協会であるはずなのに、年中無休で年末年始を除いてやっているんだと言われるんですけど、であるならばこそ、きちんとお客様をお迎えする場所でやっていただきたいと思っています。そういった議論はなかったのでしょうか。

○商工観光課長

事務所開設の折にはいま議員ご指摘のことにつきましては協議をしたところでございますけれども、なかなか適切な場所等が見つからなかったこともありまして、現在の事務所となっております。

○江口委員

であるならばその協議が足りなかったのかなとを私自身は思っています。例えば新飯塚駅、駅の施設が上がって左手にあります。右手のほうには前に売店がありましたけど今は売店はなくなってますよね。色んな所、観光地の多くは駅の中に観光ガイドの場所があるわけです。それこそすぐそばにあるんですね、適した場所。そのほかにも多分あるんだろうと思います。何もそのバスセンターの近辺がいいのであればバスセンターの近辺でも構わないんですが、けどそのときには2階にあるのではなく1階に降りて来て目立つようにしないとお客さんは分からないですね。その点についてもう一度きちんと考えていただきたいと思っています。まず何よりそういったものを考える上でそのキーマンとなる事務局長、先ほど話がありました、まだまだアイデアを絞るといって、そこが買われる人間が果たして十分な働きをしてるかということに関してはまだまだ疑問だと思っていますし、それについてサポートするというふうに言ってもね、役所の方も弱いのではないかとと思っています。観光協会の補助金の中で観光ボランティア育成費という分がありますね。200千円、ガイド会員研修費、各種勉強会参加費用他があります。以前、一般質問の中で筑豊飯塚観光案内人の方々に対する支援が非常に心もとないというお話をさせていただきました。そのときの市長の答弁の中で、車いすテニスとかのボランティアとは違うと。通年を通して支えていただいている方々であると、それ相応の対応をしたいというお話がございました。それがこの200千円になっているのだろうと思うんですが、果たしてこれが観光案内の方々ないし、観光ボランティアの方々の助けになったのかどうかなんです。その点どのようにご判断なされてますでしょうか。

○商工観光課長

ボランティアガイドにつきましては委員ご指摘のとおり、平成19年の旧伊藤邸の一般公開から伊藤邸の中で活動していただいています。現在まで大変多くの方が旧伊藤邸へ来ていただいておりますけれども、このボランティアガイドの活動あつてのことだというふうに認識しております。このボランティアガイド養成費200千円につきましては昨年第2期の養成講座を開始しまして会員の増を図っているところでもございますし、またいろいろなボランティアガイドの会議につきましては市のほうも参加をさせていただきまして、会場それから資料等の提供、それからいろいろな問題点の協議については、商工観光課のほうと十分に行っているところでございますので、市としては支援のほうは完璧ではないと思っておりますけれども、行っているところでございます。

○江口委員

そのお話をボランティアガイドをやっていただいている皆さん方が聞いたら、それこそ「認識は違うんじゃないの」と言われなないかと思っています。今のお話ですと、完璧ではないんですけど、おおよそはできているという認識ですよ。ボランティアの観光案内人の方々とお話しされますよね。どういった御要望がございませうか。どういったお話を聞かれますか。

○商工観光課長

役員会等には参加をさせていただきます。確かに、財政的な支援のお話もございませうし、いろ

いろな組織としての活動の悩み等々につきましてもお話しをしていただきます。先ほど言いましたように、ボランティアの支援ということで、市として、先ほど言いましたことについてはさせていただいているところがございますけれども、今後、そのボランティアガイドのあり方等につきましても、観光協会と市と十分協議をしながら、先ほど委員言われますように末永く活動していただくようにということで努力をしてまいりたいと思っております。

○江口委員

観光協会と市と協議して末永くと言うんですけど、まずお話を聞かなくてはならないのは現場にいる方々なんです。現場にいる方々が何を困っているのか、それを聞かなくちゃならないんだと思ってます。第2期のボランティアガイドの育成をやったというお話ございました。ところが第1期、スタートのときは、やったのは、このボランティアガイドの方々ではないですよね市のほうで、教育委員会の方でやられましたよね。その方々がボランティアでなったわけです。組織化されたわけです。それなのに今度、その部分、支援が必要だということで、これが支援と思ったかもしれないんですけど逆にボランティアガイドの方々、悪く言うんですけど、ある意味そこまで、私たちにある意味支援と言いながら、もう一つ荷物を負わされたのかなという思いもあるかもしれません。本来これは市がさせていただいて、メンバーが増えて、だったらよかったんだけど、このメンバー増やすために自分たちはそこまでやっぱりやらなくちゃいけないのかな、と。そして、ボランティアガイドの方々、観光案内人の方々の多くは、それこそ月に数回どころか十数回、来られてる方もおられるわけです。そうすると、身体的、経済的な負担も多いわけですよ。そういったところがあって、だんだんだんだん活動から離れていかれる方もおられます。そしてまた、そこら辺が厳しいと、案内人の中でもそれこそぎくしゃくする部分が生まれてきます。観光案内人の方々、そんなに増えてないですよ。その現状をどのように把握されてますか。

○商工観光課長

先ほど、観光協会と市で協議ということでしたけど、当然、筑豊飯塚観光案内人の会の役員と観光協会と市と協議を行ったりしておりますし、今言われるように観光ボランティアガイドの御意見を十分に聞きながら進めたいというふうに思っております。今、委員言われますように、実際、ボランティアガイドの会員は現在54名おられますけれども、その中で実際活動されてる方は、同じ方が月に10回以上来られて活動されているというふうに認識しております。組織の中でのいろんな問題もあろうかというふうに思っておりますけど、そういった役員会等を介しまして、いろいろ協議のほうは進めていながら、ボランティアガイドを末永く続けていただきたいという気持ちには変わりありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○江口委員

やっぱりその観光案内人の方々なりを、ボランティアガイドというところで、やはりその部分が間違ってるんだと思っています。ある意味、一番支えていただいているのは彼ら彼女らです。そこに対して適切な支援をしないと。ボランティアだから、好きで来てるんだから、嫌だったら、きつかったら来なかったらいいじゃない、それだったら回らないわけですよ。きついんだけど、来ていただいたお客様からありがとうと言っただけ。そして、それが地域の誇りつながる、だから無理して頑張ってるわけです。そこに対して話し合いをいくらやっても、その部分が前進しないとならないわけですよ。この前の補正でも観光協会に6百万円、確か付きましたよね。でも、この6百万円は、山笠に5百万と雛のまつりに百万です。この一番の現場で、ほんとに毎日毎日来られる観光客の方々と日常的に接しておられる方々、そこに対する支援は非常に寒い限りなんです。そこを解決していかないと、協働協働と言うんだけど、ちっとも協働じゃないじゃないか。ある意味、ただ働きという言葉が適切かどうかわかりませんが、そういった感覚でさえ持っておられる方が多いわけです。そしてまた、観光協会

の方々の動きであるとか、この予算の状況を見ると、あちらのほうにはきちんと付いてるんだけどな、同じ伝右衛門邸の中でも市の直接雇っている方々がおられますね、そしてまた観光協会が雇っている方々がおられますよね、自販機もありますよね、ここでも売り上げがあるのに、あの方々はお金をもらって働いておられる、けど私たちは自分達でガソリン代出して、お金を出して来る。多少の、資料に関しては刷ってはくれるんだけど、とてもこれでは続けられない、そういう思いの中でも頑張っておられるんです。そしてまた今度、2月にまた県のボランティアガイドの部分が飯塚でありますよね。きちんとそこら辺考えないと、本当にもたないですよ。市長がきちんと支えなければならぬと発言、一般質問の中で答弁していただいたのは、そういった部分にきちんと報いなくちゃいけないという認識であったと思います。その部分をきちんと、現場がちゃんとそこを通訳してやっていかないと、それこそ観光元年であるとかですね、観光都市というのは、本当に絵に描いた餅になります。その点、十分お気を付けください。あともう一点。この観光協会の事業を見ても、ほとんどは旧飯塚なんです。飯塚以外の事業に関しては、大将陣桜まつり、穂波納涼花火大会、この二つですね。先ほど、長崎屋の話もございました。飯塚市の観光資源というのは、飯塚市全体に広がってるわけです。そういう意味も合わせてきちんと配慮をしていただきたいと思いますと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○商工観光課長

合併いたしましたして、飯塚市の旧町の観光素材につきましても掘り起こしを行っていかうということで、お話をさせていただいております。特に内野宿につきましては先ほどから話をしておりますように、観光施設の法整備等も行ってきたところがございますし、内野宿につきましては地域のまちづくりで取り組んでいる方々もおられますので、観光協会と内野宿の団体との協議をしながら、観光の振興について進めていかなければならないのではないかとというふうに考えています。また、現在そこまで行き着いてはいないかと思っておりますので、今後そこにつきましては十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。それ以外にも市内には大変すばらしい観光素材がございますので、そういう活用につきましても観光協会と協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○江口委員

残念ながら世界遺産のリストから外れましたが、見ていただいて喜んでいただける部分があると思いますし、何より、それをきちんと説明していただける人がいることが、飯塚市の観光にとっての一番の財産だと思います。観光は、お客様に来ていただいて収入が入ること、それだけではなくて、やっぱりそのことを地域の方々が自分たちの地域ってこれだけいいところなんだという、それを改めて認識していただくことで地域に誇りを持っていただく、非常に大切な分野だと思っています。ぜひ、その点も併せてきちんと頑張りたいとお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。質疑はないようですから、第5款労働費、6款農林水産事業費、および第7款商工費についての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 18:39

再開 18:49

委員会を再開いたします。次に、第8款土木費及び第9款消防費、177ページから197ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています江口委員の質疑を許します。

○江口委員

179ページ、道路橋りょう維持費の中の各所草刈り等委託料についてお聞きいたします。

かなりの部分、担当課とお話をして解決しましたけど、一点だけ。堤防と市の道路一法面と管理が分かれてるところがございますよね。お話を聞くと、道路から1メートルに関しては市のほうが草刈りをする、そして法面については国土交通省がするというふうなお話だったかと思います。やっぱり、市民の方々からしてみれば、なんで一緒にやらないのよ、という話だと思うんです。その点について、現状、なぜそうやってる分けなくてはならなかったのが1点。そして今後、やはりそれは私自身も一緒にすべきだと思いますので、それに向けてどうやっていかれるおつもりか、お聞かせください。

○土木管理課長

草刈り等についてお答えいたします。今、江口委員が質問されました道路というのは、遠賀川道路、堤防を占有させていただいた市道のことだと思います。遠賀川沿いの堤防を市道に認定しているところにつきましては、今言われたとおりで、1mの道路管理上の管理規程というのがあります。どうしても堤防の道路から1mの草刈りは市のほうで、市道を管理するところが刈るというふうな取り決めになっておりますので、そのところはしていかなければならないとしています。先日もお話にこの件が出たんですが、遠賀川管理事務所のほうに、そのところも一緒に刈ってほしいというふうな要望は、口頭ではしたんですが、やはり今までどおりの管理があるので、ちょっと難しいということなんですが、今後の解決策としましてもですね、これは飯塚市だけじゃなくて、ずっと芦屋のほうまで続いておりますので、そのところまでのことを考えまして国交省のほうとは話をしていかなきゃならないんじゃないかというふうに思っております。

○江口委員

できない理由っていうのはわからなくはないんですが、確かに市のやらなくちゃいけない部分を刈ってくれと言ったら、先方してみれば費用が増える話なので、それについてはちょっと、できないよというふうに言えるんだと思います。であるならば、費用負担をするので、どちらか片一方がやりましょう、と。例えば市のほうでその分の費用を出しますので、国のほうと一緒にやっていただけませんか、もしくは逆で、市のほうで法面もやりますので、その分の費用をいただけませんかというお話があるんだと思います。そうすると、契約については一本になりますし、市民の方々にとってはやはりそこを、近くの方々にとってみれば、2回草刈りがあるのは迷惑な部分があるかと思っておりますので、対応をお願いいたします。

あともう一点お願いだけをしておきます。草刈りや浚渫、そしてまた清掃等も、市がやらなくてはならない部分があるわけですが、そういった部分の中で、定期的な部分もございまして、不定期な部分もあるかと思っております。委託料として発生してる分もありますが、それ以外で直営でやっておられるところもかなりあるとお聞きいたしました。そこを選ぶときに、ぜひ、いろんなところからは要望が上がってくるのはわかるんですが、そこをきちんと比べた上で、ここの部分はこちらでやろうとか、その切り分けが市民の方々ないし自治会の方々から見てきちんと公平になるようにぜひお願いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、岡部委員の質疑を許します。

○岡部委員

183ページですか、河川維持費の排水機場操作管理委託等点検委託料についてお尋ねをいたします。まず最初にですね、本市が業者に操作管理を委託している排水機場は全部で何機場あって、そのうち所有権者はどこなのか。これからお尋ねをいたします。

○土木管理課長

市が操作管理の委託を行っております排水機場は、国交省所管の庄司川、鯉田、殿浦、菰田、

学頭、明星寺の6カ所でございます。また、市の所管で管理をいたしております排水機場は薙野、徳前の2カ所で、計8箇所でございます。

○岡部委員

そこで、決算書のほうに具体的な数字と、それから成果説明書の35ページにも数字が上がってるんですけどね、飯塚市が持っている薙野排水機場、これの操作管理委託料というのが年間に211万2,600円。ほかは全部国のもので、具体的にこの35ページの成果説明書の中では、6カ所の排水機場のうち5カ所が国交省の受託分で、国交省からもらってる受託料というのが6百万円。1機場当たり約120万円という単純計算になるわけですよ。これからそのことについて聞きたいんですけど、できればですね、あなた方のほうから事前にポンプ場の排水能力を書いたやつを頂いてたんですよ。これちょっと見てみたらね、ポンプの能力とお金とが反比例するような形で出てるわけ。例えば薙野排水機場、飯塚市の所有物の場合は2.5 m³/秒だから、秒当たり2.5 tですか。2.5トンが2台という形になってるわけね。集水面積、要するに集める場所ですね。これが0.79k m²ですね。あと残りのやつ見てると、秒当たり5tの能力のあるやつが3台3台、こういうふうな形で、集水面積も5.1k m²というふうな形になってね、能力から言っても、要するに、冠水を防ぐための排除するための面積にしたって、格段に国交省の方がでかいわけですよ。にもかかわらず、今、金額的なものも言いましたけど、何でこういうふうな差がついてるのか。適正な金額ってのは、飯塚市の薙野のほうがあるのか、それとも国交省の受託金額があるのか。そこのところ、教えていただけますか。

○土木管理課長

今言われますとおり、集水面積の違いがございますが、薙野排水機場の操作管理委託料につきましては、今委員が言われましたように211万2,600円でございます。これは、委員ご存知のとおり、上流にも今言われました5トンの排水機場がありまして、下流には旧穎田町が管理を行っておりました0.5トンの水中ポンプがあります。それぞれの委託料は、上流部が112万5,600円、下流のほうが98万7千円となっております、合計が211万2,600円というふうになっておりますので、各排水機場には差は余りないというふうに思います。

○岡部委員

そうしますとね、薙野の場合はこの決算書を見ておきますと、機械設備の点検委託、あるいは電気設備の点検委託、その他もろもろのやつをまた別に上がってるわけですよ。また、国交省のやつは上がってないんです、これはどういうことですか。

○土木管理課長

国のほうはですね、ここには載ってありませんが国のほうもやはり薙野と同様に、電気の点検または受水槽の連携などありまして、他の国所管の5カ所、6カ所につきましても、国の直轄で点検管理を行っておりますので、そちらのほうで国のほうが点検料を払ってやっているということになります。

○岡部委員

わかりました。ところでね、飯塚市に国交省のポンプが、要するに内水面排除のポンプが5カ所ついてるわけですよ。これ、調べてみたらいずれも製造メーカー違うわけですよ。この運転管理に対してですね、互換性はあるんですか。

○土木管理課長

各排水機場の基本的な操作の考えは同じでございますが、それぞれの排水機場に設置されております機種、例えばディーゼルエンジンとかタービンエンジン、また、横軸駆動と縦軸駆動との違いがございまして、それぞれ操作方法は異なっております。

○岡部委員

そこでね、発注元である本市のことなんですけど、この互換性の異なる各排水機場運転管理を国交省が受託しておるわけなんですけど、市のほうには運転できる人がいるんですか。

○土木管理課長

操作マニュアルを見ながら操作できる職員はおりますが、人数については数人でございます。

○岡部委員

私の知る限り、管理者として運転をできる人は、私はいないというふうに理解はしてるんですけどね。それで、今度はそこから指名して委託する受託業者のことについてお尋ねしたいんですけど、この受託業者の選考方法、現在、指名入札制ということになっておりますけど、その指名基準とかあるいは資格、これはどういうふうになっていきますか。

○契約課長

今、契約課のほうにおいては、排水機場の年間操作管理業務委託に係る選考につきましては、原課からの要望等もございませけれども、機械の操作、それからポンプ等の機械類の正常稼働の判断など、専門的な知識が必要であるといったことから、原則、この条件を満たしている市内の機械器具設置工事の業者を選考して入札を実施しておるところでございます。

○岡部委員

私の知る限りですね、指名するに当たって、例えばこういう技術がいるとか、あるいはこういう適正な人間を持ってるとか、機械を保有してるとか、そういうふうなことが私はないように思うんですけど。それは内部で考慮されて出されてるわけですか。

○土木管理課長

指名の基準でございませけれども、さっき契約課長が申しましたように機械器具設置業者ということになっております。資格につきましては、河川ポンプ設置技術協会の二級ポンプの設置管理者技術を必要としておりますが、この資格は国家試験でないことから、この資格を持っている人が望ましいということでございます。

○岡部委員

望ましいのは、私も思います。確かに資格を持ってる人が運転管理をするほうが望ましいんだろうと思うんですけど、この受託業者に対する運転操作と申しますか。これはどこがやるわけですか。教えてください。

○土木管理課長

受託業者への運転操作の指導等につきましては、市における運転操作の指導は行っておりません。しかし、毎年、国交省が主催します排水機場操作研修会へ各排水機場の受託業者の作業員と、うちの職員が参加をしております。

○岡部委員

今言ったやつは、出席義務というか参加義務があつて、やってるやつですか。

○土木管理課長

義務でなく、出席お願いをしている状況でございます。

○岡部委員

それでね、緊急時に、雨の降るのは遠賀川水系、大体同じところにどっと降るわけですから、それぞれの排水機場に受託業者が入るわけですよ。そしたら、これに市の職員も今、確か入ってると思うんですけど、その配置体制はどういうふうになってるのか。それと、何人ぐらいこれに着かれて、もう一つ、その配置された人がどんな仕事してるのか、お尋ねいたします。

○土木管理課長

緊急時には各排水機場へ職員1名を配置しております。この職員の業務目的は、操作員が作業に、運転管理者の方が作業に集中できるように、周辺住民の方がよくポンプ場のほうへ様子を見に来られたり訪ねたりとか、よくお見えになります。そういった方の対応と、また、市の

対策本部への連絡、これは30分ごとに水位の報告業務を行っております。

○岡部委員

私も長いこと市議会議員してますけど、ポンプ場の操作管理とかいう質問をしたことないんですよ。いささか遠慮しとかないかんところもあると思うんですけどね。それで、先だつての9月議会の中でも、何人もの一般質問者が、この大雨の問題で一般質問されましたよね。あれは松本委員さんだったですね。要するに、もうポンプをかける時は浸かっていると。時間あたり100mmくらい雨が降った時は対策をどうするのかというふうな質問がありました。それぐらい、今、とにかく予断を許さないという状況になってるわけですよ。それで、私が聞きたいのはですね、何か問題が起きた場合に、今、あなたの答弁の中でも、市民の方がちょこちょこ来られると。確かにもう、先の水害の時からポンプ場の管理の問題に対しては住民の方、非常に敏感になっておられるから、もうどうかしたら受託業者よりも住民のほうに先にポンプ場に入られるってような状況になってるわけですよ。で、現実にもうこの水害でも何カ所も水災が出るとるわけですよ。このときの管理責任、これは大体どういうふう考えてあるのか。どこが調べてあって、最終的な決断を出すところですか。

○土木管理課長

責任所在というものにつきましては、今、受託業者場の方との管理協定の中にはそこまでは明確にうたっておりません。ただ、注意報が出たら一人入場、また警報になると二人入場というふうな、そこのところしか記載はされておられません。これにつきましては、責任所在、ほんとにちょっと明確になかなかできないところもあるんですが、例えば今言いましたような、注意報が出て入っていないとか、警報が出て全然人がいないとか、そういうふうな場合は、また状況的に違ってくると思いますし、また、市の職員が連絡不足よりこちらのほうとの連携を取れなかったとか、いろいろな状況が考えられると思います。そういった、時にはケースバイケースというふうなこともございますし、国交省の預かっている機場でございますので、その機種別の点検等に不備があれば、またそれは機種の問題と、運転の問題とはかけ離れているといったようなことも、いろいろその場によって出てくると思いますが、今のところ責任の所在についての明確な記載はございません。

○岡部委員

それでね、その管理者責任のことについては、今の入札制度を今後もとっていかれるということであるならば、もう少し選考基準をしっかりと形のものでやっていただきたいし、それから、今度はその責任の範囲とその責任の履行について、どういうふうな形でやるのか。例えば、受託業者には必ず保険に入らせるとか、いろんな意味であると思うんですよ。今非常にそこのところもね、あいまいになって、恐らく契約のほうで出されてる問題の中にもこういった、何かあった時の責任の問題というのは、非常にあいまいになってるというふうには感じますけど。いかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 19:13

再 開 19:16

委員会を再開いたします。

○岡部委員

申し訳ありませんね。同僚議員からも御指摘をいただきましたので、この中身については節度ある範囲の中でお話を聞きたいと思うんですけどね。例えば、最初の話に戻りますけど、1機場が仮に国土交通省から受けてくるに当たってね、例えば、緊急時には一人着けなさいとか二人着けなさいとか、いろんな条件が付いてるわけですよ。そのときに、今どき飯塚市が発注

してるポンプで2百万円超える数字が出てる中でね、1機場百万円ぐらいで雇ってこられるような現状がないし、そういう責任を持たせること自体もね、いろいろ支障があるような気がするんですよ。この点についてはどういうふうに思ってますか。

○土木管理課長

運転管理の受託金額の設定につきましては、排水機場を所管しております、今言われました国土交通省の積算基準に則りまして算出しているものが市のほうに来ております。そういうことから、委託については、市の方からも排水機場の設置を望んだという背景もございますので、そういう上での協定を結んで、現在の取り決めになっております。そういう形でなかなか、飯塚市だけじゃなくて、遠賀川沿いにはずっと排水機場ございますので、委託金額の変更、そういったものにつきましては全体的なものに関わってきますので、今の段階では難しいんじゃないかというふうに思います。

○岡部委員

今みたいな雨の降り方といいますか、昔みたいな季節感があってね、台風時期が多いとかなんとかというのと違って、今、いつ何時、時間当たり100mmっていう雨が降るかっていうのがよくわからんような、非常に世界的な天候異変というのが出てきていると思うんですよ。だから、当然だけど市のほうもね、何かあっても対応できるような体制づくりというのは改めて考えなきゃいけないし、そのための予算化。もしくは国交省から受託するときに、例えば職員の研修費とか何とかいうのもね、全部そのの上に乗っけていただいて対応すべきだというふうに私は考えるんですけどね。どうですかね。

○都市建設部長

今回のゲリラ豪雨を受けまして、排水機場もですね、非常にもう状況としてはパニック状態というふうな状況も起こっております。そういう中で、先ほど担当課長が申し上げますように、それぞれ各排水機場には職員の配置はいたしておるところでございます。しかしながら、今後、こういうゲリラ豪雨に対しては、果たして1名が妥当なのかどうか、そういったことも含めまして考えますと、ある程度、職員体制も充実しなきゃいけないというふうに思いますし、さらには、職員自体の排水機場の研修あたりも十分にさせていただきたいというふうに考えております。今後、こういうふうなゲリラ豪雨を想定しながら、各排水機場の管理体制も十分に整えていきたい、研修も重ねていきたいというふうに考えております。併せまして、先ほど管理責任の問題もあっております。これにつきましてはケースバイケースというふうなことで担当課長も申し上げますが、受託業者の明らかな誤作動があったとか、あるいは配置をしてなかったとかいうことで、明確な瑕疵行為があれば、その辺の問題が出てくるだろうと思います。責任は出てくるだろうと思いますけれども、今後そういったことにつきましても、ある程度この仕様書の中で、今後の問題整理も重ねてやっていきたいというふうに考えております。

○岡部委員

最後にします。先ほども言いましたようにね、なんにもなくても、要するにポンプが動いてもまちは浸かるという状況がもう現実に出てきているわけですよ。そうすると、やはりそういうふうな状況をしっかり国交省に把握していただいてやっていかないと、今みたいに当てがいぶちみみたいな、これだけの予算しかありませんのでこれで何機場分で分けてくださいとかいうような意識の中で、国から受託をしてくるという今の排水機場の受託状況ですよ。こういったものは根本的に見直して、リスクが大きすぎると思うならね、ここはもう請け負われません、と。確かに排水機場の設置というのは地元の要望に基づいて出てきているけど、今はそれの、やっぱりリスクを問われる時代になってきているからですね、もう。これじゃあ受けかねますということは、やっぱりはっきり言うものは言う必要があるんじゃないかな、と。そして、さっき言いましたように、いかなるときも市の職員もそういう運転操作ができるようなこと、そうい

うふうなこともきちっとやって、今度は受託業者も、今、部長が言いましたように、誤操作とかいうふうな問題が出たときには、はっきり、あなたの責任において保険にも入ってください、こういうふうな地元に対する弁済もやってくださいとか、そういったものもね、やっぱり契約の中できちっとうたって、やっていくべきだというふうに思います。これで終わります。答弁は要りません。

○委員長

次に、楡井委員の質疑を許します。

○楡井委員

決算書でいえば188ページになりましようか。委託料に関連して、健康の森公園の諸施設の運営についてお聞きしたいと思います。資料でいえば121ページから122、123ページだと思います。公園内の施設は、これまでに9億2,500万円ほどかけて公園施設、それからプールが14億円とか、多目的広場が6億円とかいうようなことで、総額29億4,750万円をかけて、関連施設をつくっているということであります。で、今まではこれだけの数字しか明らかになっておりませんが、このほかにもまだ投資した金額といますか、使った金額があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、まずその点からご説明願います。

○スポーツ振興課長

まず、プール、多目的広場でございますが、これにつきましては、これ以外に投資というものはいたしておりません。が、案を新たに多目的施設というのを本年8月11日にオープンいたしました。これを建設いたしております。これに係るものが平成19年度に設計委託料としまして882万円、平成20年度に建設工事費、出来高払いの分としまして8,981万円、ほか申請手数料を約20万円ということで、支払合計約9,880万円となっております。これにつきましては、総事業費といたしましては約2億2,245万円でございます。

○楡井委員

約2億2,400万円ですね。そうすると、29億5千万円ほか32億円近いお金がこの間、健康の森公園関連施設に使われたと。それで、これらの施設がですね、投資しただけの利用状況に到達してるんだろうかどうだろうかというふうに思うわけですね。本関連施設が目的どおり活用されているかどうか、この点についてはどのように評価されておるのか、説明をいただきたいと思います。

○スポーツ振興課長

まず、多目的広場でございますが、これにつきましては公園としての機能も有しておりますので、多岐にわたり利用がっております。スポーツとしましてはサッカーであったり、公園として小学校の遠足であったり、家族連れで遊びに来られたりということで、市民の憩いの場として広く利用されているものというふうに考えております。また、プールにおきましても、平成18年度指定管理者にしたことによりまして各教室等も開催されるようになり、利用者もふえてきているというふうに思っております。

○楡井委員

122ページから123ページにかけての一連の表をですね、利用状況等の表を見ると、今言われた状況だと思うんですね。例えば、屋内プールの関係で言えば、41,000から43,000、43,700人という形で増加しておりますし、屋外プールのほうについても、そういう状況には、ちょっと凸凹ありますけど、なってるじゃないかと思うんです。他の関連施設もそういう状況だと思うんですよ。しかし、利用者が多くなっているということと、この公園、公園と略させてもらいますけど、この関連施設をつくった目的通り運営されてると。それから、その目的に合致するだけの利用者になっているという状況とは、また違うんじゃないかと思うんですね、評価の仕方が。そこらへんの評価の仕方をはっきりさせるという意味では、こ

のプールその他を造った時に、だいたいどのくらいの目安を立てて、目標を立ててスターとしたのかということについては、どんなふうですか。重ねて言わせていただきますけれども、関連のやつが三つあるわけですからね、三つとも説明してくれというふうには言いませんので、屋内プールなら屋内プールということで説明していただいても結構です。

○スポーツ振興課長

屋内プールにつきましては、今、指定管理者によりまして屋内に関しては、41,000が43,000ということで来場者がふえております。当初利用計画があったというふうに思っておりますが、その中におきましては当時これが平成15年オープンいたしております。旧飯塚市になるわけですが、その当時としましては、数字的にはこの40,000から50,000程度くらいで考えてあったんじゃないかなというふうに思っております。ただ今現状としましては、利用者若干増えてきておりますが、もう少しPRをしながらプールの利用を増やしていただきたいということには指定管理者の方に申し入れております。

○楡井委員

あまりしつこく言いたくないんですけど、結局その平成15年開設したころの、この施設で、どのくらいの市民の方々に利用していただくかというような—今のご発言では、スタートをする時の目標がはっきり定まっていなかったというような発言じゃなかったかなというふうに私は受け止めたんですけど、そういうふうな状況であれば、現在のこの43,000という数字が、果たして32億ですか、も投資した効果があるのかと、合致してるのかというような総括ができないんじゃないですかね。そこらあたりをどんなふうにご考えておられるのか。自分たちがやってる事業は、はたして市民のためにおおいに役立っているのかどうかという基準は、やはりそういう数字として表れることになると思うんですよね。いかがでしょうか。

○生涯学習部長

当初の利用の目標人数といいますか、私もはっきりした目標数値は持っておりませんが、ここに示しておりますように年々増えております。さらに先ほど申しましたような多目的施設、これも建設されて多くの方が8月から利用されておりますので、周辺のいろんな施設を整備することによってプールだけでなく、広場もありますし多目的施設ありますので、これにより更なる利用者も増えるというふうに期待をしておるところでございます。

○楡井委員

要望と指摘といいますか、させていただきまして終わりたいと思います。私たちが仕事をすうえで、やっぱりどういように総括して次の年度にどう生かすかというために、やっぱり目的と目標、そういうのがやっぱりないと総括はしにくい。だから、まあ前年度並みにしとこうかというなことになるかねないんじゃないかと思うんですよね。ですから、是非毎年例えばこの43,000人を今年はひとつ50,000人にしようと、あと7,000人増やすためにはどうしたらいいかと、指定管理者と一生懸命話をすると、指定管理者とこういうような方向7,000人増加させようじゃないかというような中身の話し合いをぜひやっていただくように、そして巨額の税金を突っ込んだ施設が、市民のために非常に効果があったと有効だったと言えるような状況をつくっていただくようお願いいたします。

○委員長

次に柴田委員に質疑を許します。

○柴田委員

190ページが一番上にありますが、15節の工事請負費の中の勝盛公園改良工事4,248万円とありますが、どのような工事が行なわれたのかお尋ねします。

○都市計画課長

勝盛公園改良工事の中で、まずは健康遊具ゾーン整備ということで、健康遊具、これは10

基つけております。それと勝盛公園改良工事フェンス設置工事ということで外周のフェンス工事、また同じく老朽化した倉庫の解体及びその新設、また中央部にあります老朽した階段の新設などを行っております。

○柴田委員

昨年私も一般質問の中で、1点質問いたしました。勝盛公園は、春の梅、桜から始まり、つつじ、藤と続いております。その公園の中に、四季を通じて来客していただくようにバラ園をつくっていただけたらどうかということで質問したことはございます。そのときに、おっしゃったことに土地が適しているかどうか、それを調査したいとおっしゃっておられましたが、どのようになっておられるのかお尋ねいたします。

○都市計画課長

本年度も引き続き勝盛公園改良工事を実施しております。その中で、平米は約25平米程度ですが、花壇を整備するようにしております。ただ、バラ園にこれは限定したものではありませんで、花壇づくりにつきましては、花いっぱい推進協議会やボランティアの団体をお願いし末長く花づくりが続くような方に作っていただきたいと市では考えております。

○柴田委員

バラというのは割と愛好者がたくさんいらっしゃいますし、特にまた女性にそういう方々が多いと思います。勝盛公園がいかされていくためにも、何とかそういう花ですか、特にバラとかを取り組んでいただきたいと思っております。ボランティアの方々が今情熱的に熱心に取り組んでおられますので、その方々の協力も得ながら1年中公園が活用されるような、またそういう市民の楽しみの場になるように取り組んでいただきたいということを要望して質問終わります。

○委員長

続けてお願いいたします。

○柴田委員

次に同じ190ページの19節の負担金補助及び交付金の中の花いっぱい推進費補助金ということで、407,000円ですね、このようにあります。飯塚市は、市長も観光地として皆様のおもてなしで花いっぱいにしていきたいという思いをお聞きしたことはございますが、旧1市4町、飯塚市全体のお花を今ボランティアの方々も植えていらっしゃいますが、その補助金として407,000円、財政厳しいときですのでいろいろは申せませんが、407,000円で足りてるのかなという心配がございまして、ちょっとお尋ねいたします。

○都市計画課長

御指摘のとおり補助金は407,000円でございます。これとは別に、公園費の決算書188ページ、中ほどに需用費の一番上で消耗品費7,122,473円のこの中で花苗や花の種などの購入費として4,990,784円を支出しております。各地域の公共花壇や小中学校などにこれらを配付しております。

○柴田委員

いろいろと配慮していただいているという状況も分かります。何とかそういう観光地としてふさわしい、そういう花いっぱい事業をしていただきたいなと思っております。またこれは私もちょっとボランティアなんかいたしますが、夏場は一生懸命花を育てても、建物の近くにあるところは水やりすごくやりやすいんですが、飯塚市の市道の周辺に植えている花はなかなか水やりができません。皆様がペットボトルに入れて水をかけたりしておられますが、それでは間に合わなくて枯らしてしまう花が沢山あります。そういうことで、前も質問の中で散水車の要望を一度させていただきましたが、そういうことはどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○都市計画課長

今言われましたとおり、地元での花壇づくりの御苦労については承知しておりますが、現在の本市の財政状況や諸状況をかんがみますと、散水車の確保は難しいと言わざるを得ません。しかし、都市計画課に樹木消毒などに使用するポリタンクがございます。これは500リッターほどございますので、これらを貸与することはできないかと考えております。そういったことで、少しでも御苦労の軽減が出来るのではないかと考えております。

○柴田委員

何とかそのような努力をしていただいて、花が夏場でも咲き誇っているような、そういう取り組みをしていきたいなと思います。そこでひとつアイデアと申しますか、先ほども決算書の中にも尿汲み取り料とかいろいろなことが載っておりました。飯塚市でそういうバキューム車というのですか、そういうのを土日等で活用できるようなことができないのか、そういう車がないのかどうかちょっとお尋ねしてみたいと思います。飯塚市が関係することろでバキューム車がないのかちょっとお尋ねいたします。

○市民環境部長

市の直営をもっておりますので、バキューム車はございますが、バキューム車を散水に使うということは、衛生上非常に問題がございますので、ちょっと無理かと思っております。

○柴田委員

それこそ花壇とか花には肥料をいろいろやったりします。そういう状況で、そういう車でも私は影響ないんじゃないかなと。かえっていいかなという思いもいたします。こういう水をやれない、そういう散水車が買えないならば知恵を出して、そういう車でも活用しながら飯塚市の観光のために花を咲かせていただくような努力を、水やりをお願いしたいと思って、そういう要望をいたしておきたいと思います。次に、楡井委員に質疑を許します。

○楡井委員

住宅の管理の関係で何点か、5点ほどですけども、資料の5ページにもありますけど市営住宅への応募が依然として非常に高い状況が続いています。事前の説明によりますと、あんまり人気のない住宅もあって、そこは非常に低いですよという話もありましたけど、平均すればこのように9.21というような状況なんですよ。この状況を市の当局として、担当課として、どのように感じておられるのか、考えておられるのか、評価についてお聞きしたいと思います。

○建築住宅課長

応募倍率の高い団地につきましては、建物が新しいとか高齢者にとりましては公共の交通機関や買い物と病院等が利用しやすいとかいうところ、また若い所帯にとりましては、学校や保育所等の教育機関に近いなどの立地条件の良いところがやはり応募倍率の高い団地になっております。半面、応募倍率の低い団地につきましては、補修はしているものの建物も古く、また郊外のため公共の交通機関の便も悪いと、また買い物や病院の利用、学校等の通学にも不便なことなどが考えられるところでございます。

○楡井委員

そういう団地の状況を説明していただきたいということではなくて、こういう応募が高いのはなぜかと、どういうふうを考えておられるかということの説明を求めたわけですが。

○建築住宅課長

平成20年度の応募状況で説明をいたしますと5月募集時点で応募倍率がやはり高いのが大坪団地の4.7倍とか、8月募集時の新弁分団地の1.12倍、それからまた11月募集では忠隈泉町団地が5.7倍とか新弁分団地が7.3倍、2月でいいますと松本団地の6.7倍、黒萩団地の8.0倍、新弁分団地の9.3倍というような数字が出ております。また反面、応募率の低い団地といたしましては、年4回の募集をしておりますけども吉北団地、また目尾第二団地、上三緒

団地などもありますが簡易耐火性の二階建ての住宅などでは申し込みが1件から、2件とそういう状況も続いておりまして、かなり応募倍率の高いところ、それから低いところの差が出ているようでございます。ときには申し込みがゼロというようなところもございます。

○都市建設部長

平均で見ますと9コンマ何倍というふうなことでございます。やっぱり依然としてですね低所得者の方々が公営住宅を望まれるというふうなことです。先ほど課長が言いますように新しい団地につきましては、かなりですね倍率が極端に高いわけですけども低い状態の中でもですね、老朽化施設の中でもそういうふうに応募倍率を平均しますと九点何倍というのは、やっぱり低所得者の住宅確保というふうなところで提供を今後考えていけなければいけないというように考えております。

○楡井委員

今経済状況等がですね、今のここの地場賃金問題とかがあってやっぱり安い住宅にですね皆さんが要求しているということの反映であると、今部長言われたとおりだと思うんです。そういう状況にもかかわらずですね当選しても入居しない人が平成18年で23%、それから19年では19%、平成20年では28%も当たっても入らないという数字がこの中から出てくるわけですけど、応募するというこの切実性はかなり高いのに、いざ当たったら入らないという点はどういうふうに分析すればいいのでしょうか。ご答弁願います。

○建築住宅課長

先ほども申し上げましたように、やはり先ほど部長も私も答弁いたしましたけども、新しい団地とか利便性の高い団地につきましてはやはり応募率が高いと。反面ですね、そういう立地条件的なものとか補修はしているものの古い住宅とかにつきましては、やはり1件とか2件、ときには応募がないものもあるということで、やはりそのあたりの格差がかなり出ている状況があると考えております。その辺りにつきましては今後、やはり十分に考えた対応をしていきたいというふうには思っております。

○楡井委員

住宅のこの種別に考えますとですね、母子所帯向けとか老人世帯向けとか身障者所帯向けとかいうところにはですね、結構当たった人はほとんど全員入ってるんですよ。でないところもあるか。一応かなり高い率で入ってるんですよ。ところが一般向けの住宅のところそういう住宅が多いと、そういうその状況、当たっても入らないという状態が出てるということは今言われた古い住宅、そういうのが圧倒的に多いと。障害者向け母子所帯向け身障者向けこういうところはみんな新しいんですか。そうでもないんじゃないかと思うんですが。

○建築住宅課長

それぞれの母子所帯向け、老人所帯向け、身体障害者所帯向けというのがありますが、今委員が言われますようにすべて新しい住宅ということではございません。

○楡井委員

それではですね、この平成20年、決算年度でいえば28%のところにも当たっても入らなかったというわけですよ。もうすぐにも使える住宅になってるわけですよ。そういうふうにもすぐでも使える住宅はですね、次の募集の時期まで空き家のまま放置されるということなんですか。

○建築住宅課長

そういうことになります。

○楡井委員

それはこういう住宅がまだ空いておりますと募集かけて抽選をするというようなことにはならないんですかね。大変もったいない話じゃないかというふう思うんですけど、そういう

方向へ改善するようにですね検討していただけないでしょうか。そうしないとせっかく大きな財産になるわけですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

次にですね、この表には出てきてないんですけども、こういう種類の住宅の別に同和向け住宅があるんじゃないかと思うんですよ。それはこの一般目的、母子、老人、身障改良、この中のどれかに一緒に入ってるのか、それとも全く入ってない別枠なんですか。

○建築住宅課長

同和向け住宅につきましては、一般公募とは別の募集の仕方をやっております、同和向け住宅が平成21年3月末現在21団地342戸ございます。同和向け住宅の募集方法につきましては、空き家が発生した場合は関係団体への募集の案内を送付いたしまして入居希望があれば一般公募と同様の資格審査を行い、入居資格それから収益基準を満たしている申請者であれば推薦を依頼しております、推薦を受けた申込者に対しては入居手続きを経て正式入居という形になります。

○楡井委員

同じ住宅なのに一般募集をしないということで342戸もあるわけですよ。市の住宅は4,400ぐらいでしたかね、そうすると5%以上に比率を占める、6%、7%になるわけですけどそういう状況なんですけれども、空き家ができたら関係団体に連絡して推薦依頼をするというようなやり方で、この同和向け住宅というのが運営されていっていると。これはやっぱり入会手続、それから資格や基準、これは今簡単に述べられたようですけどもね、やっぱりこれはこれだけたくさん住宅で困っている人たちがおるわけですからね。これはオープンにして一般施策としてね、住宅政策の中に組み込むべきだというふうに思いますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○建築住宅課長

これは地域改善対策特定事業に関わる国の財政上の特別措置法に関する法律が平成13年度末をもってその効力を失うことに伴いまして、住宅施策においても国の特別対策は平成13年度末をもって終了することになっておりますが、依然として住宅にかかわる地域の実情や施策ニーズがある場合には平成14年度以降についても一般対策に工夫を凝らした対応をするものであるという国からの通知もあることから、本市におきましても歴史的な背景や社会的理由、福岡県の住宅施策等を考慮した結果、まだまだ生活環境等の安定を図る上からも引き続き同和向け住宅の優先的な入居は必要であると判断をしているところでございます。

○楡井委員

そういう意味ではですね市営住宅という公の住宅のところからですね、差別思想がですね、排除しないといけない、排除しないといけない、失くしていかないといけないと言いながらそういう差別思想を助長するような状況をですね、住宅の側面から作っているというふうにお考えになりませんか。

○建築住宅課長

現在、県におきましてもですね、現時点においては旧同和向け住宅の優先的な入居につきましては、本市と同様の判断を継続しているところでございます。所得格差や教育力の格差が解消されたという状況には至っていないという実態等も考慮いたしまして、同和向け住宅としての取り扱いを継続したいとそのように考えているところでございます。

○楡井委員

押し問答になると思います。そういう状況を私はですね解消する1つの方法としてこういう団地は解消すべきだというふうに思います。確かに所得の低い人が入っているという状況がありますが、先ほど言ったように28%もの空き家があるという側面もあるわけですね。こういうところはあまり人気のないところだということなのでしょうけれども、そういうところを活用

するためにもですねこの同和向け住宅というのは解消していただきたいというふうに思います。最後に、障がい者向け住宅という問題を提起して終りたいんですけど、現在この障がい者向け住宅というのが募集にかけられておりますけれどもゼロが多いんですよね。応募もゼロ募集もゼロということですけど、この障がい者向け住宅という位置づけの住宅は現在飯塚市に何戸あるんですか。

○建築住宅課長

現在、障がい者向け住宅は71団地、4,425戸のうちですね46戸を設けております。これらの住宅につきましては、建設時より身障者向け住宅として建設されたものと、中層住宅等で1階を身障者向けに指定して入居させているものがございます。また現在建設中の新弁分団地につきましては、今回の建設中の団地に1戸、また残りはすでに建設が完了しております入居をしてあります3棟の団地の中で空き家ができ次第、身体障がい者向け住宅として1棟1戸の割合で設けていきたいとそういうふうに考えております。また、なお現在の新弁分団地におきましては、もう既に8所帯身体障がい者の方が入居してありますので、そのことも十分に配慮した設置が必要であると考えておるところでございます。

○楡井委員

弁分団地のことは今から言おうかと聞こうかと思いましたが、先に今言われたんで結構なんですけど、障がい者の方がですねすでにここに入っているからいいんだというわけではないんですよね。一般向けのところにたまたま抽選で当たって入ったということですからね。ですから障害者の方は優先的に抽選応募で入居できるというところを確保してもらいたいということで、これは穂波の時代からの弁分団地への確保ということでありまして、新しいところに今から、今まで建った3棟にもですね以後確保をしたいという課長の決意でございますので、ぜひ都市建設部としてもですね、それを確認した上で全棟建ったときにはですねそういう募集もかけていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長

次に、江口委員に質疑を許します。

○江口委員

193ページ非常備消防費、消防団についてお聞きいたします。消防団のトレーニング、研修ですね。こういった形になっているのか概略をお聞かせください。

○総務課長

消防団につきましては、訓練それから研修というふうに大きく分けて2つほどございます。このうち訓練につきましては、年間を通じまして飯塚市消防団の全体訓練、それから夏と冬に分団別の訓練、それから飯塚市の総合防災訓練、その他幹部教養訓練、礼式訓練、そういったものがございます。

○江口委員

先日の水害の際にはですね、消防団の方々には非常に活躍をしていただいたわけなんですけど、訓練並びに研修の中で防火以外のですね、今回の風水害とか、そういった部分への対応については組まれているんでしょうか。

○総務課長

今までは正式な形では組まれておりませんでしたけど、今回の水害を機に次回の幹部教養訓練の中で水害をテーマにした訓練を実施する予定でございます。

○江口委員

ぜひですね、その部分を幹部の方々以外の一般の団員の方々にも広げてほしいと思うわけです。というのはですね前回の水害の際にボートで救助にあたるということが各地で行われました。ところがボートで救助にあたらうとしていても、どこが側溝なのか分からなかったりです。

るとかですね、そういった部分で非常に危険性も高い部分がございます。ぜひそういった事故がないように消防団の方々にきちんとやっていただきたいと、ぜひその点について配慮をお願いして質問を終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第8款土木費、第9款消防費についての質疑を終結いたします。お諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ、明日10月30日午前10時から委員会を開き審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。以上をもちまして、平成20年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れ様でした。